

【2025 年 5 月 短取研資料】

2025 年 5 月 16 日

2025 年度 短取研 BCP 訓練について

## 1. 昨年度の訓練概要

3 市場合同訓練と同日実施 2024 年 11 月 13 日

- ①メインサイトからバックアップサイトへの切り替え（バックアップサイトへの参集）
- ②バックアップサイトまたは在宅から BCP ウェブサイトへの入力
- ③バックアップサイトまたは在宅からの市場取引（無担保コール取引）
- ④日本銀行による訓練目的の共通担保オペへの参加(全店貸付)

## 2. 昨年度の訓練における課題・提言など(抜粋)

- ・ BCP 人員の多役化・連携強化
- ・ 通勤時間帯の被災の場合の、連絡体制の強化
- ・ 事後アンケートの簡素化など、訓練参加者の負担軽減 等

## 3. 今年度訓練についてのアンケートご依頼

短取研 BCP 訓練の実効性を上げるための方策などを、寄せていただきたい

## 4. その他 皆様のご意見など、フリーディスカッション

# 短取研による実践的なBCP訓練に関するアンケート結果

B

## 1. 今年度の訓練に対する具体的なアイデア・要望

	今年度訓練に対するアイデア・要望
(1) 被災シナリオ関連	<ul style="list-style-type: none"><li>① 例年通り首都圏直下型地震を想定したシナリオを希望</li><li>② シナリオ時間帯にリアルタイムで訓練を実施</li><li>③ 訓練時間を午後に統一/午前の訓練の実施</li></ul>
(2) 訓練用オペ関連	<ul style="list-style-type: none"><li>① 例年同様、共通担保オペについて実施時間をブラインド化</li><li>② 日銀ネットが使えない状況を想定した訓練</li><li>③ 補完貸付制度（ロンバート型貸出）の実施</li><li>④ 米ドル資金供給オペ・米ドルオペ用担保国債供給・補完供給オペの実施</li></ul>
(3) その他	<ul style="list-style-type: none"><li>① 人事異動で担当者が一新されたため、前年度と同様の内容を希望</li><li>② BCPウェブサイトからのメール受信・書き込みの稼働確認</li><li>③ 訓練時における日銀ネットの障害時用端末利用の連絡の簡素化</li><li>④ 在宅勤務からのコール取引や約定確認システムがダウンした場合のFAX対応</li><li>⑤ 外貨コール取引の実施</li></ul>

# 短取研による実践的なBCP訓練に関するアンケート結果

## 2. 全店貸付実施の場合の参加意向(業態別)

	都銀等 (含む新形態)	地銀	第二地銀	信託	証券	短資	系統 ・その他	合計
参加希望	5社	29社	10社	1社	3社	1社	2社	51社
参加希望 (昨年度)	7社	27社	12社	2社	4社	3社	3社	58社

## 3. 来年度以降の訓練に対するアイデア・要望

	意見
被災シナリオ関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 他の公的BCP訓練（流動性供給訓練・日銀ネット障害対策訓練など）との合同実施訓練</li> <li>• 取引量および決済量の多い午前中にメインサイトが被災するシナリオを希望</li> <li>• 地震以外の自然災害（台風など）や、システム障害を想定した訓練</li> <li>• サイバー攻撃発生時の訓練</li> <li>• 首都直下型地震以外にも南海トラフを想定した訓練も必要ではないか</li> </ul>

# 短取研による実践的なBCP訓練に関するアンケート結果

## 4. その他のご意見・ご要望

- 訓練に関する事前・事後アンケート回答への負荷を軽減集約をしていただきたい
- 地銀によってはメインサイトが首都圏にないケースもあり、訓練時のメインサイト・バックアップサイトの区分に当てはまらないことがあるため、訓練資料に追記するなど配慮をしていただきたい
- 金融機関の、被災時のバックアップサイトに切り替え運行する体制確保に関し他行事例を可能な範囲でご教示頂きたい。具体的には、バックアップサイト駐在の人員でどの程度まで資金取引関連の業務を行えるか、またはメインサイトの人員がスムーズにバックアップサイト拠点へ移動をどのように行うか情報収集したい

# 短取研が企画する実践的なBCP訓練の実施概要

C

## 1. 目的

◆3市場合同訓練（短期市場共同訓練）においては、BCPウェブサイトを利用した机上訓練が中心。本研究会では、3市場合同訓練が策定する被災シナリオに基づき、資金取引の実施といった実践的な訓練を追加で実施することにより、本邦短期金融市場のBCP体制を強化。

## 2. 実施日時

◆ 2025年11月12日（水） 午後1時～午後5時頃  
※3市場合同訓練と同日程

## 3. 被災シナリオ

◆ 平日の午前9時30分に首都直下型地震発生（M7.3、最大震度7）  
※3市場合同訓練の被災シナリオに準ずる

## 4. 訓練メニュー

- ① メインサイトからバックアップサイトまたは在宅への業務切り替え
- ② バックアップサイトまたは在宅からBCPウェブサイトへの入力
- ③ バックアップサイトまたは在宅からの市場取引（無担保コール取引）
- ④ 日本銀行による訓練目的の共通担保オペへの参加（全店貸付）

## 5. 各種訓練の概要と実施時間

訓練メニュー①	13:00	3市場合同訓練と合わせて、事前にバックサイトに参集または在宅勤務へ切り替え
訓練メニュー②	13:30頃	BCPウェブサイトへの情報登録を要請（バックアップサイト・在宅を活用）
訓練メニュー③	任意の時間	任意の時間で無担保コール取引を実施（バックアップサイト・在宅を活用）
訓練メニュー④	時刻未定	共通担保オペ実施（オファー時間はブラインド化）

## 【ご参考】3市場(短期・証券・外為)合同訓練概要

### 3市場合同訓練概要について

- ・ 2010年に開始された、短期金融市場、証券市場、外国為替市場の3市場合同での業務継続計画に関する金融市場横断的な訓練（市場レベルBCP・3市場合同訓練）
- ・ 今年度は首都直下地震が発生したという想定のもと、特にコール取引が活況を呈する時間帯における基本的な対応策を検討する。想定時刻を平日9:30（訓練における実時刻は13:00）にし、より実効性の高い訓練を実行する。

### 短期金融市場BCP事業および共同訓練について

- ・ 短期金融市場BCP事業  
災害等により短期金融市場における通常の市場運営が困難となった場合に備え、市場の安定的な継続運営を確保することを目的に、被災時の短期金融市場の機能維持と早期の機能回復を支援する業務継続計画（BCP）等を実施する体制を整備する事業。
- ・ 共同訓練  
作業の習熟および基本動作の確認等を目的に、事業開始（2006年）以降、毎年、全参加者・客員を対象として実施。2010年からは上記合同訓練に、他市場とも同様の被災想定・想定シナリオにもとづく訓練として参画。

---

# BCPに関する短取研アンケートの結果報告

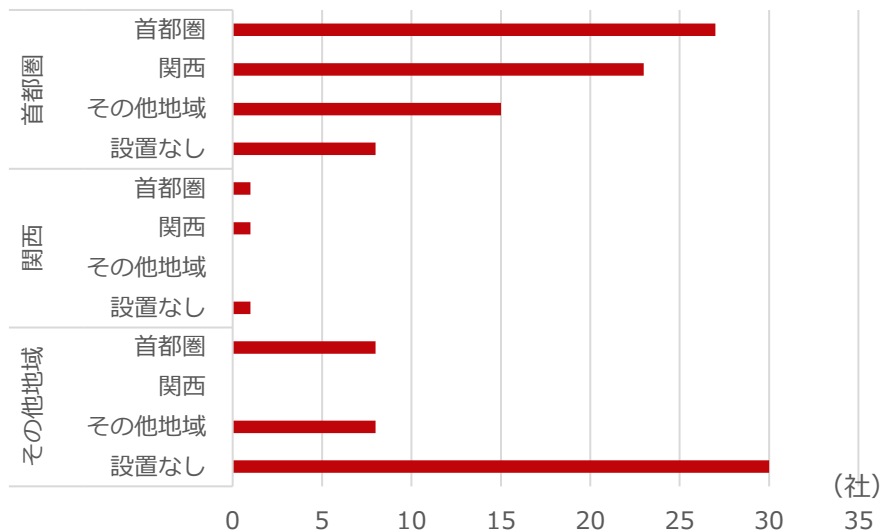
2025年12月18日

短期金融市場取引活性化研究会

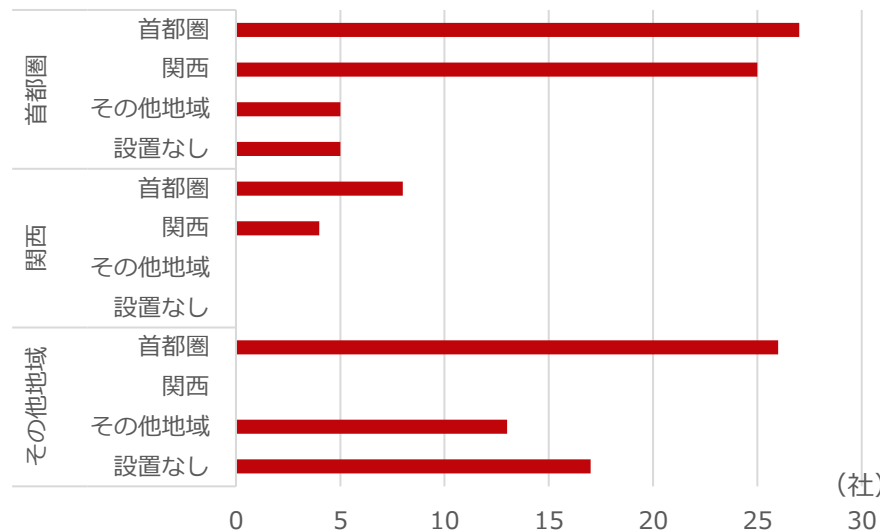
# 1-1 全社共通の質問

(1) 資金繰り業務のメインサイトおよびバックアップサイトの所在地を教えてください。

メイン サイト    バックアップ サイト

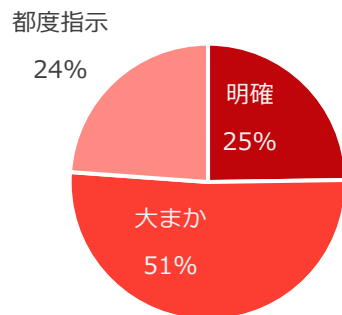


メイン サイト    バックアップ サイト

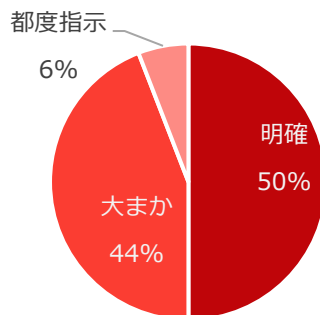


(2) 本年度の被災想定（平日午前7時30分）においては、メインオフィスに通常通りの人員がいることが想定されますが、人員ごとに業務復旧にむけた役割が明確に決められていますか。

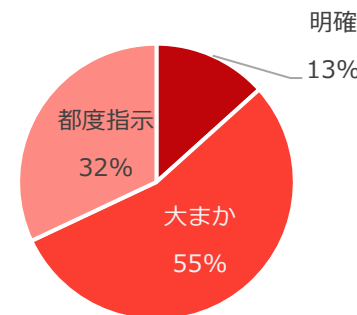
全体



都銀等、証券、保険、信託等



地銀・第二地銀



## 1-1 全社共通の質問

(3) 今年度の発災想定時刻（平日午前9時30分）に関して、他の時間帯と比較して課題に感じた事象があれば教えてください。

（一部抜粋）

### 人員配置・状況判断

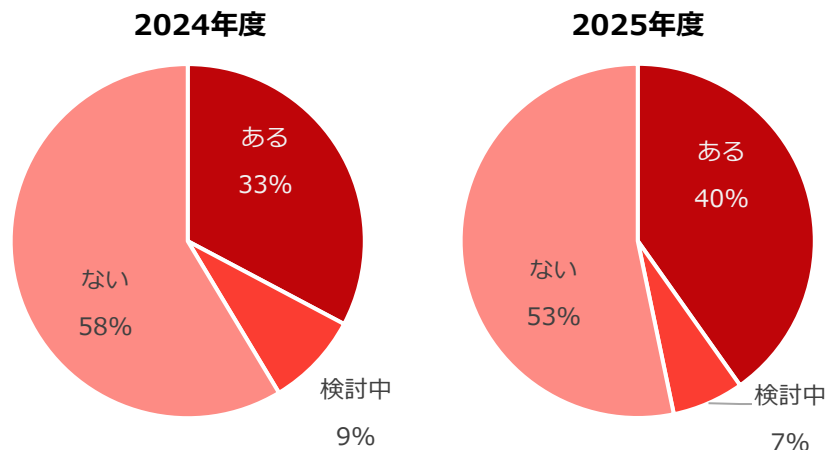
- メイン、バックアップサイトとも担当者が出勤または在宅勤務を開始している時間帯ではあるが、出勤状況、災害状況に応じた役割分担を適切に行う為に、迅速な情報共有と明確な対応指示が必要であると感じた。
- 今年度の発災想定時刻には通常通りの人員は出社済であることが想定されるため、安全確保の上帰宅とし、災対オフィスメインの想定シナリオが必要となった。

### 決済・システム

- 震災発生直後の時間帯はバックサイトではあまり問題はない。一方、同時帯はフロントサイトで有価証券の資金決済などが予定されている時間であり、支払遅れなどが発生してしまう可能性が非常に高い。
- コール取引等の市場取引やその他の資金決済が行われている時間帯であり、取引が中断することや処理未了が発生しうるなかで、バックアップサイトへの切り替え時の引継ぎは、通信手段が限られる状況で確実にすることは非常にハードルが高く、ストレスがかかる。
- コールやレポの取引がすでに行われており、約定済かつ決済完了未済の取引があることが想定された。バック部署や取引相手との連携が迅速に行われること、日頃から連絡先の共有などが重要と感じた。
- 当日約定当日スタートのコール取引について、約定確認済みではあるが、決済時刻の遅延可能性について仲介業者や取引先との連絡等が必要となる。
- 当該時刻は当行から発信する資金決済が完了していない時間帯であったことから、送金予定の相手先へ当行の状況（被災状況、業務継続の可否、決済状況、当行緊急連絡先）を早急に通知する必要があると感じた。
- 資金調達前の時刻となるため、日銀ネットが稼働していなければ、調達に困難が生じる可能性がある点。

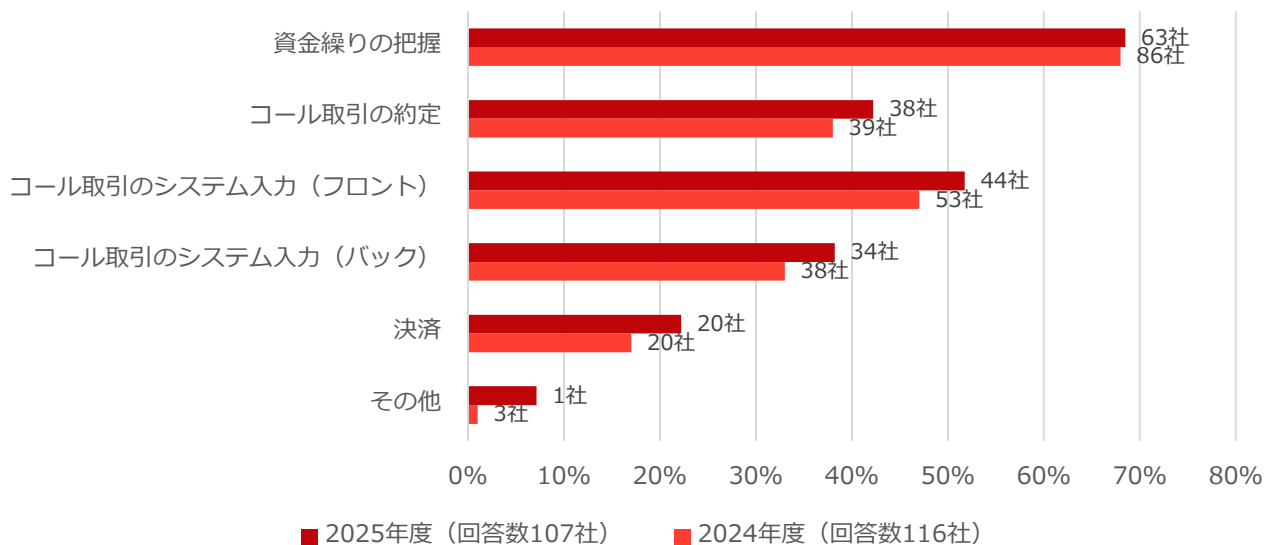
# 1-1 全社共通の質問

## (4) BCP体制としての在宅勤務制度は存在していますか。



- 昨年度と概ね同水準であるが、在宅勤務制度がある先の割合がやや増加
- 平時から在宅勤務を活用している先も複数存在
- 但し、在宅勤務が可能な先の中でも、ほぼすべての業務を遂行可能な体制を整えている先から、一部の業務に限られる先まで様々
- 特に日銀ネット等のシステム制約が、在宅可能業務拡充にあたっての範囲課題

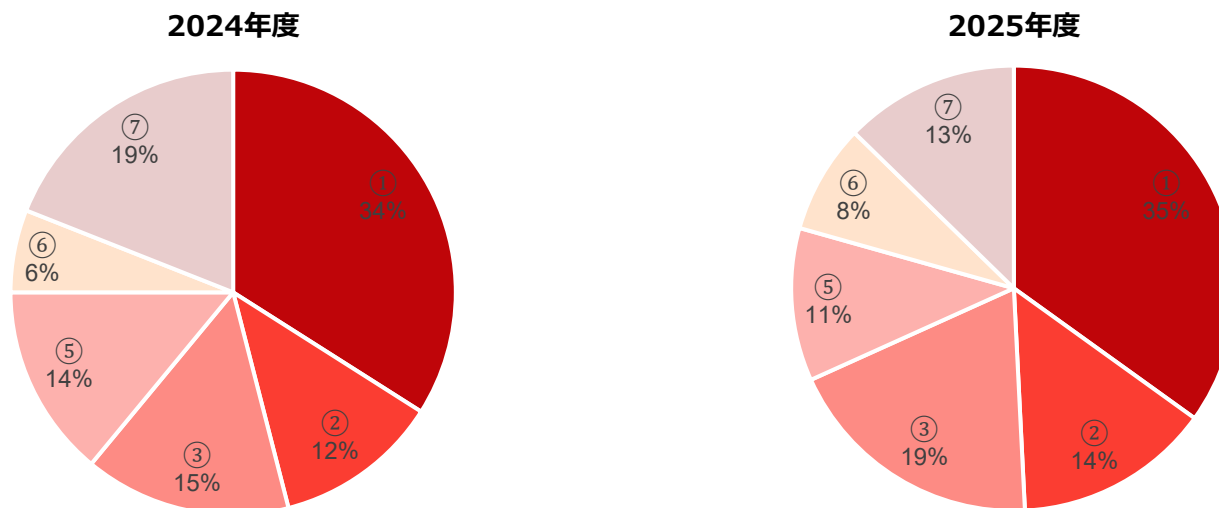
## (5) 在宅勤務環境で実施できる資金繰り業務についてご入力ください。



- 昨年度対比、実施できる資金繰り業務は全体的にやや増加
- 但し多くの業務について、在宅で実施できると回答した先は半数未満
- 1-1(4)と同様、システム面の制約が主なネックとして存在

## 1-2 メインサイトが首都圏にある参加者のみ回答

(1) バックアップサイトへの参集メンバーはどのように指定されていますか。



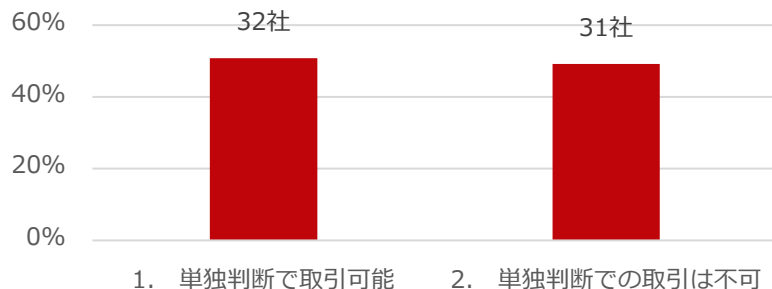
1. 平時よりバックアップサイトに専任者が常駐している
2. バックアップサイト近隣部署の、別の業務に従事している人員が緊急的に参集することとしている
3. メインサイト勤務者の中から、居住条件等を勘案し、あらかじめ個人毎に指名されている
4. メインサイト勤務者の中から、当番制などにより、個人もしくはチーム毎にあらかじめ指名
5. 被災の状況によって都度指名される
6. 特段参集メンバーについてのルールはない
7. その他

「④メインサイト勤務者の中から、当番制などにより、日次・週次・月次といったサイクルで個人もしくはチーム毎にあらかじめ指名」との回答はゼロ

□ バックとフロントで取り扱いが異なる先があるほか、異なる2地域でのデュアル体制を平時から敷いている先が存在

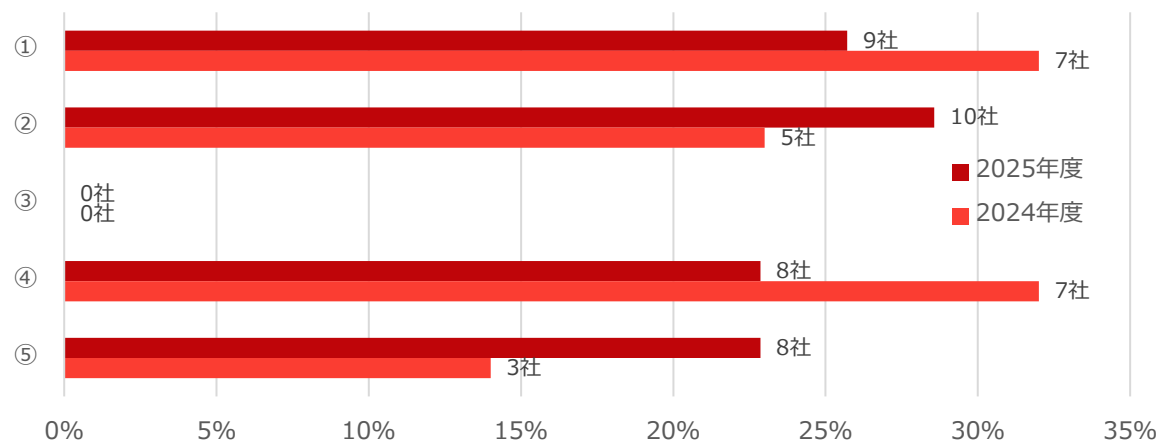
## 1-2 メインサイトが首都圏にある参加者のみ回答

(2) バックアップサイトで資金繰り業務を行う場合、バックアップサイトの単独判断で市場取引が可能ですか。



- 単独判断で取引可能と回答した先が過半数であるが、資金放出については単独判断不可と回答した先が相応にあり
- 有事には資金調達需要に対して十分な資金放出が為されない可能性も

(3) (2)で「資金取引」について「1.単独判断で取引可能」と回答された場合、社内でどのような取り決めがあるのか教えてください。

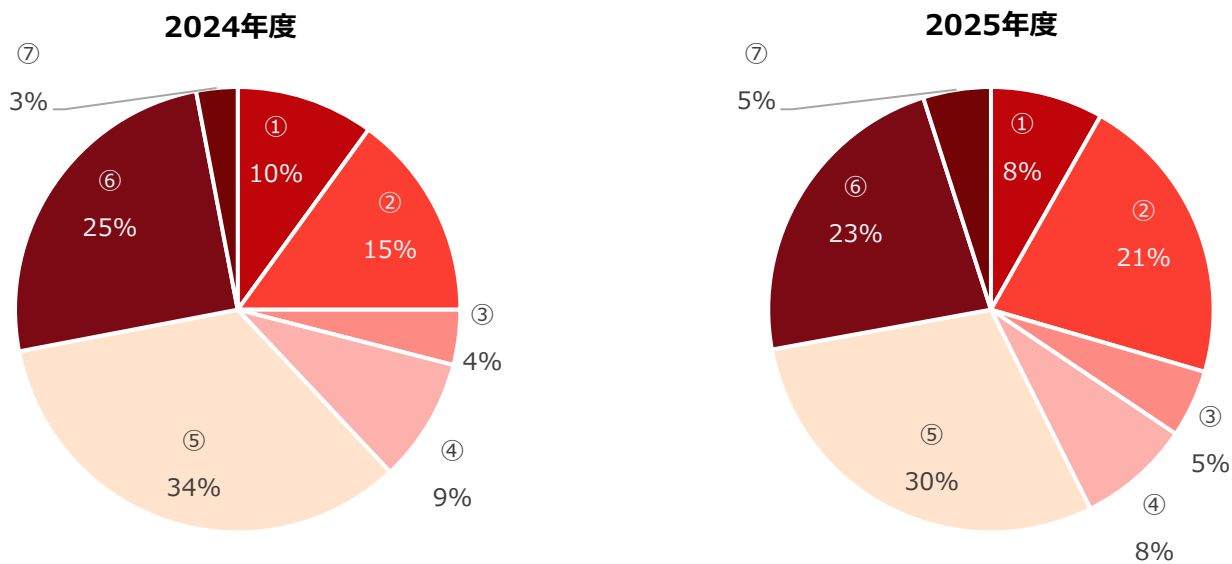


- メインサイトの近郊にないバックアップサイトにおいては、平常の担当者が対応できないことから業務に制約を設けている例も
- 資金放出についてはグループ内取引に限るよう取り決めている先も存在

- |   |
|---|
| ①特段の制約を設けずに単独判断での資金放出取引が可能なよう、社内規定・社内手続等を整備済み                 |
| ②一定の金額の範囲内で単独判断での資金放出取引が可能なよう、社内規定・社内手続等を整備済み                 |
| ③既存取引のルール等に限定して資金放出取引が可能なよう、社内規定・社内手続等を整備済み                   |
| ④特段の社内規定等の整備はないものの、その時点での状況を踏まえてバックアップサイトの単独判断で資金放出取引を行うことを想定 |
| ⑤その他  |

## 1-3 メインサイトが首都圏以外にある参加者のみ回答

(1) 首都圏の短期金融市場が一時的に停止した場合、資金繰り業務としてどのような初期取引を考えますか。



①日本銀行からのロンバート借入

②日本銀行からの資金供給オペ

③首都圏金融機関の首都圏以外のバックアップサイト（大阪等）との相対取引

④首都圏以外の金融機関との相対取引

⑤仲介業者の大阪拠点との取引

⑥特段何もしない

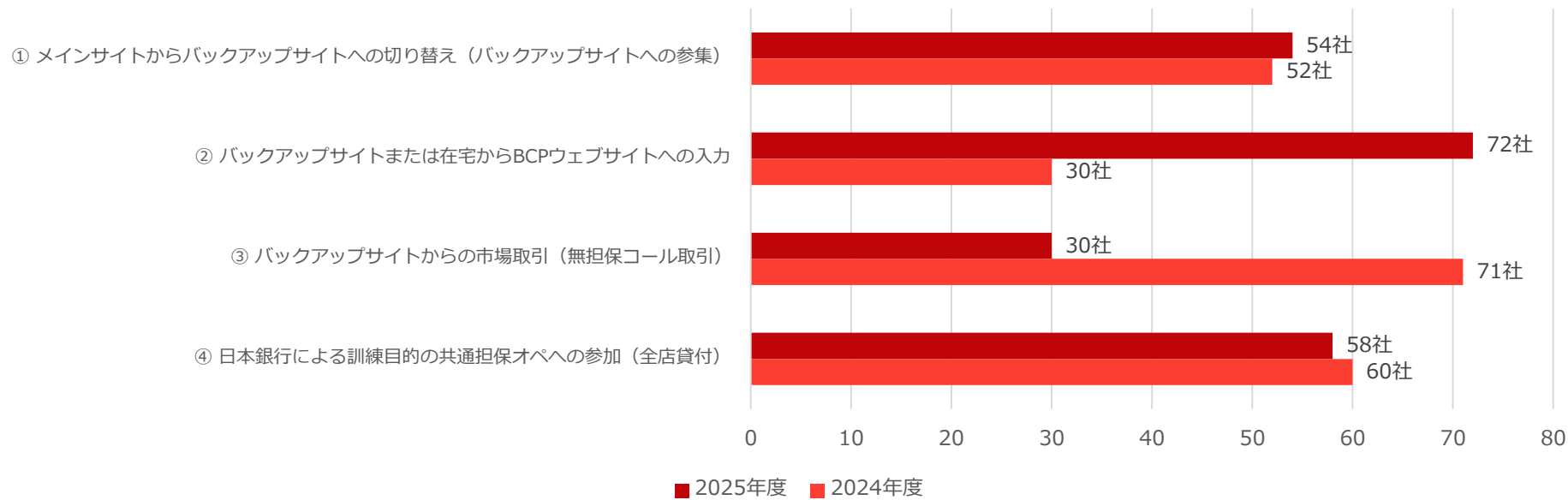
⑦その他

□ 2024年対比、①②の日本銀行との取引を初期的に検討する先が増加。対して、③④⑤の首都圏以外の先/バックアップサイトとの取引を検討する先が減少

□ その他の回答の中では、復旧までに要する期間に応じて、日本銀行か首都圏以外の金融機関かどちらを中心に取引するか決定するという意見が見られた

## 2-1 短取研が企画する実践的なBCP訓練への参加状況について

### (1) 今回の訓練への参加状況を教えてください。



□ 参加社数は2024年度と概ね同程度

□ 「バックアップサイトからの市場取引」については参加社数が減少した一方、「バックアップサイトまたは在宅からBCPウェブサイトへの入力」については増加した

## 2-2 メインサイトからバックアップサイトへの切り替えについて

(1) バックアップサイトへの参集およびバックアップサイトの立上げにあたり、課題に感じたことがあれば教えてください。

(一部抜粋)

### 参集に係る課題意識

- 参集できる人員が限られていること。
- 公共交通機関が利用できない状況になった場合、バックアップサイトの立ち上げに相当の時間を要する点が、引き続き課題であると認識。
- 鉄道が動いていない場合の参集方法について要検討。

### バックアップサイトでの業務に係る課題意識

- コール取引等の市場取引やその他の資金決済が行われている時間帯での被災は、取引が中断することや処理未了が発生するなかで、バックアップサイトへの切り替え時の引継ぎは、通信手段が限られる状況で確実に行うことは非常にハードルが高く、ストレスがかかる。
- 通常業務をメインサイトにて実施しているため、バックアップサイトは業務に不慣れであり、危急時における迅速な対応に課題があるため、BCP対応についてより確認し合う必要があると感じた。

## 2-3 バックアップサイトや在宅からのBCPウェブサイトへの入力について

(1) バックアップサイトの参集メンバーや在宅勤務によるBCPウェブサイトへの入力にあたり、課題に感じたことがあれば教えてください。

(一部抜粋)

### 人員確保

□ 当行では少人数かつ業務を兼務している体制のため時間帯によってはリアルタイムでの入力が困難な場合がある。

### コミュニケーション

□ 在宅勤務からBCPウェブサイトへの入力に際しては、訓練全体との整合性を図るために、更新のタイミングや入力内容などについて、入社している社員との意思疎通や連携が重要だと感じた。

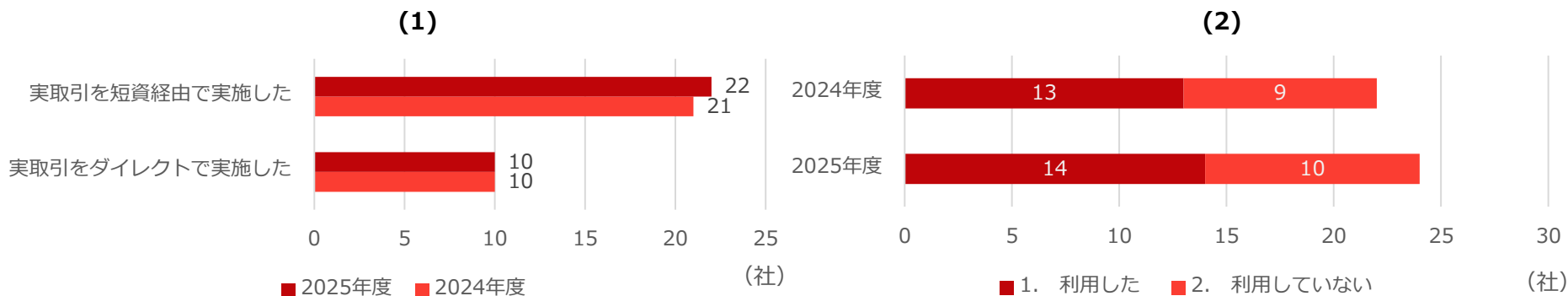
### 状況把握

□ メインオフィスでの状況把握が難しかったこと。

□ 在宅勤務ではBCPウェブサイトの情報は確認出来るが、オフィスにいないと自行の状況は把握できず、情報の更新が難しい。

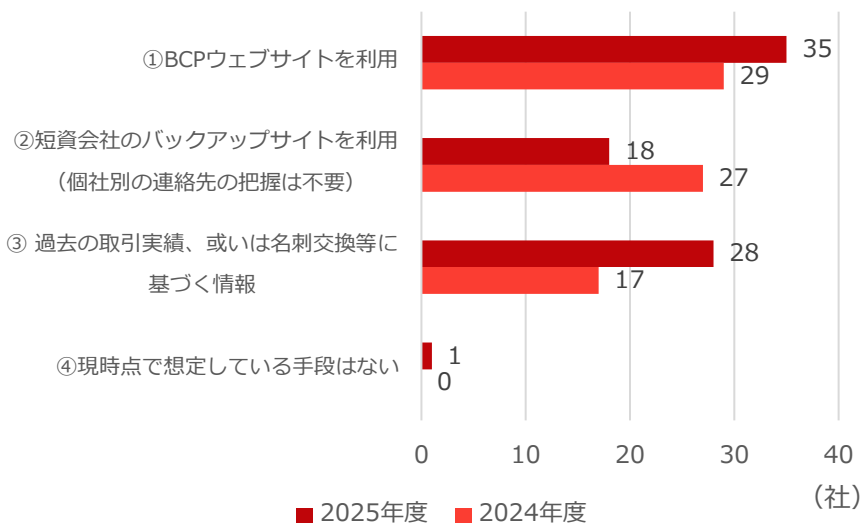
## 2-4 バックアップサイトからの市場取引（無担保コール取引）について

- (1) バックアップサイトからの市場取引（無担保コール取引）は、以下のどの形式で実施しましたか。  
 (2) 上記（1）で②を選択された場合、短資会社を利用した実取引の後方事務について、短資約定確認システムは利用しましたか。

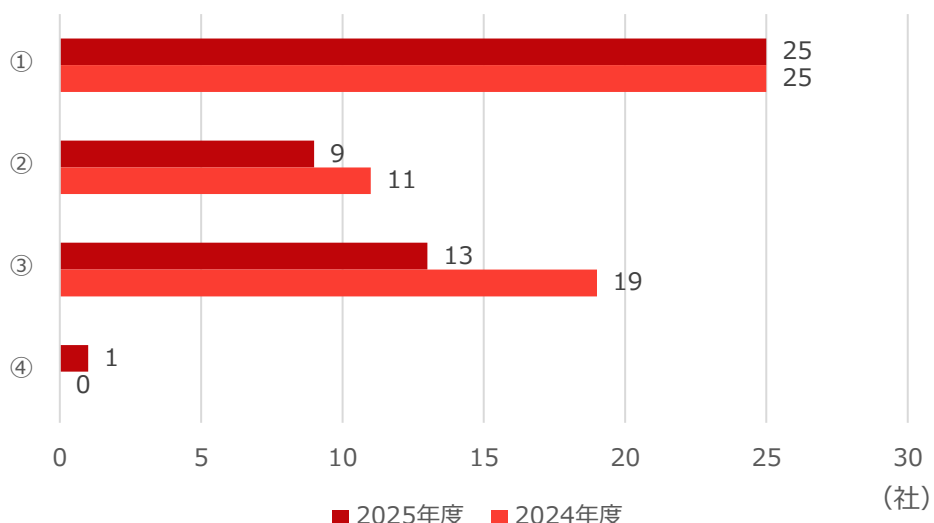


- (3) 被災時に取引先と連絡を取り合う為の、取引先のバックアップサイトの連絡先を把握する手段は何ですか。

### フロントオフィス



### バックオフィス



## 2-4 バックアップサイトからの市場取引（無担保コール取引）について

(4) バックアップサイトからの市場取引（無担保コール取引）を行うにあたり、課題に感じたことがあれば教えてください。

（一部抜粋）

### 手順書の作成／フロー整備

- バックアップサイトの設置はなく、本部および支店といったメインサイトが首都圏のみにある状況。お互いをメインサイト及びバックアップサイトと見立て、普段行っている業務を入れ替えて訓練を実施。手順書を作成しており、滞りなく実施することができた。
- バックから約定連絡するにあたり、連絡先や約定後のフロー等が整備されていないことから、整備を行う必要性を感じた（バックアップサイトの課題）。

### 予見困難性

- 被災時における無担保コール取引の調達可能額が読めない点。

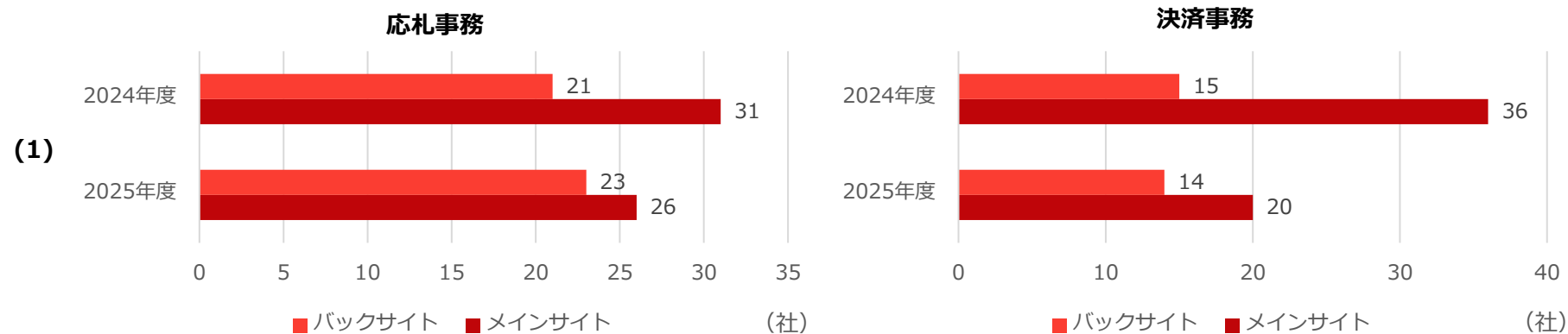
### 人員確保

- 実際の発災時に取引件数が増加する場合、現行人員で対応できる件数に限りあり。

## 2-5 日本銀行による訓練目的の共通担保オペへの参加（全店貸付）

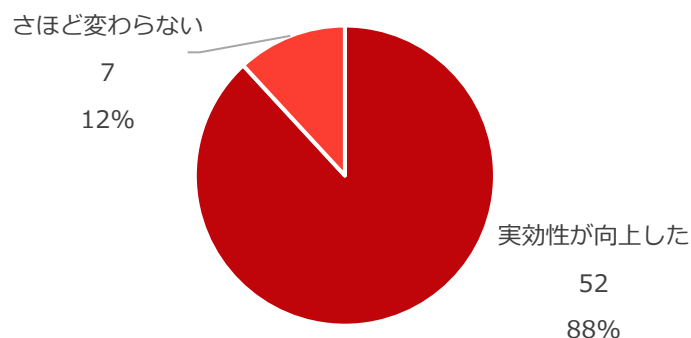
(1) 訓練目的の共通担保オペの応札事務・決済事務を、メインサイト/バックアップサイトのどちらから実施しましたか。

(2) 訓練目的の共通担保オペの応札事務・決済事務は、問題なく行えましたか。



(2) 全ての先につき、応札事務・決済事務が問題なく行えたと回答

(3) 今年度は、緊急事態を想定しオファー時刻を特定しない（ブラインド化）訓練を行いました。実効性は高まりましたか。

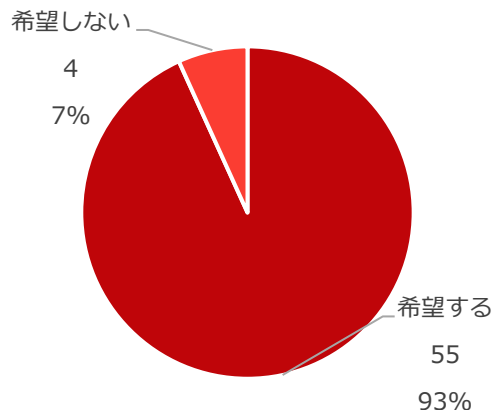


□ 多くの先で「実効性が向上した」と回答

□ 「さほど変わらない」の理由として、ブラインドになっていたとしてもオファー時刻は概ね予測できるという意見が挙げられた

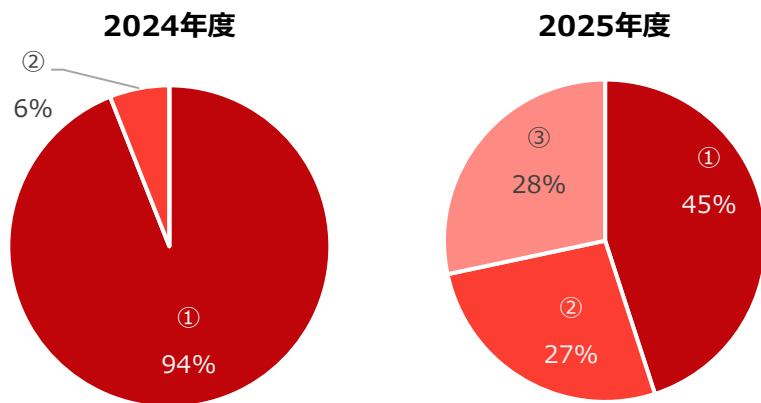
## 2-5 日本銀行による訓練目的の共通担保オペへの参加（全店貸付）

(4) 来年度も本メニューが継続される場合、引き続きオファー時刻のブラインド化を希望しますか。



- 多くの先で「希望する」と回答
- 「希望しない」の理由として、オファー時刻は限られた時刻内になり実効性向上策としての効果があまりないという意見のほか、通常業務との兼ね合いで負担を軽減したいという意見が挙げられた

(5) 災害時に備え、普段の共通担保オペの事務対応とは異なる行員が当該事務を担当するといった想定を置き、訓練を行っていますか。



- |                                     |
|-------------------------------------|
| ① 想定を置いており、定期的な手順の確認も行っている          |
| ② 想定は置いているが、（今回を除き）定期的な手順の確認は行っていない |
| ③ 想定は置いていない                         |

## 2-5 日本銀行による訓練目的の共通担保オペへの参加（全店貸付）

### (6) 訓練目的の共通担保オペへの参加にあたり、課題に感じたことがあれば教えてください。

（一部抜粋）

- 訓練と本来の日次業務（締め上げ、等）が重なると、事務ミスが発生する可能性が高まることが想定される。バックから約定連絡するにあたり、連絡先や約定後のフロー等が整備されていないことから、整備を行う必要性を感じた（バックアップサイトの課題）。
- 普段のオペ事務者とは異なる部署が実施する場合を想定して、定期的な確認が必要であると感じた。
- コール取引と同様に本部および支店をメインサイト及びバックアップサイトと見立て、普段行っている業務を入れ替えて訓練を実施。手順書を作成しており、滞りなく実施することができた。
- バックアップサイトからの共通担保オペ参加が課題。
- 普段担当していない担当者が対応した場合に手順に戸惑うことがあり、習熟度を高める必要性を感じた。
- 訓練機会が限られている点。短取研訓練と日銀災害訓練を有効活用している。

## (ご参考) 成果、課題、意見等一覧 (成果)

- BCPウェブサイトへの情報登録、閲覧等の緊急時対応についての手順を確認することができた。
- 被災時の初動体制を確認することができた。
- バックアップオフィスの端末立ち上げ確認、フロント部署とバック部署の連携方法の確認、メイン拠点と連携し日銀ネット（バックアップオフィス）での承認操作の確認。
- BCP発動時の業務フローを再確認して細かい点の見直しを図ることができ、フロント・バック間で業務の相互理解が進んだ。
- 例年実施している訓練ではあるが、BCP体制の再確認ができた。
- バックアップサイトの担当者が取引等の一連の流れを確認できた点。BCPウェブサイトの操作を確認できた点。
- バックアップサイトから共通担保オペの応札事務を実施することでより実践的な訓練が行えた。
- 災害発生に備えた業務継続体制の在り方や、想定外の事象のイメージ作り等のシミュレーションが出来た。また、BCPウェブサイトによる情報収集や、その活用方法の習得ができ成果があった。
- BCPウェブサイトへの入力を状況に合わせてスムーズに情報登録を行い、また他行の状況も確認することができた。BCPウェブサイトへの入力には、定型文のようなものを準備しながら、状況に合わせて変更を加えて登録することで、スムーズに行うことができた。実際の被災時など情報登録が必要な際にも活用できると感じた。通信手段が限られる中でバックアップサイトへの切り替えが必要となる状況では、BCPウェブサイトを経由してメイン・バックアップの両拠点間のある種のコミュニケーションをとるツールとしての活用方法も検討してみたい。
- 出社している職員・在宅勤務者間での業務継続可否などの意思疎通を行う等、発災時におけるメインサイトの職員の動き方について再確認することができた。
- PC及びスマホを利用し現状確認、BCPウェブサイトへの書込み等訓練ができた。他行の訓練状況も確認でき参考となった。

## (ご参考) 成果、課題、意見等一覧 (成果)

- BCPウェブサイトへの入力を行う中で、他行の状況を知ることができた。
- 担当者、役席が異動により交代し初めての訓練であったことから、障害発生時の手続きや事務の流れについて確認できた。
- ウェブサイト「参加者業務状況更新履歴」から他行、他社がどのような対応を取っているかを知り、危急時において適切な状況共有を行えているか否かが安全な決済および取引につながると学んだ。
- 昨年の訓練から、本部及び東京支店の担当者に変更があったが、手順書の整備を行っていたため、業務を入れ替えたオペレーションの実施は滞りなく実施することができた。また、BCPウェブサイトにて情報更新を行うなど、緊急時の対応を確認することができた。
- 昨年の訓練実施以降当部に異動してきた行員に、BCP訓練を通じてBCPサイトの周知を行った。
- 緊急時の手順を確認できたこと。
- バックアップサイトにおける実務確認。
- BCPウェブを閲覧し、当社の状況を適時入力することが出来たこと。また、BCPウェブ入力状況の推移に対応し、関係者で情報共有出来たこと。
- 主な成果は次のとおり。①災害発生時における行動に関して、各自の役割や関連部署との連携について再確認できたこと ②フロントオフィスの訓練参加メンバーが一部入れ替わり、BCP態勢の維持・充実が図れたこと ③在宅勤務からBCPウェブサイトへの登録などを実際に行い、より実践的な訓練ができたこと ④BCPウェブサイトを通じ、銀行・短資会社等各業態の対応状況を知ることができたこと。
- 当行の足元の資金ポジションには余裕があり、共通担保オペについては2022年以来利用がなかったことから、今回の実調達訓練は、市場部門担当者の対応力強化に大きく寄与した。

## (ご参考) 成果、課題、意見等一覧 (成果)

- 自行や他行の被災状況把握、自行の資金繰り動向を確認しつつ、フロント・バック部門が連携して非常事態発生時の臨機応変な対応を経験できたといえる。
- BCPサイトの使用方法や災害時の初動体制の確認、日銀共通担保オペの手順を確認できました。
- 新しい担当者も含めてBCPの取り組みを確認できた。
- 【フロント業務】 BCP手順の確認と実効性のチェックを行うことができた。また、異動の影響で部員の業務経験が少ない状況となっていたが本訓練により部員の経験値底上げができたものとする。【バック業務】 当社システム更改後、初めての共担オペと頻度の低い非約確取引を訓練として行うことができ、担当者の経験値向上の機会となった。また、BCPウェブサイトにて、他金融機関の約定状況や決済状況の情報収集を行い、BCP時の実態に即した動きをすることができた。
- 共通担保オペの入札事務等の実効性が高まった。バックアップサイトでの実施可能業務を再確認できた。
- BCPの重要性の認識。
- 2025年2月よりバックアップサイトとして大阪事務所を開設したため、本訓練が開設以降、初の訓練となったが、無担保コール取引および共通担保オペ取引について、大阪事務所での一連の決済事務処理手順を確認できた。
- 災害が発生する時刻の違いによって、業務継続上の影響を事前にシミュレーションできた。また、日銀共通担保オペの手続きを実際に行い、業務手順を再確認できた。
- サイトへの書き込みや状況照会を経て、他の参加者の取組や全体の流れをイメージすることができた。
- BCPサイトの利用方法を再確認することができた。バックアップサイトでのコール・共通担保オペを実地で行うことで、フロント・バックの連携やバックアップサイトでの業務手順を再確認することができた。
- バックアップ拠点におけるフロント業務の事務手続きを一通り確認できたことは有意義だった。

## (ご参考) 成果、課題、意見等一覧 (成果)

- BCPウェブサイトのIDリストを整備し、アクセス訓練を実施し、災害発生時の対応力強化を図れた。また実取引による訓練を実施できた。
- バックの新任者がBCPサイトの使用について具体的な作業により内容を確認できた。バックアップサイトにてコール取引の約定処理をフロント、バックとも実施、実践に即した訓練となった。
- 操作方法や登録方法の復習ができ、問題なく行えることを確認。
- 昨年に続き、共通担保オペの実施手順について、再確認を行った。副担当者による訓練の実施により、代替人員の育成につながった。
- 共通担保オペ借入事務が確認できる良い機会となった。
- BCPウェブサイトや日銀オペの操作手順等の確認ができた。
- 対応可能な人材を増加することができた。
- 金融機関の共同訓練で貴重な機会であり、特にBCPWebサイトへの入力、照会方法の確認としてよいと考えます。
- 災害発生時の所作につき再認識することができた。
- 本訓練を通じて、業務継続体制に関する基本動作を再確認することができた。
- 今回は、日本銀行による訓練目的の共通担保オペに参加をしましたが、頻度の低い取引が訓練を通して、フロントからバックまでフローを確認できたので、有意義な訓練となった。
- 実取引訓練を通じたバックアップオフィスの実効性確認。

## (ご参考) 成果、課題、意見等一覧 (成果)

- 昨年から人員構成に大きな変化はないものの、昨年とは別の担当者がコールの実取引を行うなど、多役化・スキルアップに注力したことで、災害時に滞りなく業務継続が可能であることが確認できた。普段取り組みの少ない共通担保オペについても業務フローを再確認し、災害時の業務継続力を強化することができた。訓練目的のコール取引は、短資経由、ダイレクト、調達、運用など多岐に渡って取り組むことが重要と感じた。日頃から東阪連携で業務を行っていることで、バック業務をすべて大阪拠点に集約しても迅速に問題なく対応できることが確認できた
- 訓練の重要性を改めて感じたこと。
- 成果はバックアップサイトの新任担当者が共通担保オペの手順を習熟したこと。
- 有事の際は、BCPWebサイトを活用することでさまざまな情報を得られることを再認識できた。共通担保オペの事務手順を再確認できたこと。
- BCPウェブサイトを実際に利用することで、操作方法等が理解できた。
- BCPサイトでの情報登録確認はもとよりフロントオフィスのバックアップサイトによる無担保コール取引及び共通担保オペの応札・決済事務を確認することができました。
- BCPウェブサイトの閲覧方法や更新方法について、フロント・バック共に再確認できた。日銀からの緊急的な調達方法について訓練したことで、フロント・バック共に事務フローの再確認ができた。
- 緊急時の対処、体制の再確認。
- バックアップサイトや共通担保オペについて、作業手順を確認することができた。
- スマートフォン版BCPウェブサイトの利用方法を再確認することができた。
- バックアップサイトの担当者によるBCPウェブサイトの閲覧・情報登録等操作の習熟を行うことが出来た。

## (ご参考) 成果、課題、意見等一覧 (成果)

- BCPウェブサイトへ業務状況を実際に入力し操作することで実践的に取り組むことができた。BCPウェブサイトの業務状況照会より他行の対応状況について確認できたため参考になった。
- 定期的な訓練参加による、作業内容の確認が出来た。
- 他行取組状況を参考にできたこと。
- 担当者それぞれに危機対応時の挙動を再確認できた。
- 係替えによる担当者変更が定期的にあるため、年に1回程度の訓練があると業務の習得機会として非常に有用。
- 担当部署間での連携体制の確認や市場情報の共有が図れたこと。
- 他社・他行のBCP対応の把握。
- 被災時におけるBCP対応の行動確認および決済システム全般の復旧プロセスの関係者間におけるイメージ共有。
- 成果は、日常的に発生しない「共通担保資金供給オペ」や「コール取引の約確なし」の対応の実行性を実弾にて確認できた点。
- BCPウェブサイトへの操作習熟度の定着及び向上。

## (ご参考) 成果、課題、意見等一覧 (課題)

- 有価証券の資金授受などバックサイトでは基本行わない業務については、あらかじめ分担体制や、遠隔操作方法について明確にしておく必要があると考える。
- バックアップサイトにおける取引実施訓練を継続的に行っていくことが必要である。
- 人員交代時のID、パスワード更新など、継続したシステム管理体制の維持。
- 実際の災害時に備え、普段の事務担当者とは異なる行員による事務習得訓練を定期的を実施する必要がある。
- 当行は、バックアップサイト、在宅勤務の体制がなく、少人数で運営しているため、時間帯によっては対応が遅れる可能性がある。
- メインサイトとバックアップサイトの連携を強固にする必要があると感じた。今後の訓練と併せ自社内の訓練を定期的実施していく。
- 人事異動等により担当者変更が頻繁に行われるため、緊急時の対応など業務知識の醸成が課題であり、引き続き手順書や訓練等を通じて確認していくことが必要。
- バックアップサイトからの共通担保オペ参加が課題。
- 被災時は限られた人員で、時限性のある多数の業務を並行して実施、かつ他社や市場の情報収集及び他市場BCP関係部署との情報共有をしなければならないため、要員の習熟度および対応力向上は継続的課題。
- バックアップサイトへ参集方法の見直し。
- 当行メインサイト（首都圏以外）が被災するケースを想定し、バックアップサイト（首都圏）駐在人員による日銀ネット運航も実施しているが、引き続きバックアップサイトでの日銀ネット運航の習熟度を高めていく。
- 本訓練は回数を重ねており、スムーズに遂行されている反面、良くも悪くも「慣れ」が出ているように思える。
- 今後、在宅勤務での業務遂行も検討が必要と思われる。

受領した成果・課題・意見等について、短取研幹事にて一部を加工

## (ご参考) 成果、課題、意見等一覧 (課題)

- BCP発動時には、訓練シナリオ以外にも多くの業務を大阪で行うことが想定されるため、日銀ネット操作やコール取引など根幹となる業務については、引き続きバックアップサイト勤務者全員が取組可能となるように習得を行っていきたい。
- 年一度の合同訓練だけは到底十分な実務に耐えうる体制作りは難しいので、各社、各部署でそれぞれの課題意識に応じてより高頻度で訓練を実施する必要があるということ。
- バックオフィスのバックアップサイトの体制整備強化が今後の課題と認識しております。
- 災害時は、担当者の不在や人員不足等が考えられるため、普段から業務の互換性を高めておく必要があると感じた。
- 非常時に備えて、マニュアル等を確認しておくこと。
- 被災時の対応について、被災時刻によっても対応が変わるなど、臨機応変の対応を要することを改めて認識した。
- バックアップ部署の更なる機能向上に向け、継続的に訓練を行っていく必要性があると感じた。バックアップ部署を含め係替え等で体制が変更になることを考慮し、定期的な訓練により対応可能人員を増加させることが必須であると認識した。
- 通常業務と並行しての訓練参加となると訓練になかなか集中できないこと。
- 今回はメインサイトのみでの訓練であったため、リモート環境での訓練についても今後検討していきたい。
- メインサイト（大分）が被災した場合の対応において、人員ごとに業務復旧にむけた役割を確認する必要がある。
- 引き続きになるが、市場参加者はあらゆる通信手段（衛星電話・災害時優先機能付き携帯・電子メール・Teams・webex等）の扱いについて習熟しておくことや担当者のスキル継承・維持が必要。災害時で情報の収集手段等も制限されるなか、BCPウェブサイト上の登録情報の更新により他金融機関の状況を共有できることの重要性や適時適切な情報更新が必要であることを再認識した。
- 普段、共担オペ応札を実施していない社員の経験値向上。バックアップサイト(関西)での資金調達・資金運用取引を行える体制整備の確立

受領した成果・課題・意見等について、短取研幹事にて一部を加工

## (ご参考) 成果、課題、意見等一覧 (意見)

- 災害発生に伴うシステム障害については、単独要因によるものか全行要因によるものか判断することが難しいと考えられます。そのような中、BCPウェブサイトにて他行の状況が把握できるのは、非常に良いと考えられるため、災害発生時(訓練含む)については、情報更新を積極的に実施するような呼びかけを、複数回実施するのも効果的ではないかと考えます。
- 3市場合同訓練への参加は、バックアップサイトでの業務継続の習熟度の向上に有効な機会である。アンケート提出方法について、エクセルを直接読み込めるようにするなど、行内チェック後の再手入力をなくす工夫をしてほしい。
- 会社として(コロナ禍のような非常事態以外)在宅勤務制度が確立されておらず、訓練も実施できない。他の金融機関では短期資金取引(日銀資金決済含む)の在宅対応はどれほど広がっているのか情報が欲しい。
- 人員入替によりBCP時の対応に関する経験値がリセットされていたが、年次の訓練実施により理解を深めることが出来た。
- 訓練においては、実践的な操作や行動を行うことが有効であり、引き続き「共通担保オペ」等の実施をお願いしたい。
- BCPウェブサイトについて、他社状況もリアルタイムで確認することができ、更新時間によって色分けされている点も視覚的に分かりやすいと感じた。
- 外貨資金に対する訓練もお願いいたします。
- 他行事例の共有。
- (BCPウェブサイトについて) 他社動向把握のため、参加者業務状況照会画面では銀行区分のフィルターや銀行名検索窓があるほうが見やすいと感じた。業務稼働業況の更新項目が自由記述であるため、各金融機関やシステム間で掲載内容が異なるので情報量の差が大きく、瞬時に全体把握することが難しいと感じた。
- 本件のように緊急時を想定した資金調達の事務フローを確認する機会は、有意義であると考えます。
- グループ全体での取組み強化を図ることができれば、BCP態勢の高度化をより進めることができる。

## (ご参考) 成果、課題、意見等一覧 (意見)

- 訓練を繰り返すことにより、対応力を向上すべきであること。
- 毎年同内容の訓練を行っていることもあり、予めシナリオが想定されているから滞りなく実行できている事項も多いのではないかと感じた。被災時の混乱のなかで、訓練時同様に円滑な対応が行えるよう、社内の訓練などの機会を生かしさらなる検証が必要だと感じた。実際に災害が発生した場合、適時の各種判断、業務の迅速かつ正確な遂行を行う際に、情報の錯綜、混乱は大きな障壁となることが予想されるため、自行内での被災時の情報共有でこういった項目が必要なのかなどのシミュレーション型の訓練などが必要だと感じた。
- 訓練に米ドル資金共有オペへの応札の追加を希望。
- BCPウェブサイトへ登録した情報について、PCから入力されたものなのか、スマートフォンから入力されたものなのか直ぐにわかる表示にしていただけると利便性が向上すると思います。
- 地震以外での訓練も必要と思慮。
- 全般的にスムーズな運営だったかと感じております。昨今、災害に対する感度も高まっており、各参加者のインフラ面の拡充も進んでいるかと思っておりますので、知見を活かし、Webに加えてTeamsや電話会議形式での開催を検討するなど、臨機応変な対応を可能にする手段を検討してみてもよいかと感じました。・毎年の訓練で非常時の対応方針や実弾の訓練を経験できる機会があることは非常に重要であるものと思料。引き続き定期的な訓練の開催をお願いしたい。

## (参考版) 有担保コール取引担保約定書

\_\_\_\_\_ (以下「甲」という。)と\_\_\_\_\_ (以下「乙」という。)は、甲乙間でコール市場において締結される金銭消費貸借契約のうち、当該貸付債権を担保するため根担保権を設定するもの(以下「有担保コール取引」という。)に伴う借入及び担保の取扱いに関して、下記のとおり約定する(以下「本約定書」という。)

**第1条 (貸付及び担保権設定契約の成立)**

個別の有担保コール取引(以下「個別有担保コール取引」という。)は、次の各号に定める事項その他別途定める事項について、口頭、書面またはその他の方法(電子的方法によるものを含むがこれらに限られない。)による一方当事者の申込みと他方当事者の承諾の意思表示の合致により成立する。

- (1) 個別有担保コール取引に基づき貸し付ける金額(以下「約定金額」という。)
- (2) 個別有担保コール取引に基づく貸付の実行日(以下「取引実行日」という。)
- (3) 個別有担保コール取引に基づく貸付の返還期日(以下「取引終了日」という。)
- (4) 個別有担保コール取引に基づく貸付の利率(以下「レート」という。)
- (5) その他確認すべき取引内容として、短資協会の定める最新のインターバンク市場取引要綱(以下「短資協会要綱」という。)において定める事項

**第2条 (担保設定)**

甲と乙との間で、個別有担保コール取引を行う場合は、資金を借り入れる当事者(以下「取り手」という。)は、資金を貸し付ける他方の当事者(以下「出し手」という。)に対して、本約定書及び個別有担保コール取引に基づき根担保権を設定するものとする。

**第3条 (担保債務)**

取り手が本約定書に基づき出し手のために設定する根担保権は、有担保コール取引に係る取り手の出し手に対する現債務のすべて及び将来生ずる債務のすべてを共通に担保するものとする。

**第4条 (担保の設定及び解消)**

- 1 取り手が出し手のために設定する根担保権は、原則として根質権とし、振替国債(日本銀行が振替機関となる「国債振替決済制度」の対象となる振替国債をいう。以下同じ。)への根質権設定により行うものとする。ただし、出し手と取り手との間で別に合意する場合はこの限りでない。
- 2 取引実行日に、出し手は、取り手に対して、当該個別有担保コール取引の約定金額の金銭を貸し付けるものとする。ただし、以下の第1号の場合には、かかる貸付の実行は、あらかじめ取り手が出し手のために第2号に定める金額以上の額面金額を有する担保債券(振替国債、その他の有価証券のうち、本約定書に基づくすべての個別有担保コール取引に係る取り手の出し手に対する一切の債務を担保するため、別途当事者間で合意した種類や銘柄等(もしあれば)の範囲内で、根担保権を設定する目的物として取り手が別途指定した有価証券をいう。以下同じ。)(ただし、本条第5項第1号に該当する担保債券を除く。)に根担保権を設定していることを前提条件とする。

**(1) 以下の(a)の金額が、(b)の金額を上回る場合**

(a) 取引実行日時点において、他の個別有担保コール取引に基づき取り手が返還義務を負う約定金額の残額の総額(なお、当該日までに取引終了日が到来する別の個別有担保コール取引がある場合には、当該時点までに返還されるものとして計算する。)に、当該個別有担保コール取引の約定金額を加えた金額

(b) 取引実行日時点までに取り手が本約定書に基づき根担保権を設定済みの全担保債券(なお、当該日までに根担保権の解消が予定されているものを除く。)の借入可能金額(個別の担保債券につき、以下の計算式にしたがって、その額面金額を担保掛目(当該取引実行日時点における最新の短資協会要綱において、現在取引慣行となっている担保の掛目として、担保の種類ごとに定められた所定の加算率(但し、当事者間で別途合意した加算率がある場合には当該加算率)(いずれも単位はパーセントとする。))をいう。以下同じ。)で割り戻した金額をいう。以下同じ。)の総額

$$\text{借入可能金額} = \text{当該担保債券の額面金額} \times 100 \div (100 + \text{担保掛目})$$

(2) 以下の計算式に基づき算定される金額

第1号(a)の金額から同号(b)の金額を控除した残額×(100+担保掛目)÷100

3 取引終了日に、取り手が、出し手に対して、当該個別有担保コール取引の約定金額と同額の金銭及び利息を支払うことにより、当該個別有担保コール取引は終了するものとする。出し手は、別途取り手と合意する場合を除き、当該個別有担保コール取引の終了時点において以下の第1号の金額が第2号の金額を下回る場合には、当該金銭及び利息の受領と引換えにまたは可能な限り速やかに、実務上可能な限り、当該差額につき根担保権を解消するものとする（当該差額に近い額面金額を有する担保債券に設定された根担保権を解消する、あるいは、全部または一部の担保債券につき根担保権を解消すると同時に別の担保債券に根担保権を設定する等の方法による。）。

(1) 当該個別有担保コール取引の終了直後の時点において、他の個別有担保コール取引に基づき取り手が返還義務を負う約定金額の残額の総額

(2) 当該個別有担保コール取引の終了直後の時点までに取り手が本約定書に基づき根担保権を設定済みの全担保債券の借入可能金額の総額

4 前項に定める場合のほか、以下の第1号の金額が第2号の金額を下回ることが合理的に見込まれる場合であって、取り手が求めた場合には、出し手は、実務上可能な限り速やかに（やむを得ない場合を除き、取り手が求めた日のうちに）、当該差額につき根担保権を解消するものとする（当該差額に近い額面金額を有する担保債券に設定された根担保権を解消する、あるいは、全部または一部の担保債券につき根担保権を解消すると同時に別の担保債券に根担保権を設定する等の方法による。）。

(1) 本項の計算を行う日時点において、すべての個別有担保コール取引に基づき取り手が返還義務を負う約定金額の残額の総額（(i) 本項の計算を行う日を取引実行日とする個別有担保コール取引についてはその借入が実行されたものとして計算し、(ii) 本項の計算を行う日を取引終了日とする個別有担保コール取引についてはその約定金額全額が返済されたものとして計算する。また、(iii) 個別有担保コール取引の一部が終了し、取り手が、第7条第1項または第2項に基づく債務を負う場合、当該債務の残額を含めて計算する。）

(2) 本項の計算を行う日時点において、取り手が本約定書に基づき根担保権を設定している全担保債券（なお、当該日までに根担保権の解消が予定されているものを除く。）の借入可能金額の総額

5 取り手が本約定書に基づき根担保権を設定済みの担保債券について、以下の第1号に該当する担保債券がある場合であって、出し手が求めた場合には、当事者間で別途合意する期限までに、取り手は、以下の第2号に定める金額以上の額面金額を有する担保債券（ただし、第1号に該当する担保債券を除く。）に根担保権を設定するものとし、出し手は、当該第1号に該当する担保債券に係る根担保権を解消するものとする。

(1) 以下の(b)の金額が、(a)の金額を下回る担保債券

(a) 当該担保債券に係る借入可能金額

(b) 当該担保債券について、以下の計算式で算定される金額（ただし、両当事者間で別途合意した金額がある場合には、当該金額）（以下「時価」という。）

当該担保債券の額面金額×当該計算日時点（但し、当該計算日が営業日でない場合は、前営業日時点）における公社債店頭売買参考統計値の「平均値」として、担保の種類ごとに日本証券業協会によって定められた金額÷100

(2) 本項の出し手の求めがあった日における以下の(a)の金額から(b)の金額を控除した残額×(100+担保掛目)÷100

(a) 前項第1号の金額

(b) 前項第2号の金額（ただし、本項第1号の担保債券の借入可能金額は含まないものとする。）

## 第5条（担保権）

1 取り手は、出し手に対し担保債券の根担保権設定時点までに、出し手が必要とする根担保権の成立に必要な手続をとるものとする。担保債券が振替国債を含む有価証券である場合は、原則として、当該担保債券に対して根質権を設定するものとし、振替国債については、取り手が、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」という。）に基づく振替の申請を行うことにより、出し手名義の口座（自己口Ⅱ）における質権欄に当該質入れに係る金額の増額の記載または記録を受けるものとする。ただし、出し手と取り手との間で別に合意する場合はこの限りでない。

2 出し手は、本約定書に基づき根担保権を解消する義務を負う場合、根担保権の解消に必要となる手続をとるものとする。振替国債に設定された根質権については、出し手が、社振法に基づく抹消の申請を行い、前項の出し手の口座における質権欄に当該質入れに係る金額の減額の記載または記録を受ける方法により行うものとする。ただし、出し手と取り手との間で別に合意する場合はこの限りでない。

## 第6条（債務不履行による取引終了）

- 1 甲乙のいずれか一方が、次の各号に定める事由（以下、当該事由をそれぞれ「債務不履行事由」、といい、債務不履行事由が発生した当事者を「債務不履行当事者」、他方当事者を「非債務不履行当事者」という。）のうち、以下の第1号から第6号までのいずれかに該当することとなった場合には、当然に本約定書及びすべての個別有担保コール取引における期限の利益は喪失し、また、同取引は当然に終了するものとする。また、第7号から第11号までのいずれかの債務不履行事由が発生した場合には、非債務不履行当事者は、債務不履行当事者に対する通知により、個別有担保コール取引の全部または一部の期限の利益を喪失させ、また、同取引の全部または一部を終了させることができるものとする。かかる通知による終了は債務不履行当事者に対する通知の発送の日に効力が発生するものとする。
  - (1) 破産手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始、会社更生手続開始またはこれらに準じる法的清算、再建手続の申立があったとき
  - (2) 解散の決議を行いその他解散の効力が生じたとき
  - (3) 本約定書または個別有担保コール取引に基づき相手方に対して有する金銭債権または相手方のために設定した担保債券に対して、保全差押えまたは差押えの命令、通知が発送されたとき、または当該債権もしくは当該担保債券の譲渡または質権設定（第9条に基づくものを除く）の通知が発送されたとき
  - (4) 支払を停止したとき
  - (5) 電子交換所の取引停止処分を受けたとき
  - (6) 自己の責めに帰すべき事由によりその所在が不明となったとき
  - (7) 本約定書または個別有担保コール取引に基づき相手方に対して負う(i)金銭債務、(ii)担保債券に対する根担保権設定義務または(iii)担保債券に係る根担保権の解消の義務の一部でも履行を遅滞したとき（ただし、担保債券に対する根担保権設定義務不履行に関する市場慣行に反しない場合、相手方の同意により履行期日を延期した場合を除く。）
  - (8) 10億円以上の、本約定書以外に基づく債務（本約定書の当事者以外の第三者に対する債務も含む。）に関し、期限の利益を喪失したとき
  - (9) 書面により、本約定書上相手方に対して負う債務の存在を一部でも否認し、またはこれを支払う能力もしくは意思がないことを認めたとき
  - (10) 前各号のほか、出し手と取り手の間の取引（本約定書に基づく個別有担保コール取引を含むがこれに限らない。）に関し、一方当事者の契約違反があり、他方当事者からの通知後5営業日以内に当該違反が是正されないとき
  - (11) 本約定書に基づく債務に係る保証人が前各号のいずれかに該当するに至り、速やかにこれに代わる担保措置を講じなかったとき
- 2 前項に基づき個別有担保コール取引の全部または一部が終了する場合、終了したそれぞれの個別有担保コール取引についての取引終了日が直ちに到来したものとみなし、終了したすべての甲乙間の個別有担保コール取引について、取り手の約定金額及び利息の返還義務の弁済期が到来したものとみなす。
- 3 第1項に基づきすべての個別有担保コール取引が終了する場合、両当事者の有する根担保権の担保すべき元本は確定するものとする。

## 第7条（取引終了による清算）

- 1 非債務不履行当事者は、前条第1項に基づき終了した個別有担保コール取引のすべてについて、当該終了日時点における以下の各号の金額を甲・乙それぞれについて算定し、以下の各号の金額の合計額を比較して当該合計額が多い当事者が、他方当事者に対してその差額を直ちに支払うものとする。両当事者は、終了したすべての甲乙間における個別有担保コール取引に関して、本条に定める義務を除く一切の金銭債務を免れるものとする。
  - (1) 取り手として返還義務を負うべき(i)約定金額及び(ii)これに対する当該終了日時点までの利息の総額
  - (2) 前号以外の、(i)当該終了日時点で未履行の金銭債務及び(ii)これに対する遅延損害金
- 2 前項の定めにかかわらず、債務不履行当事者は、非債務不履行当事者に対し、終了したすべての甲乙間における個別有担保コール取引について生じた損害（前項各号に定めるもの以外にもしあれば）を賠償するものとする。
- 3 前条第1項に基づきすべての個別有担保コール取引が終了する場合において、第1項に基づき、(i) 他方当事者に対して有するすべての金銭債権が消滅した当事者及び(ii) 第1項または前項に基づき他方当事者に対して金銭債権を有することとなり、当該債権額全額の弁済を受けた当事者は、自らが出し手として設定を受けた根担保権を解消するものとする。

## 第8条（相殺）

- 1 非債務不履行当事者は、以下の各号に定める場合に依りて各号に定める債権と、債務不履行当事者が非債務不履行当事者に対して有する金銭債

権を、いつでも相殺することができる。なお、疑義を避けるため記載するに、本項は、民法 505 条に基づく相殺を妨げる趣旨ではない。

(1) 第 6 条第 1 項に基づき本約定書または全部もしくは一部の個別有担保コール取引が終了し、前条に基づき非債務不履行当事者が債務不履行当事者に対して金銭債権を有することとなった場合：非債務不履行当事者が債務不履行当事者に対して有する一切の金銭債権（本約定書に基づくものであるか否か及び弁済期にあるか否かを問わない。）

(2) 第 6 条第 1 項第 7 号から第 11 号の債務不履行事由が生じた後、同項に基づく通知がされず、本約定書または全部もしくは一部の個別有担保コール取引が終了しない場合：当該非債務不履行当事者が保有している金銭債権のうち、弁済期が到来しているもの

2 前項の相殺に加え、非債務不履行当事者は事前の通知及び所定の手続を省略し、債務不履行当事者に代わって諸預け金の払戻しを受け、債務不履行当事者の債務の弁済に充当することができる。

3 前 2 項によって相殺を行う場合における債権または債務の利息及び遅延損害金、その他の支払うべき金銭の計算については、その期間を計算実行の日までとする。

4 非債務不履行当事者は、債務不履行事由が生じた場合、自らが根担保権の設定を受けたすべての担保債券の根担保権を実行することができる。当該根担保権の担保すべき元本は、当該根担保権の実行時点で確定するものとし、非債務不履行当事者は、担保債券を換価し、得た金銭を、非債務不履行当事者の選択する順位により、かつ本来必要な事前通知または手続なしに、債務不履行当事者に対して有する金銭債権に充当することができる。

### 第 9 条（再担保、権利の譲渡禁止）

1 本約定書に基づき甲及び乙が相手方から根担保権の設定を受けた担保債券については、甲乙以外の第三者との個別有担保コール取引に限りこれを担保として当該第三者へ差し入れることができるものとする。ただし、相手方が書面により同意しない場合及び法令により再担保の設定が認められない場合には、これを行わないものとする。

2 前項に定めるほか、本約定書及び個別有担保コール取引に基づく一切の権利は、他方当事者の同意を得た場合を除き、これを第三者に譲渡、質入れまたはその他一切の処分をすることができないものとする。

### 第 10 条（通知）

1 本約定書に基づく通知は、当事者間に別段の定めがある場合を除き、電話その他当事者間で合意した方法により、以下の通知先に宛てて行う。以下のまたは別途定める通知先に変更が生じた場合には、当該当事者は直ちに他方当事者に対し変更後の通知先を通知するものとする。

甲 会社名：  
部署名：  
電話：  
電子メール：

乙 会社名：  
部署名：  
電話：  
電子メール：

2 当事者が前項または別途定める他方当事者の通知先に宛てて行った一切の意思表示または通知は、当事者間に別段の定めがある場合を除き、通常到達すべき時期に当該他方当事者に到達したものとみなす。

### 第 11 条（反社会的勢力の排除）

1 甲及び乙は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

(1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

(2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

(3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用している

と認められる関係を有すること

(4) 暴力団員等に対して暴力団員等に該当することを知らずながら資金を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 甲及び乙は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3 甲及び乙は、他方当事者が暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、当該他方当事者に対する通知により、本約定書または甲乙間における個別有担保コール取引の全部もしくは一部を解除することができるものとする。

4 前項に基づき本約定書または甲乙間における個別有担保コール取引の全部もしくは一部が解除された場合、解除された当事者は、これによって自らに生じた損害について相手方に賠償を請求できず、また、相手方に生じた損害を賠償しなければならないものとする。

5 第3項の規定に基づく通知による終了は、当該他方当事者に対する通知の発送の日に効力が生じるものとし、第7条及び第8条の規定を準用する（この場合、当該他方当事者を債務不履行当事者と、通知を行った当事者を非債務不履行当事者とみなす。）。

## 第12条（利金の取扱い）

出し手が担保債券の根担保権を解消する前に当該担保債券の収益金基準日が到来する場合には、出し手は、当該収益金基準日の前営業日までに国債振替決済制度に関する規則に基づく利子配分先変更の依頼を行うことにより、取り手に対し、当該担保債券に発生した当該収益金またはこれと同額の金銭を支払うものとする。

## 第13条（遅延損害金）

本約定書に基づいて甲乙のいずれか一方が相手方に支払うべき金銭の支払または担保債券に対する根担保権の設定もしくは根担保権の解消を本約定書に基づく履行期日または甲及び乙が合意した日に行わなかった場合には、当該当事者は、当該日の翌日（当日を含む。）から当該金銭の支払または根担保権の設定もしくは解消に至るまでの間、(1)金銭の場合は当該金額、(2)担保債券に対する根担保権の設定または解消の場合は本来の履行期日もしくは両当事者が合意した日における当該担保債券の時価または実際の担保設定日もしくは担保権解消日における時価のいずれか高い価格 に対して、それぞれ年利率 14.6%（1年を 365日として日割り計算）の割合による遅延損害金を支払うものとする。

## 第14条（残存条項）

第6条、第7条、第8条、第13条、本条、第15条及び第16条の規定は、本約定書の終了後も有効に存続するものとする。

## 第15条（準拠法）

本約定書についての準拠法は、日本法とする。

## 第16条（管轄裁判所）

本約定書に基づく権利義務について訴訟の必要が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

## 第17条（協議）

甲と乙は、担保の差入れ及び返還等の事務処理方法については、短資協会要綱を含む短期金融市場における現在及び将来の諸規則、諸慣行に従うほか、本約定書及び個別有担保コール取引の趣旨を円滑に実現するように処理するものとし、本約定書に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ決定する。

## 附則

### 第1条

甲乙間で締結済みの●年●月●日付け「有担保コール取引担保約定書」は本約定書により終了するものとし、既に設定された担保は、本日付けにて本約定書に基づき差し入れられたものとする。

上記約定事項の証しとして本書2通を作成し、甲乙各々1通を保管するものとする。

年 月 日

甲

印

乙

印

## 12 月短取研アンケート「有担保コール担保掛目見直しに向けた事前アンケート」集計結果と幹事所感

## 1. 担保掛目が変わった際の実務的影響の有無について

	回答数
① 担保掛目が変わっても、特段問題なく取引継続できる	28
② 担保掛目が変わると社内システム変更が必要となるため、準備が必要	5
③ 有担保コール取引を行っていないため影響なし	69
④ その他	12

## 2. 担保として使えるようにしたい「優先順位」はあるか？（主に担保の出し手向けの質問）

	回答数
① 特に希望はない	91
② 担保として使えるようにする銘柄に優先順位あり	13

## 主な意見

- ・ 10 年債・20 年債について残高が相応にあり、担保割れしない水準の掛け目が望ましい
- ・ 掛け目の大幅アップ。超長期ゾーンの担保割れ銘柄の活用。
- ・ 年限の種類に対する希望はないが、現状以上の掛け目となることは効率性の面から望ましくない。
- ・ 短期社債、財投債、地方債（公募・非公募）の適格担保化

## 3. 担保掛け目が高い場合、担保価額が何パーセントくらい超過したら、担保出し過ぎで出せなくなるという目線はありますか？（主に担保の出し手向けの質問）

	回答数
① 特に希望はない	111
② 担保掛け目の上限に目線あり	3

## 主な意見

- ・ 10%以上の超過は担保効率が悪くなると感じる
- ・ 現状程度の掛け目が目線

4. 多くの銘柄を使えるように高めの掛け目 or 担保効率化のため低めの掛け目、どちらを希望するか？

	回答数
① 特に希望はない	98
② 担保掛け目の高低に希望あり	16

主な意見

- ・担保効率化のため低めの掛け目を希望
- ・時価単価が低く担保割れとなる銘柄を含め 9 割以上が利用可能となる水準。
- ・担保割れ銘柄でも利用可能となるような救済措置を検討して頂きたい
- ・長期国債 7%→10%・中期国債 3%→5%・短期国債 1%→2%程度の引き上げを希望する
- ・超長期国債については、掛け目を引き上げても担保割れ銘柄の大きな改善に繋がらないことから据え置きが妥当と考える
- ・本音は担保割れ銘柄を少なくしたいという希望はあるが、フルカバーする為に極端な掛け目増大は担保調達コスト増に繋がるので、現状の掛け目見直しの方法では限界があると考えている。
- ・足元の金利上昇の中では、低めの掛け目によって担保割れが頻発する場合の入替の手間を考慮し、高めの掛け目を希望

5. 掛け目見直しの結果、同じ種類の国債の中で残存期間によって掛け目を変えることになった場合、事務面での対応に支障は出るか？

	回答数
① 特に問題はない	94
② 同じ銘柄で掛け目を変えることに問題あり	20

主な意見

- ・システム対応出来ていない、事務体制の見直しが必要（複数社）
- ・事務面で確認作業が煩雑になる
- ・管理が複雑になる
- ・担保の出してと受けての相互理解（バック部門含む）が進まないと、混乱が生じるのではないかと。また、各社のシステムが対応していないと考える。
- ・掛け目変更は実務上影響あるものの、残存期間で掛け目が変わるのはやむなしと考える。むしろ、時価が低いという理由で超長期 JGB が担保に使えないということの方が影響大きい

6. 有担保コールを現在行っていない理由や、今後取引を開始するとしたらどのような場合か？

現在行っていない理由

- ・他の取引手段（無担保コール・現先レポなど）で間に合っている（複数社）
- ・事務負担が重い（複数社）
- ・参加者が少なく流動性に欠ける点や、値洗いが無い点等。
- ・LCR 向上に寄与しないため積極的に取引を行うインセンティブが無い。

今後取引を開始するとしたらどのような場合か？

- ・金利面で妙味があれば取引を行いたい（放出・調達両サイドともに意見あり）
- ・契約書整備が完了次第、取引を行いたい
- ・金利面、国債以外の担保の拡充等、様々な条件面で妙味が出れば取引検討。

7. その他、有担保コール取引を行うに際して問題点など

・金利上昇局面においては、担保の掛け目見直しの頻度が高まると思うが、見直しの周知徹底と、取引慣行自体の見直しも検討いただきたい。

・現行のルールおよび市場環境だと「担保割れしないこと」と「担保効率の良い運用」の両立は難しいと感じており、銘柄の種類による分類ではなく、残存年数に応じて掛け目を変えるといったことは議論すべきことだと思う。

・残存年数の区切りを細分化することも一考の余地はあると考えている。

・過去有担保コール取引を行っていたが、短資会社に担保（JGB）を差し入れっ放しとし、必要な際 O/N での資金を調達する使い方だった。昨今では JGB の金利変動が激しく、担保を差し入れっ放しにすることが売却の制約となってしまうことから、過去と同じような使い方は厳しい

・与信管理上、キャッシュと担保をネットイングすることが今日的にも可能かどうか改めて整理が必要になるものと認識している

・経験者がおらず、ノウハウがない

## 8. 幹事所感

○今年度は前年度に引き続き掛け目を引き上げる可能性が高い（3月短取研を想定）

- ・ 2年連続で掛け目変更となる可能性があり、お早目の準備をお願いしたい（特に準備が必要とご回答の方）
- ・ 現時点で全銘柄が担保割れしないために必要な掛け目

（参考 2026年1月5日 公社債店頭売買参考統計値にて試算）

5年債 3%⇒4%

10年債 7%⇒12%

20年債 10%⇒41%

・ 超長期債に関しては全ての銘柄を救いにいくと担保効率が極端に悪くなるため、引き上げは足元の金利上昇を加味しても25%程度までが限界（20年債の場合、担保割れ銘柄は37銘柄から20銘柄に減少）

・ 金利上昇局面では掛け目引き上げを行っても、担保割れ銘柄が再度出現するため、現行の掛け目方式としても限界が来ている

○将来的な課題 下記のような対応が今後求められる可能性あり

- ・ 日銀担保所要額が減少する中、地方債や短期社債といった国債以外の担保を利用した取引環境の整備
- ・ 金利妙味だけではなく、レポ市場で調達できない際の資金繰りツールとしての参加者の体制整備
- ・ 時価方式もしくは、担保割れ銘柄と担保超過銘柄を組み合わせでの差し入れへの対応
- ・ 掛け目見直し頻度の最適化（現状の年次見直しを半年ごとに増やす等）

以上

## 2月短取研アンケート「有担保コール担保掛け目見直しについてのアンケート」集計結果

## 1. 新掛け目について

	回答数
① 特に異論はなく、幹事に一任する	95
② 3月短取研より前に、正式な幹事案を事前に示してほしい	5
③ その他	26

## 主な意見

- ・短国 1%⇒2%（今後の利上げを思慮し1年物が担保割れ銘柄になる可能性を排除するため）
- ・中国については、2年債と5年債に区分を分けることも検討頂きたい
- ・超長国 25%⇒15%（掛け目を減額することで担保割れ銘柄が増加するものの、他の担保種類を鑑みるとエクスポージャーが大きいと思われるため）

## 2. 新掛け目導入のスケジュールについて(3月18日短取研で提示、3月23日取引分から実施)

	回答数
① 対応できるので問題ない	60
② 猶予期間が必要	4
③ その他	62

## 主な意見

- ・有担保コール利用者の方々に一定の周知期間(1か月程度)を設ける
- ・エクスポージャーの改定、社内管理の観点から一定程度の猶予が欲しい
- ・繁忙期となる期末の改定は資金繰りにも影響あるため、4月以降の改定を希望

## 3. 掛け目割れ銘柄の担保としての有効利用方法として、担保割れ銘柄と担保超過銘柄を組み合わせでの差し入れという方法があるが、対応可能か？

	回答数
① 対応できるので、是非採用したい	38
② 対応できないので、採用しない	7
③ その他	71

## 主な意見

- ・対応可能だが、管理や事務処理が煩雑
- ・システム改修や手作業での対応となる
- ・銘柄を入れ替えるよりは効率的であり、市場慣行として常態化すれば検討する
- ・取引例の組み合わせ担保管理についてシステム構築が出来ておらず対応に相応の時間が必要

## 4. 現行の掛け目方式から日銀の共通担保の掛け目(時価×残存期間の掛け目)を参考にする案への是非

	回答数
① 賛成、もしくは前向きに検討したい	55
② 反対	2
③ その他	59

## 主な意見

- ・日銀の共通担保の掛け目(時価×残存期間の掛け目)を参考とした有担保コール掛目の変更頻度/タイミングと市場参加者への変更情報の公示/公開タイミングが適度に計れることが望ましい
- ・案自体は賛成だが、担保の洗い替えなどの事務負担の増加が懸念され、有担保コールの商品優位性(単純化されており分かりやすい)が薄まることが懸念される
- ・必要担保額の増加や値洗いによってオペレーション頻度が増えることで負担が大きくなるのであれば、バランス次第ではないかと思う

## 5.その他

- ・先日の短取研にて提示された「参考版有担保コール取引担保約定書」の受け止めについて意見があれば共有いただきたい。また、参加者の今後の取引スタンスならびに現在実施していない参加者が課題に感じている点等があれば取りまとめていただき、有担保コール市場活性化に向けた議論を継続して取り組んでほしい。
- ・短資協会が公表している「担保価額 参考値」について PDF ファイルに加えて、CSV ファイルでも提供いただきたい。
- ・現行の各掛目設定の根拠や、今回の改定による上昇幅の設定ロジック(差入側としては、掛目が大きい方が担保少なくて済むといったメリットがある中で、今回の上昇幅に決めた理由など)があればご教示いただきたい。

以上

【2026 年 3 月 短取研資料】

2026 年 3 月 18 日

有担保コール取引の国債担保掛目見直しについて

有担保コール取引の国債担保掛目見直しについて、これまでに提示していた方向性や、委員の各社から寄せられた意見などを踏まえ、下記の幹事案を策定した。

1. 有担保コール取引の国債担保掛目

		担保価額 (取引金額に対して額面で「○」%増し)		備考 3/7 時点での見直し効果
		現行	見直し後	
1	短期国債 (国庫短期証券)	1%	1%	変更なし 担保割れ銘柄なし
2	中期国債 (2 年、5 年債)	3%	5%	+2% 担保割れ銘柄が 5⇒0 銘柄
3	長期国債 (10 年債)	7%	10%	+3% 担保割れ銘柄 19⇒4 銘柄
4	超長期国債 (20 年、30 年、40 年 債)	10%	20%	+10% 担保割れ銘柄 108⇒92 銘柄

昨年度は超長期国債については、担保効率の観点から据え置きしたものの、レポ市場が高止まりする環境下、調達手段の拡充および参加者から利用できる銘柄を増やしてほしい旨の意見を賜り、今回は引き上げることとした。尚、国債以外の公社債が 20%、円貨手形が 25%の掛け目であることから超長期債を 20%超に引き上げると担保効率・換金性の観点から難しいと判断。

2. 変更実施日

現在取引を行っている参加者中心に猶予が欲しいというアンケート回答が複数社からあったことから、実施日は 2026 年 4 月 20 日と致したい。

3. 今後継続協議する課題について

## ① 掛目方式の継続の是非について

- ・昨年度と比較すると、金利上昇の影響により、特に超長期債を中心に単価の下落が確認されている。このような環境下において、全銘柄に一律の担保掛け目を適用する現行方式については、その適合性や影響を整理する必要がある局面にあると考えられる。
- ・今後の市場環境としては、QT の進展に伴い市中資金が相対的にタイトとなる可能性があり、参加者による保有資産を活用した資金調達ニーズが一定程度想定される。一方で、超長期債については、掛け目変更後も利用可能な銘柄が限定的となる状況が続いている。
- ・今回のヒアリングでは、現行方式に関する課題や見直しの方向性についてさまざまな意見が示され

ており、今後の制度運営を検討する上での論点として整理していくことが考えられる。

② 提示案(日銀担保掛目参照方式)について

・今回の提示案については、担保差入の効率性向上につながる可能性がある一方で、日々の時価変動に応じた担保管理が必要となることから、運用面・事務面での影響についても併せて整理が必要と考えられる。また、日本銀行の共通担保掛目の考え方を参照する場合には、その位置づけや取扱いについて関係所管部との確認が求められるほか、定期的な掛け目見直しに伴う参加者への周知方法や移行対応についても論点となる。

これらを踏まえると、当該方式の導入可否について直ちに判断する状況にはないものの、制度設計上の選択肢の一つとして、引き続き情報収集や論点整理を行っていく余地があると考えられる。

以 上

# 短取研との実務者レベル会合実施報告

## 1. 概要

日時 : 2025年11月20日(木) 16:30~18:00

場所 : 日本銀行本店

参加者 : 各業態の代表社の実務担当者、日本銀行、全銀協から計27名

## 2. 目的

日本銀行金融市場局では、市場参加者との対話や、市場機能の維持・向上に向けた取り組みにおいて、「東京短期金融市場サーベイ」を有効に活用していくこととしている。その具体的な取り組みの一環として、短期金融市場取引を行う各業態の代表者で構成される短期金融市場取引活性化研究会との間で、実務者レベル会合を実施したものの。(本年が第12回目)

## 3. 議題

- ① わが国短期金融市場の動向(日本銀行)
- ② 金融正常化がもたらす短期金融市場の影響と論点(幹事行)

## 4. 内容

- ① 本邦の金融市場動向について日本銀行より説明
- ② 日本銀行の資金供給オペや国債買入減額等によって減少していくマネタリーベースをもとに、流動性指標への影響と短期金融市場における課題等について意見交換  
それぞれの市場での参加者など、様々な金融機関から積極的な発言あり

Discussion Purpose Only



短期金融市場取引活性化研究会との  
実務者レベル会合(第12回)説明資料

2025.11

金融正常化がもたらす  
短期金融市場への影響と論点  
—銀行ビジネスを中心に—

三菱UFJ銀行

# 目次

- I. 金融正常化がもたらす短期金融市場への影響
  1. 金融正常化がもたらす短期金融市場への影響とリスクシナリオ
  2. 金融政策の変化とマネタリーベース
  3. 金融正常化進展後に発生する資金需要の推定
- II. プロダクトごとの概況
  4. 無担保コール市場(ブローキング)概況
  5. レポ市場概況
  6. CP・NCD市場概況
  7. MMFの動向
- III. 銀行ビジネスへの影響
  8. 資金繰りの逼迫がもたらす預金獲得競争への影響(ゲーム理論による説明)
  9. 預貸動向が抱える資金流動性へのリスク
  10. 本邦における「流動性依存」の概況
  11. 地方銀行における足元及び今後の預金動向
  12. (参考)LCRと貸増オペ、銀行BSの関係
- IV. 市場の変化と対応
  13. 資金需給の変化がもたらす短期金融市場への影響
  14. 市場参加者における要検討事項
  15. 意見交換における主な論点
- V. Appendix
  16. 預金獲得競争激化がもたらす銀行NIIへの影響
  17. 資金繰り制約を勘案した預金獲得競争モデル
  18. 参考文献

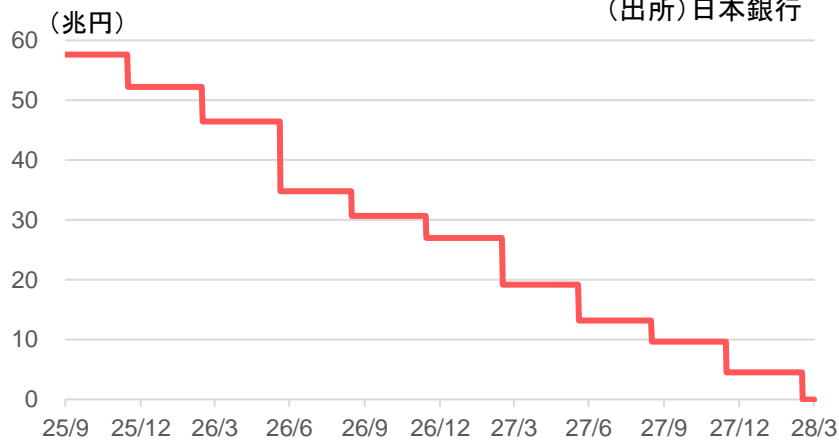
## 1. 金融正常化がもたらす短期金融市場への影響



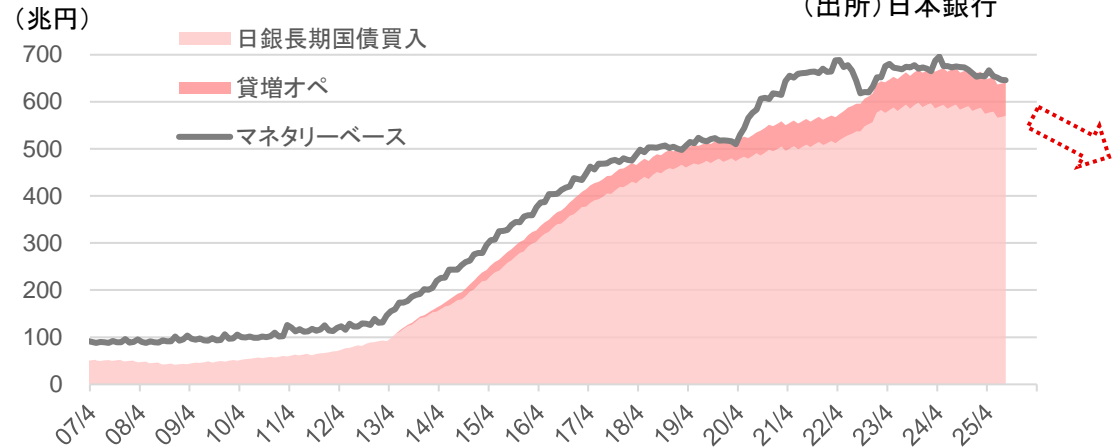
## 2. 金融政策の変化とマネタリーベース

- 本邦のマネタリーベースは大規模金融緩和を通じて拡大、各金融機関における資金の過不足を調整する本源的な資金需要が消失(図表4)
- 特に、ゼロないしは政策金利水準でタームの資金を供給していた貸増オペ等の日銀資金供給枠組により、タームプレミアムが消失
- 今後の貸増オペ剥落、並びに日銀国債買入減少に伴い、マネタリーベースの減少が見込まれる(図表2-4)
- 貸増オペが多くの銀行のBSを支えている中(図表5)、今後の貸増オペ縮小及び日銀国債買入減少を通じ各行のBSの健全性が損なわれる虞

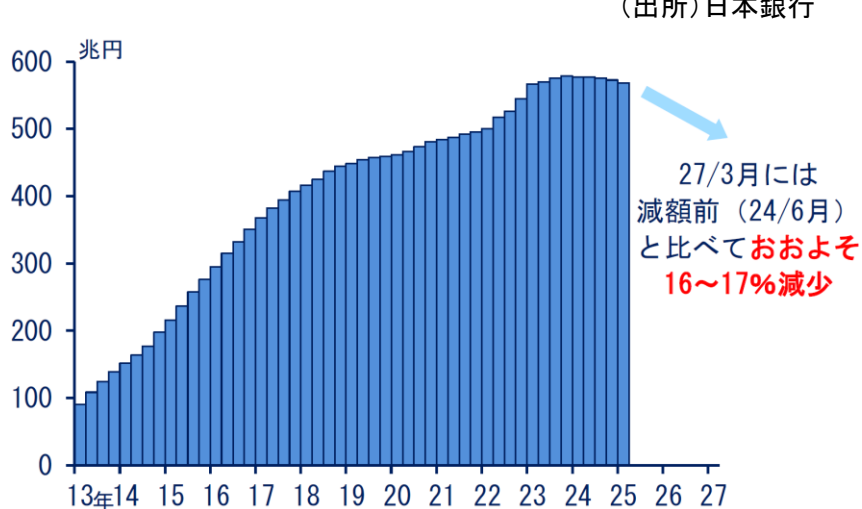
【図表2】貸増オペ市中残高成行



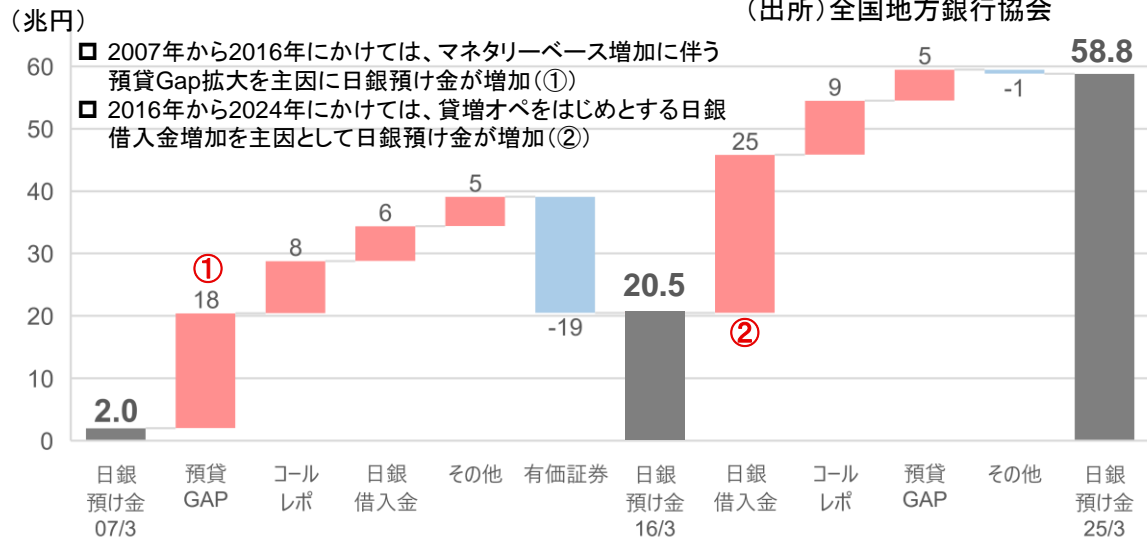
【図表4】マネタリーベースの推移



【図表3】日銀保有国債残高の推移と見込



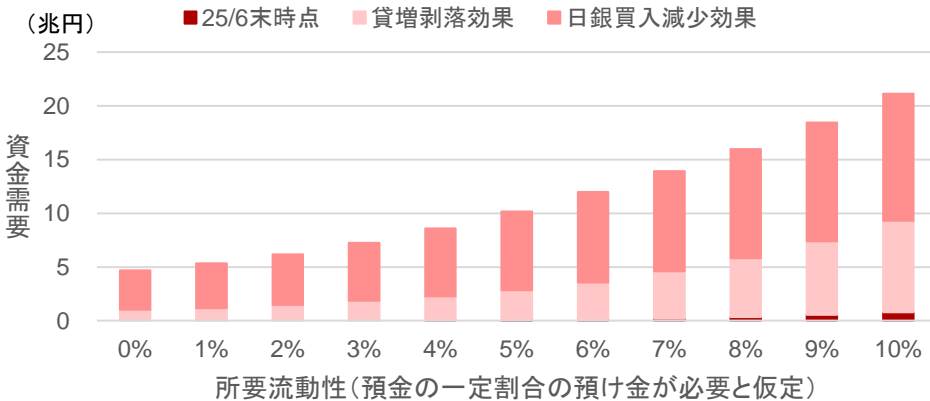
【図表5】第一地銀における日銀預け金の増減推移



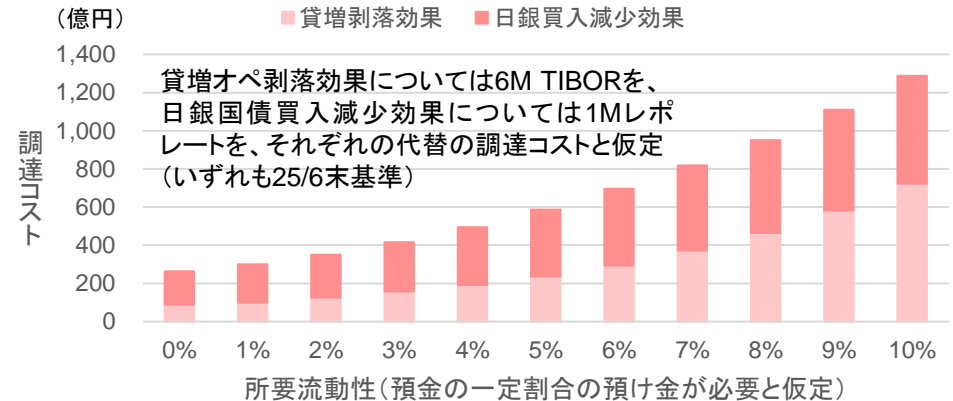
### 3. 金融正常化進展後に発生する資金需要の推定

- 貸増オペの剥落及び日銀国債買入減少によって発生する資金需要について、図表6の通り試算
- 預金の5%を所要流動性として確保する必要があるとした場合、マーケット全体で約10兆円の資金需要が発生するという結果
- 将来の資金需要に備え、各金融機関において有事における資金調達手段の見直し等を行う必要有
- 国債保有が増加した場合はレポ取引によりキャッシュポジションを戻すことができるが、T+0を含めレポ取引に係るフィージビリティの確認が必要

【図表6】金融正常化進展後の資金需要の推定



【図表7】調達コストベース



【参考】資金需要推定方法

<推定対象金融機関>

- 大手銀行、地方銀行、及び貸増オペ対象のその他金融機関。但し連結(FG, HD等)ベース、外銀は除く。信用金庫は一主体として勘案し、信金中金地域・中小企業研究所の公表する全国信用金庫概況・統計の数字を使用
- 25/6基準の決算情報を基に推計。但し25/6基準の公表がない推定対象金融機関については、25/3基準の決算情報を使用。決算情報はみずほ証券(株)の協力の下集計

<影響①: 貸増オペ剥落>

- 25/6時点の貸増オペ残高(大手行: 28.4兆円、地銀等: 42.6兆円)が全量剥落すると仮定
- 推定対象金融機関の「借入金」の残高に基づいて、貸増オペ剥落影響を各機関に分配し、「預け金」を減少させる

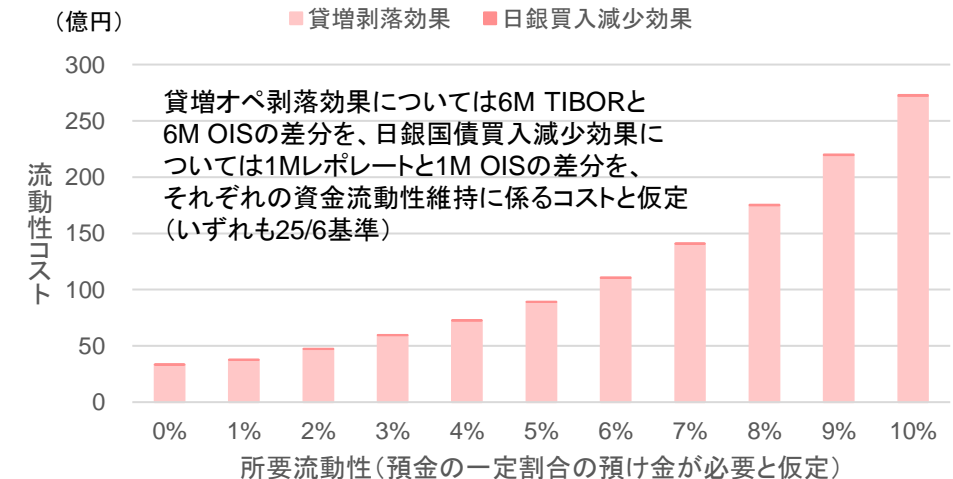
<影響②: 日銀国債買入減少>

- 日銀の27/3までの国債保有額減少試算(24/6対比16~17%)に鑑み、貸増オペが剥落するまでの期間において、25/6対比90兆円の資金がマーケットから吸収されると仮定
- 推定対象金融機関の「有価証券」の残高に基づいて、当該影響を各機関に分配し、「預け金」を減少させる

<資金需要>

- 預金の一定割合を「所要流動性」として定義。上記①②の操作後、各行において預け金が所要流動性を下回った場合、その差額を「資金需要」とする

【図表8】流動性コストベース



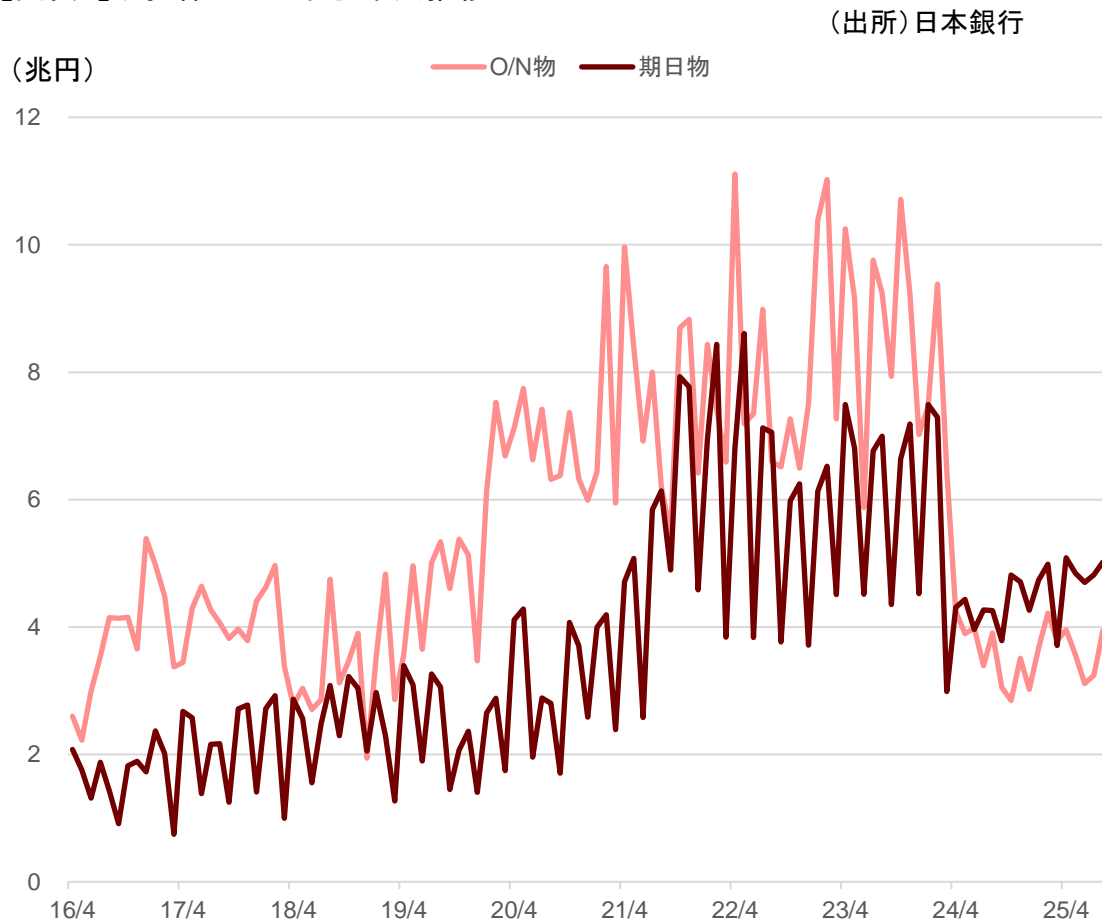
## II. プロダクトごとの概況

# 4. 無担保コール市場(ブローキング)概況

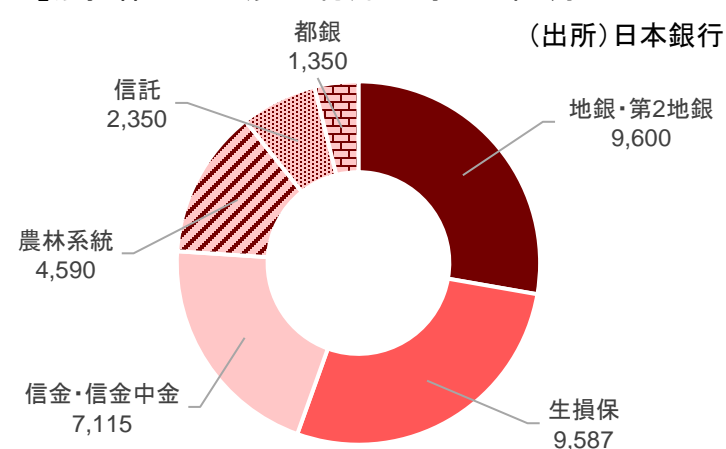
Discussion Purpose Only

- 無担保コール取引はマイナス金利政策終了後に取引量が減少するも、O/N物、ターム物ともに一定量(末残3~5兆円)取引されている(図表9)
- 無担保コール取引の先日付物(≒期日物)は、地域金融機関、及び生損保が主な出し手、主な取り手は証券会社(図表10, 11)
- 出し手の地域金融機関が取り手に回った場合、資金需要対比出し手が不足し、既存の取り手である証券会社の資金調達に影響を及ぼす虞
- 無担保コール取引の多くを占めるダイレクト・ディールは、その太宗が裁定取引であり、急遽の資金需要発生時に量感をもって対応することが困難

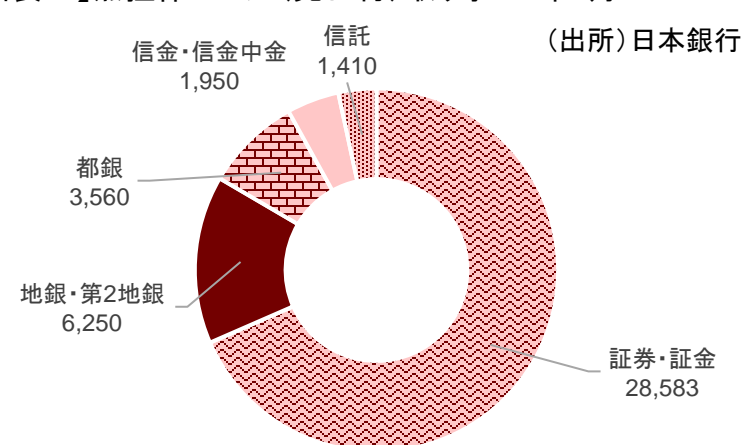
【図表9】無担保コール取引末残推移



【図表10】無担保コール(先日付)出し手/25年8月

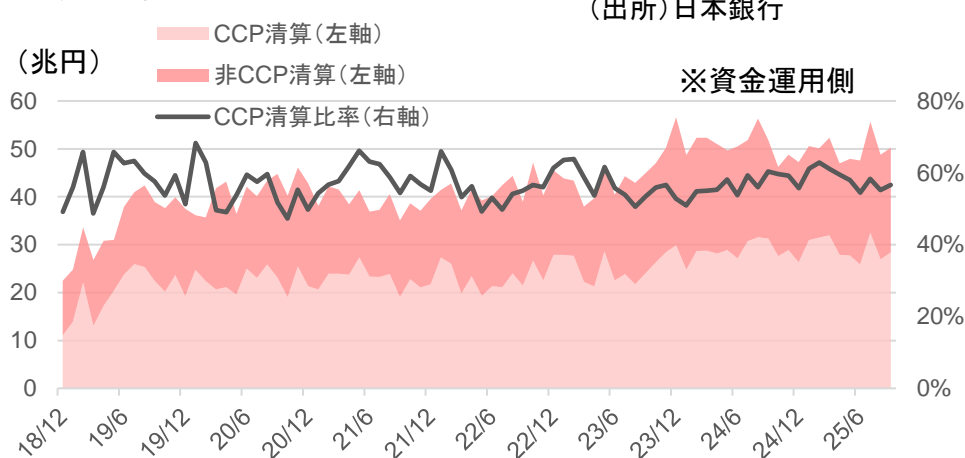


【図表11】無担保コール(先日付)取り手/25年8月

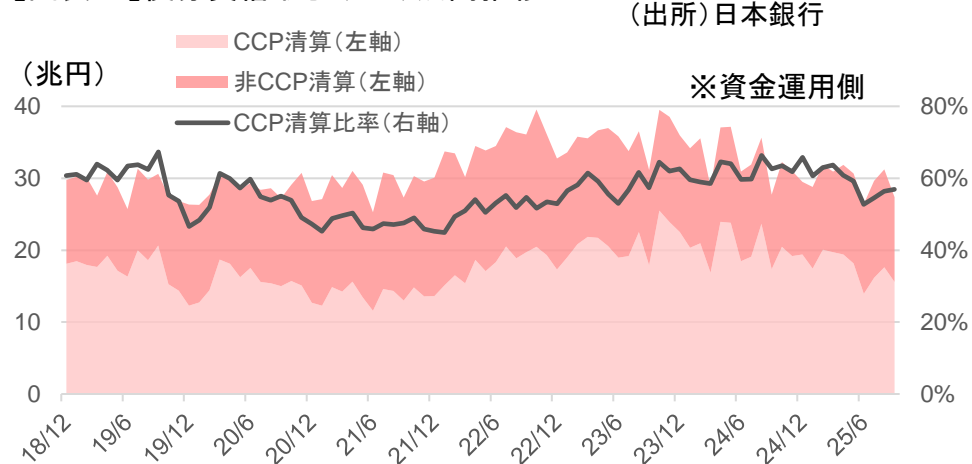


- 債券現先取引の残高は安定して推移(図表12)。債券貸借取引については、現先取引への移行も相俟ってか足元減少傾向(図表14, 15)
- YCC終了及び日銀国債買入減額に伴い特定銘柄の需給の引き締まりが緩和されたことで、SC取引残高はピークから一服(図表13, 15)
- 多くの市場参加者がCCP清算に参加していないことから、CCP清算取引の比率は停滞、非CCP清算取引が依然として多く残る状況(図表12-15)
- 非CCP清算取引は短資/証券会社の証拠金負担が大きいことから、CCP清算ができない場合、資金繰り逼迫時に十分な資金調達ができない虞

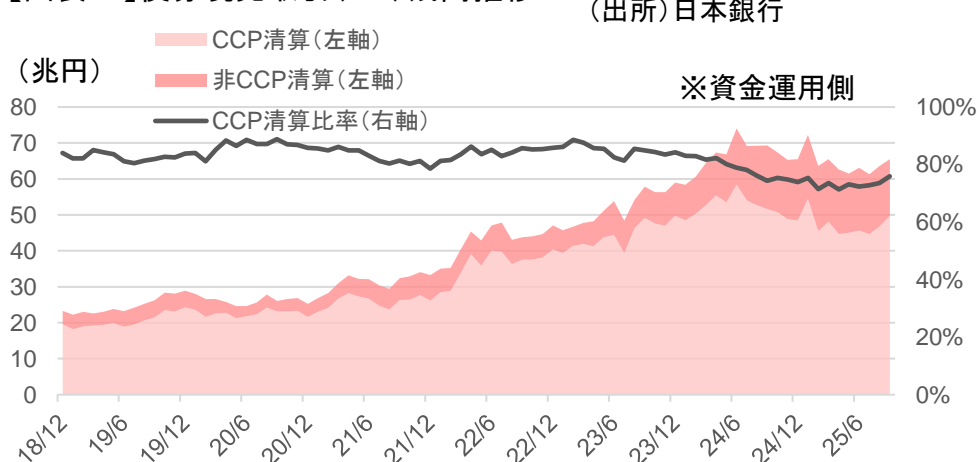
【図表12】債券現先取引(GC)残高推移



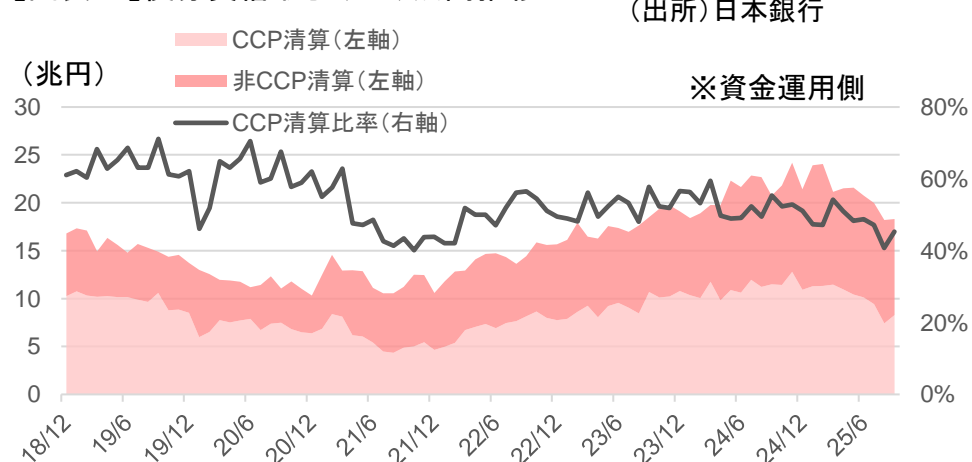
【図表14】債券貸借取引(GC)残高推移



【図表13】債券現先取引(SC)残高推移



【図表15】債券貸借取引(SC)残高推移



\*金融庁のディスカッションペーパー(秋元他(2025))において、本邦レポ市場におけるCCP清算についての詳細な分析が行われている

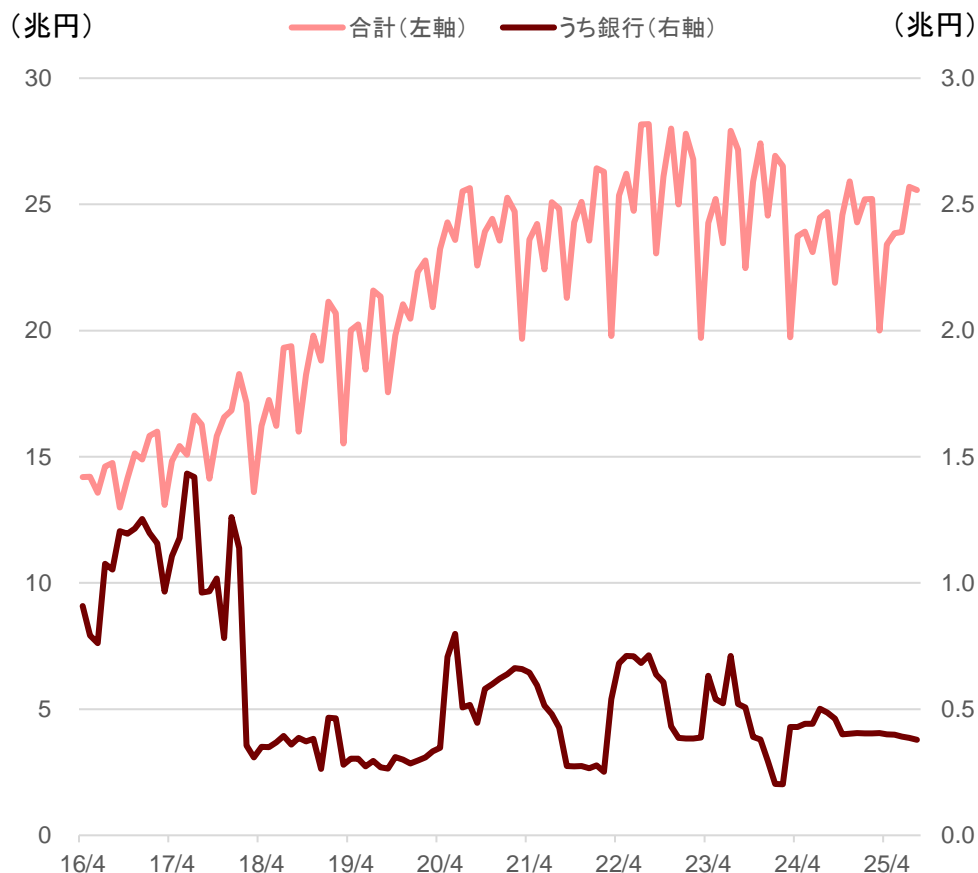
## 6. CP・NCD市場概況

Discussion Purpose Only

- CPの発行残高は、コロナ禍の近辺から高止まり推移(図表16)。NCDの発行残高はコロナ禍のピークから減少傾向も、足元は底打ち(図表17)
- 発行が高止まりする中、CPによる資金調達を企図した場合に、想定するレートでは十分に運用者を集められないリスク有
- 長らくCPを発行していない金融機関はシステム・事務面の整備が必要。また、事業会社によるCPの購入はマクロでの預金減少となることにも留意
- NCDは中途解約不可であるため定期預金対比確実なタームの資金調達が可能であるが、LCR上はロールが加味される定期預金の方が優位

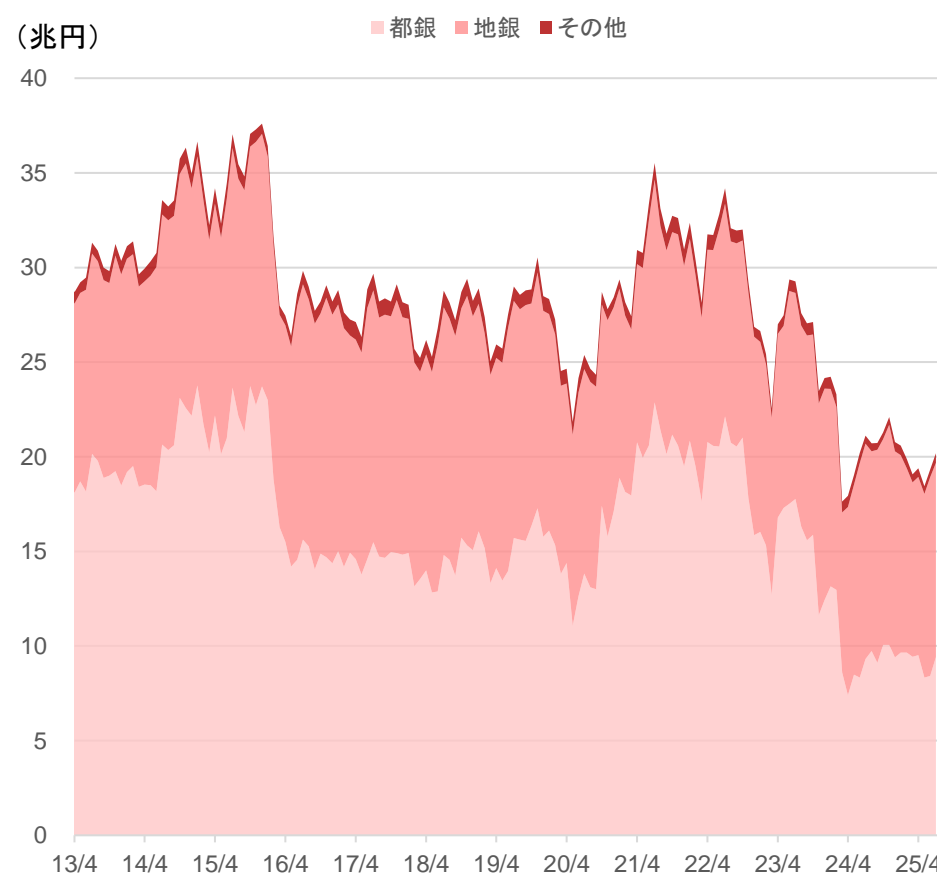
【図表16】CP発行残高推移

(出所)金融ファクシミリ新聞社



【図表17】NCD発行残高推移

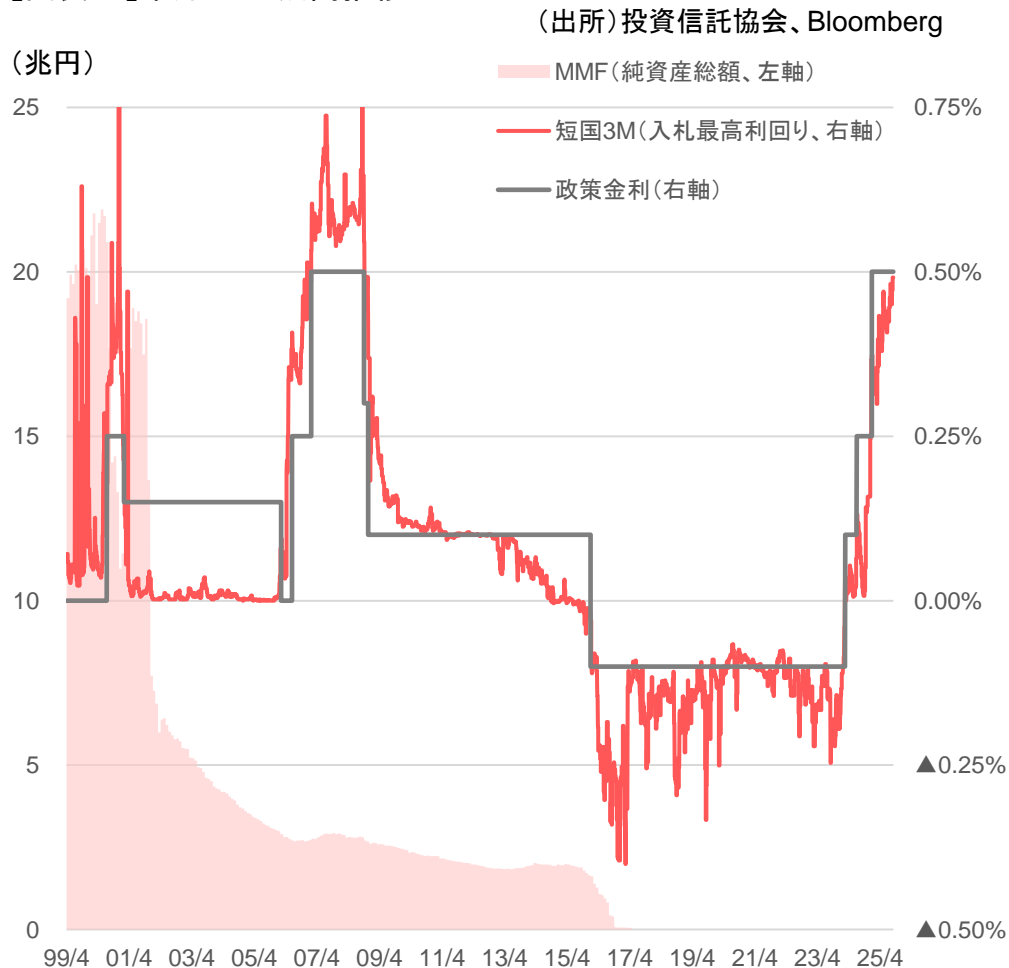
(出所)日本銀行



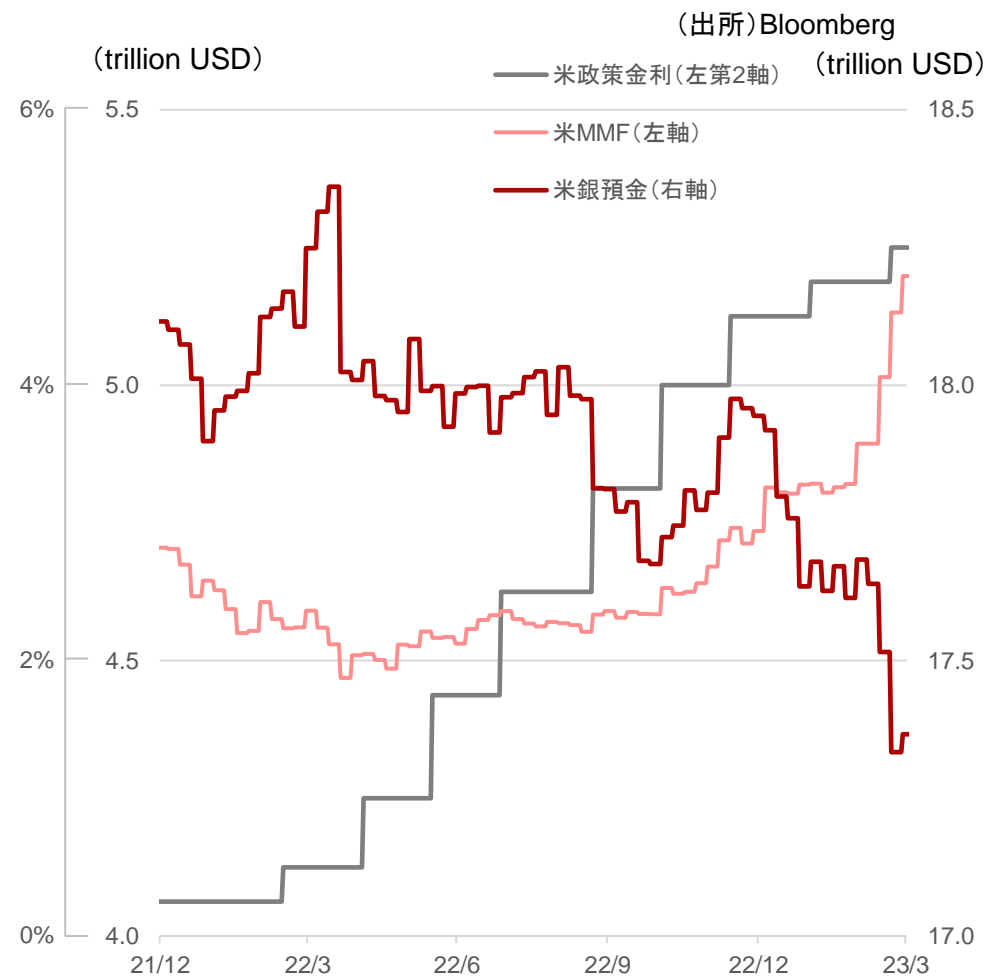
# 7. MMFの動向

- 本邦におけるMMFは、2000年に残高のピークに達した後に減少。マイナス金利政策開始後に運用難に陥ったことにより消滅(図表18)
- 足元、利上げに伴って短期国債等のMMFにおける運用資産の利回りも上昇。運用妙味の発現とともにMMF復活の可能性有
- 米国の直近利上げ局面においては、銀行預金が減少しながらもMMFは増加(図表19)
- MMFの復活及び普及は、預金の減少に直結。さらなる資金需要や預金獲得競争激化につながる可能性有

【図表18】本邦MMF残高推移



【図表19】米国利上げ局面におけるMMFと預金残高の推移



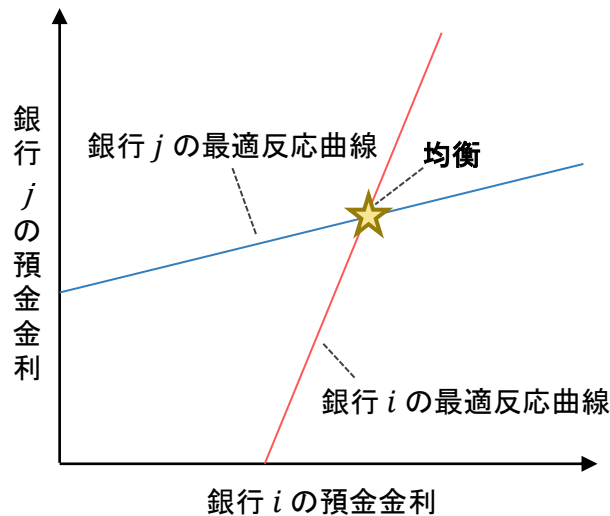
### III. 銀行ビジネスへの影響

# 8. 資金繰りの逼迫がもたらす預金獲得競争への影響(ゲーム理論による説明)

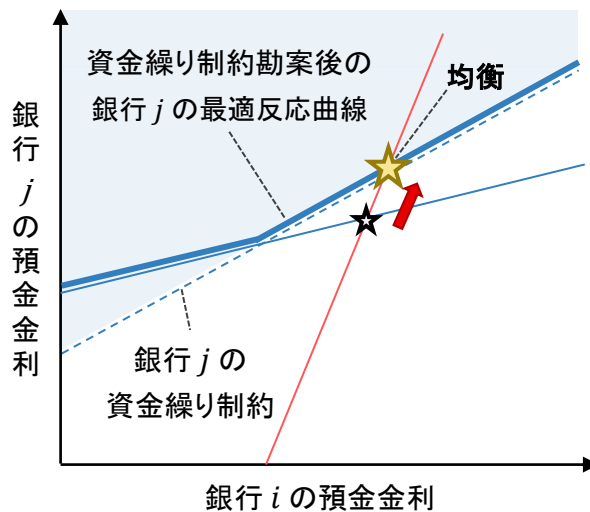
Discussion Purpose Only

- 平時においては、競争相手の戦略(預金金利の設定)を前提に、収益(獲得できる預金残高×収益性)を最大化させるように預金金利を設定する。互いに最適戦略を取り合っている状態が、ゲームにおける均衡となる(図表20)
- 資金繰り制約(=一定以上の残高を確保しなければならない制約)が一方に発生した場合、均衡においても一方の預金金利も上昇する(図表21)
- 資金繰り制約が複数のプレイヤーで発生した場合、均衡における預金金利は飛躍的に上昇し得る(図表22)

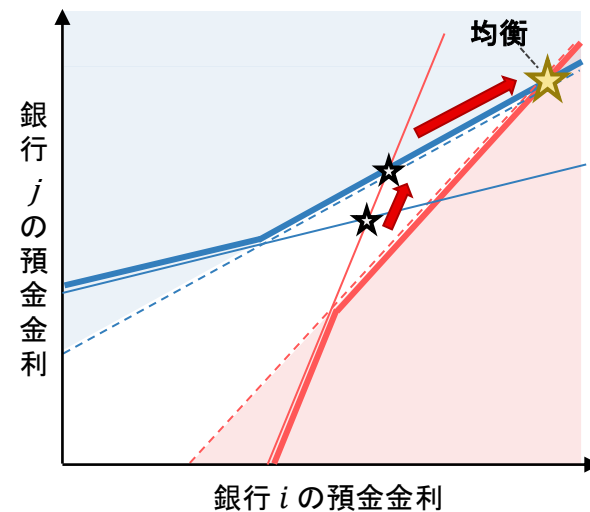
【図表20】平時における預金獲得競争の均衡



【図表21】資金繰り制約発生時の均衡



【図表22】両者に資金繰り制約が発生した際の均衡



### 銀行 i の最適反応曲線

銀行 j の預金金利を前提とした時に、銀行 i の収益を最大化するような銀行 i の預金金利の集合

### 最適反応曲線の交点

ゲームにおける均衡

### 銀行 j の資金繰り制約

銀行 i の預金金利を前提とした時に、銀行 j の資金繰り上最低限必要な預金残高以上を確保できるような銀行 j の預金金利の集合

銀行 j は資金繰り制約を満たす領域(青の領域)内で預金金利を提示する必要がある

### 金融正常化が預金獲得競争を加速

(参考)ゲームの説明(Appendixに詳細記載)

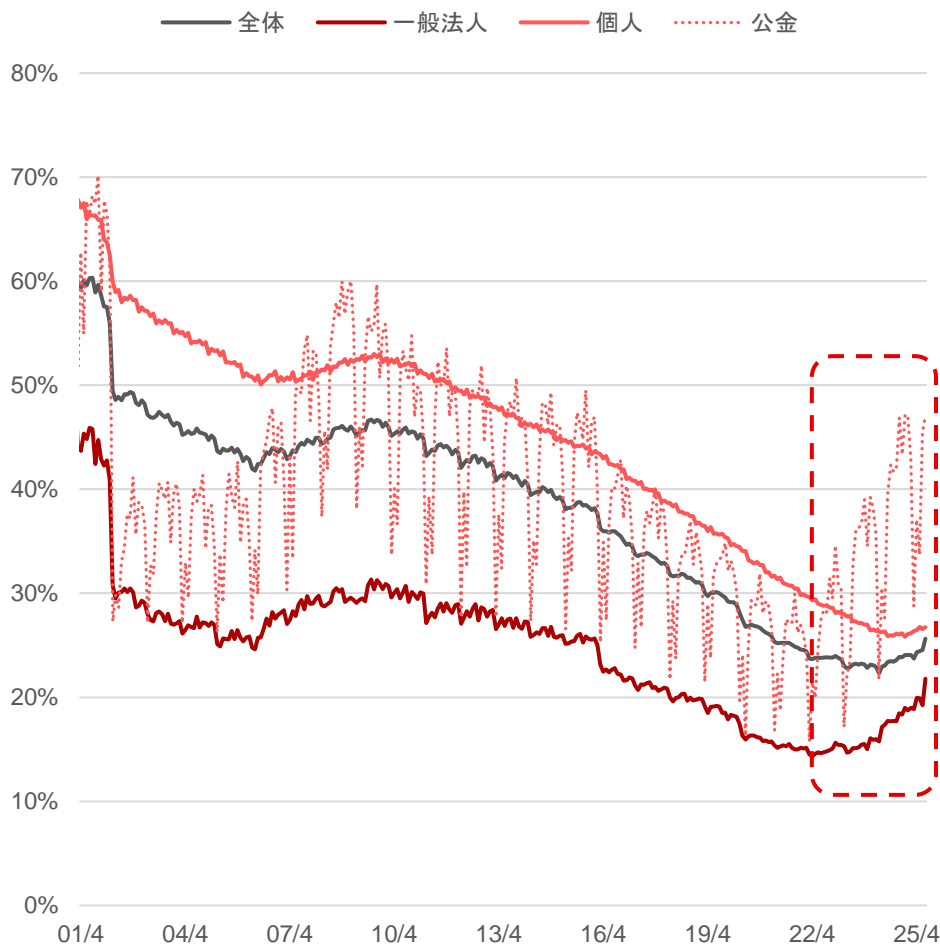
- 上記は完備情報、同時手番で1回限りのゲームとして表現している
- 上記のゲームにおいて、プレイヤーは銀行 i 及び銀行 j、戦略はそれぞれの預金金利、利得は預金から生まれる収益(但し資金繰りに係る制約あり)
- 実際には、情報の不完備性があり、ゲームも繰り返されるほか、付帯収益や他の調達手段等も勘案され、戦略も個別のキャンペーンなど多岐にわたる

# 9. 預貸動向が抱える資金流動性へのリスク

- 金利上昇による運用妙味増加に伴い、足元預金に占める定期性預金の割合は上昇(図表23)
- 過去にない利上げ局面下、定期預金の期前解約リスクは既存の各金融機関のモデルでは捕捉できていない可能性有
- コミットメントライン総枠は、大規模金融緩和局面を通じて増加傾向。足元総枠の8割程度が空き枠として存在(図表24)
- コミットメントラインの増加は予期しないタイミングでの資金流出につながり得るほか、金利上昇局面での定期預金の期前解約にも注意を要する

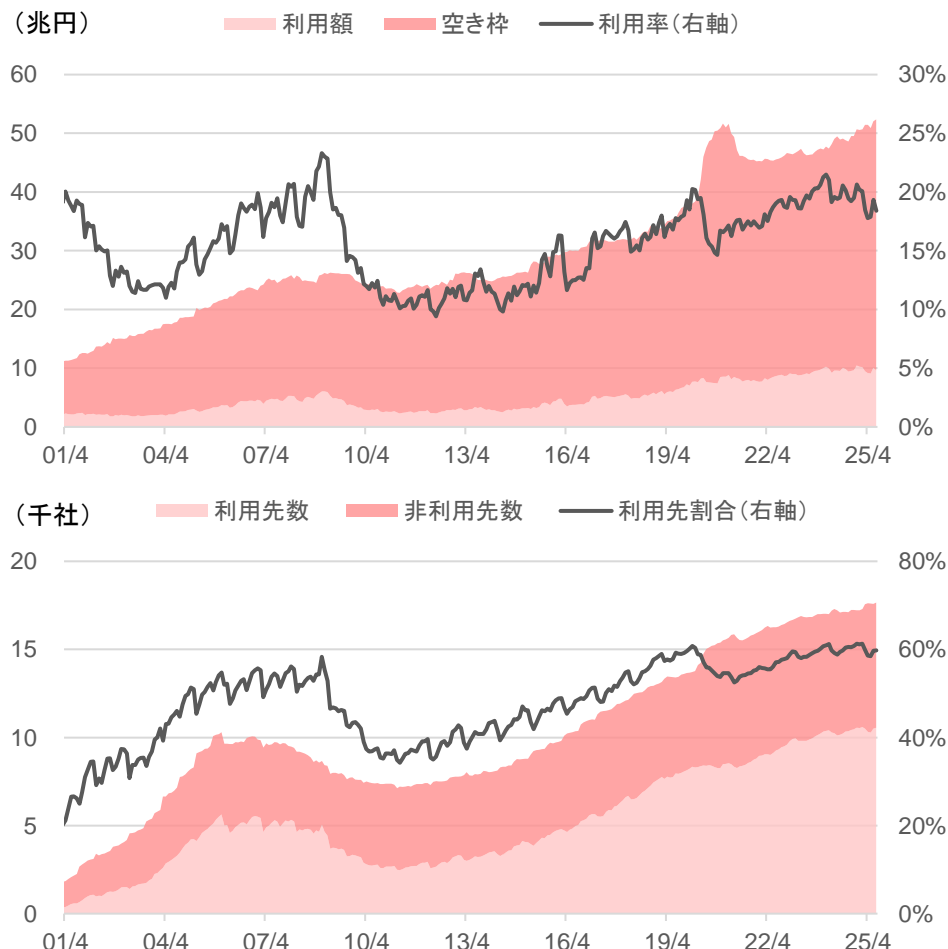
【図表23】一般公金預金における定期性預金の割合

(出所)日本銀行



【図表24】円貨コミットメントライン契約状況

(出所)日本銀行

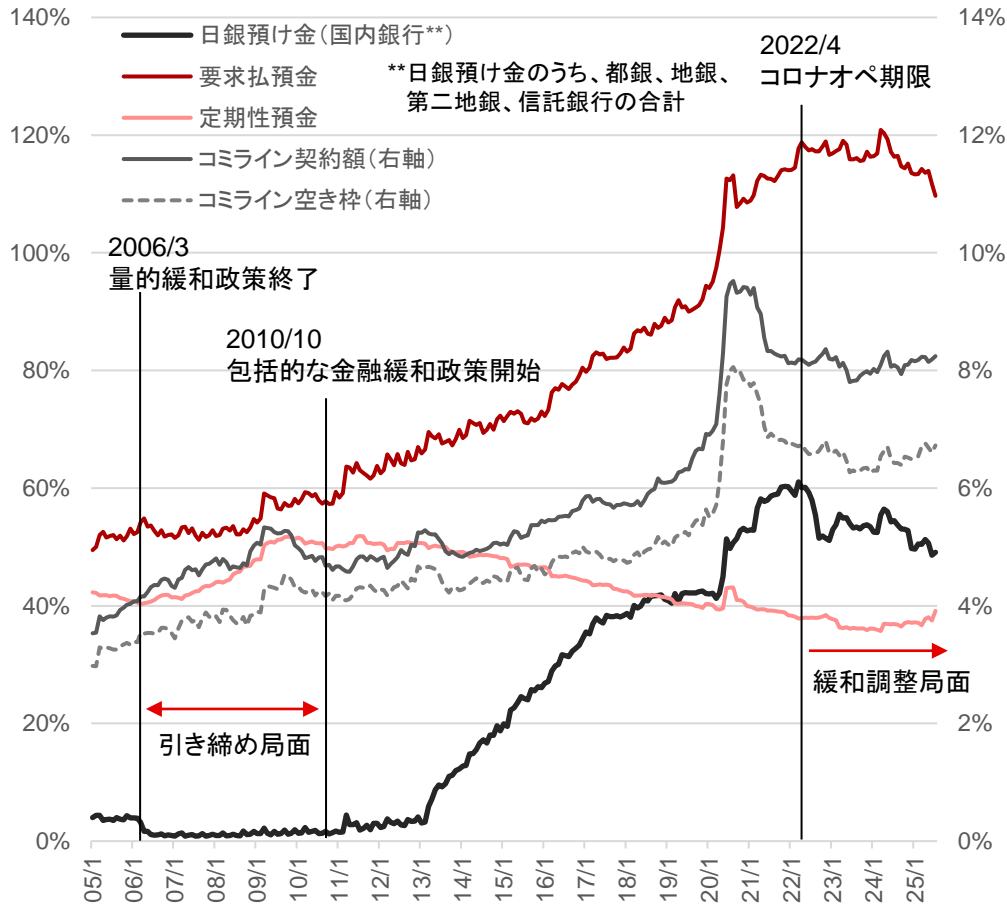


# 10. 本邦における「流動性依存\*」の概況

- 「流動性依存」は、金融引き締め局面において、中銀預け金等の流動性の高い資産が減少する一方、要求払預金やコミットメントライン等の流動性の高い負債乃至オフバランス取引が残存することにより、流動性リスクが増大する状態を指す
- 本邦の金融緩和調整／金利上昇局面において「流動性依存」と解釈できる事象が一部見られるものの、リスクの顕在化はしていない(図表25, 26)
- 流動性依存の発生要因に留意しつつ、さらなる金融正常化進展に備え各金融機関にて事前の手当てを図る必要有(図表27)

【図表25】日銀預け金、預金、コミットメントラインの推移(対GDP[%])

(出所)日本銀行。長田・鶴飼(2025)を基に作成



【図表26】流動性依存と解釈できる事象

(出所)長田・鶴飼(2025)を基に作成

時期	事象
2006/3～ 2010/9	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 要求払預金の増加</li> <li>➢ コミットメントラインの増加</li> </ul>
2022/4～	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 日銀預け金の減少</li> <li>➢ コミットメントライン契約額の高止まり</li> </ul>

【図表27】流動性依存の発生する要因の例

(出所)Acharya et al.(2022)、長田・鶴飼(2025)を基に作成

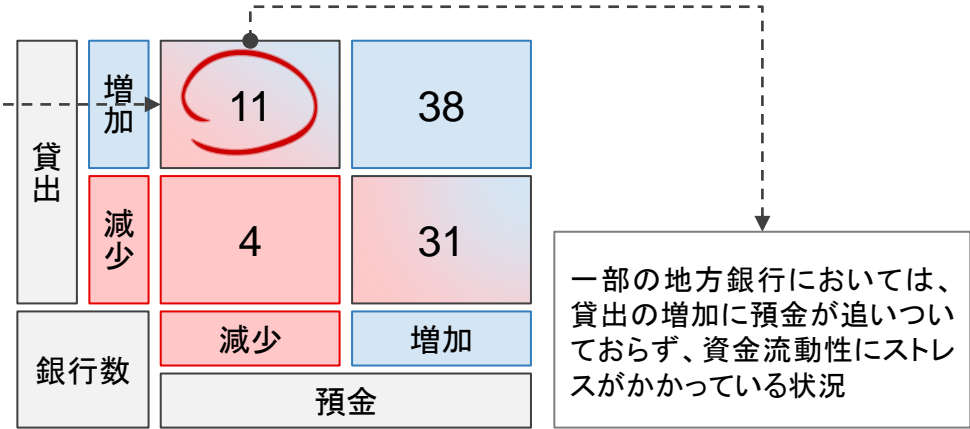
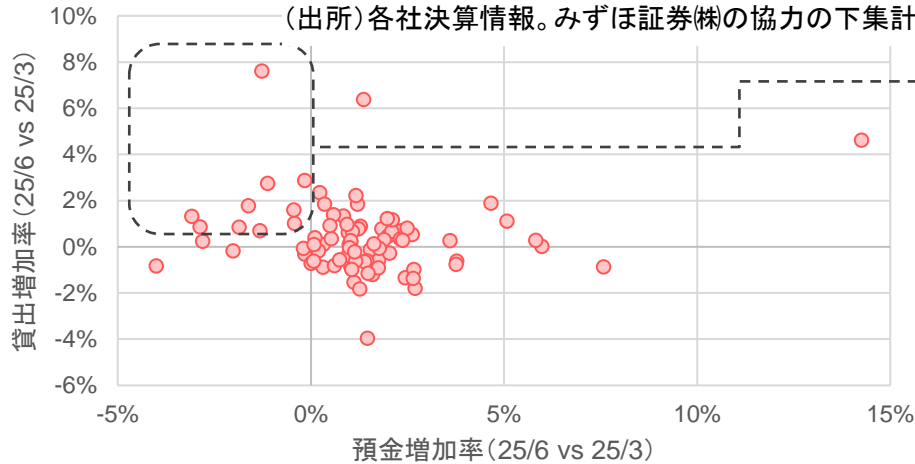
概要	詳細
モメンタム	コミットメントラインや預金獲得に係る計画値について、市場環境に応じて柔軟に変更することが困難
エージェンシー問題とモラル・ハザード	ビジネス部門が、顧客との関係性維持を理由にコミットメントラインや預金獲得方針の変更に消極的になるほか、中央銀行の救済を当てにして楽観的な運営を行う
規制影響	バーゼル規制により収益機会が制約される中で、オフバランス取引の手数料等での収益向上を図ろうとする

\*本件に関する参考文献はAppendixに記載

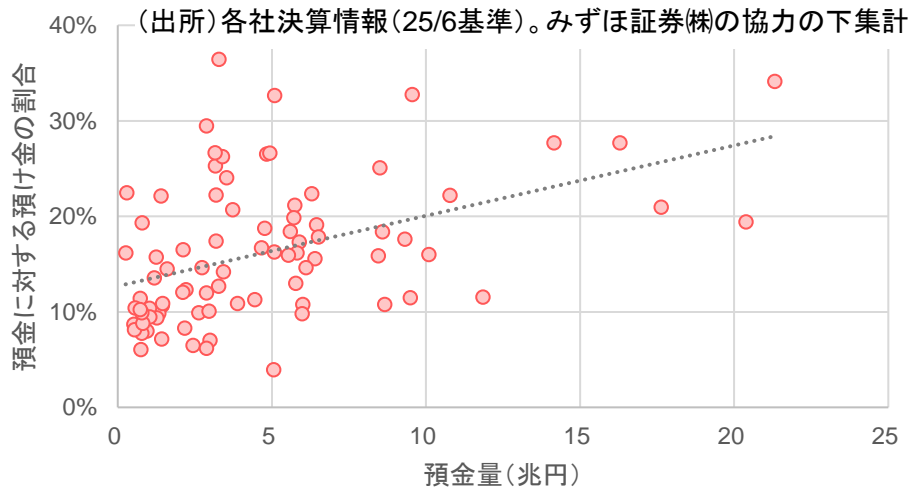
# 11. 地方銀行における足元及び今後の預金動向

- 一部の地方銀行は直近で預金が減少している。さらに、預金の減少した地方銀行の多くについて、貸出は対照的に増加している(図表28)
- 貸出増加に預金増加が追いつかないことで将来的な資金繰り懸念に発展し得るほか、予期される人口減少も中長期的な預金動向に影響あり
- 預金に対する預け金の割合(≒預金流出に対する資金流動性の耐性)は、預金規模と相関あり(図表29)
- 預金流出が加速した際、特に規模の小さい銀行において資金繰り懸念につながりやすいと言え、留意が必要

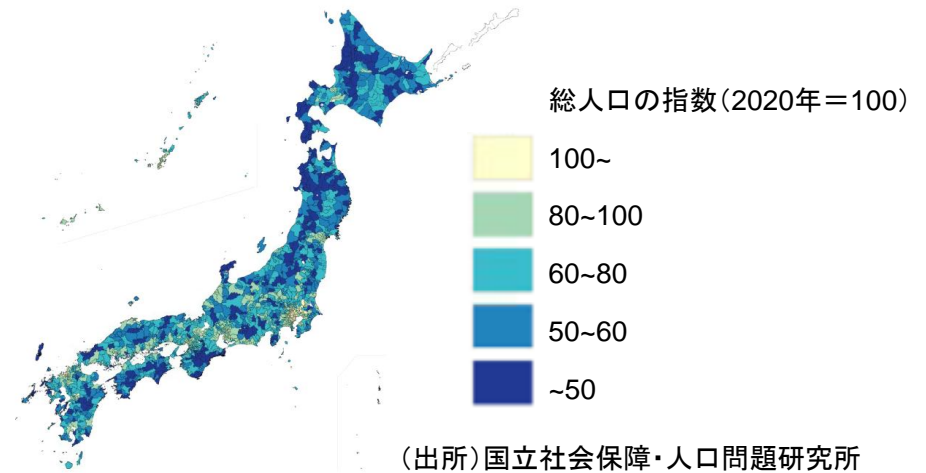
【図表28】地方銀行における預金増加率と貸出増加率の関係



【図表29】地方銀行における預金規模と預金流出への耐性の関係



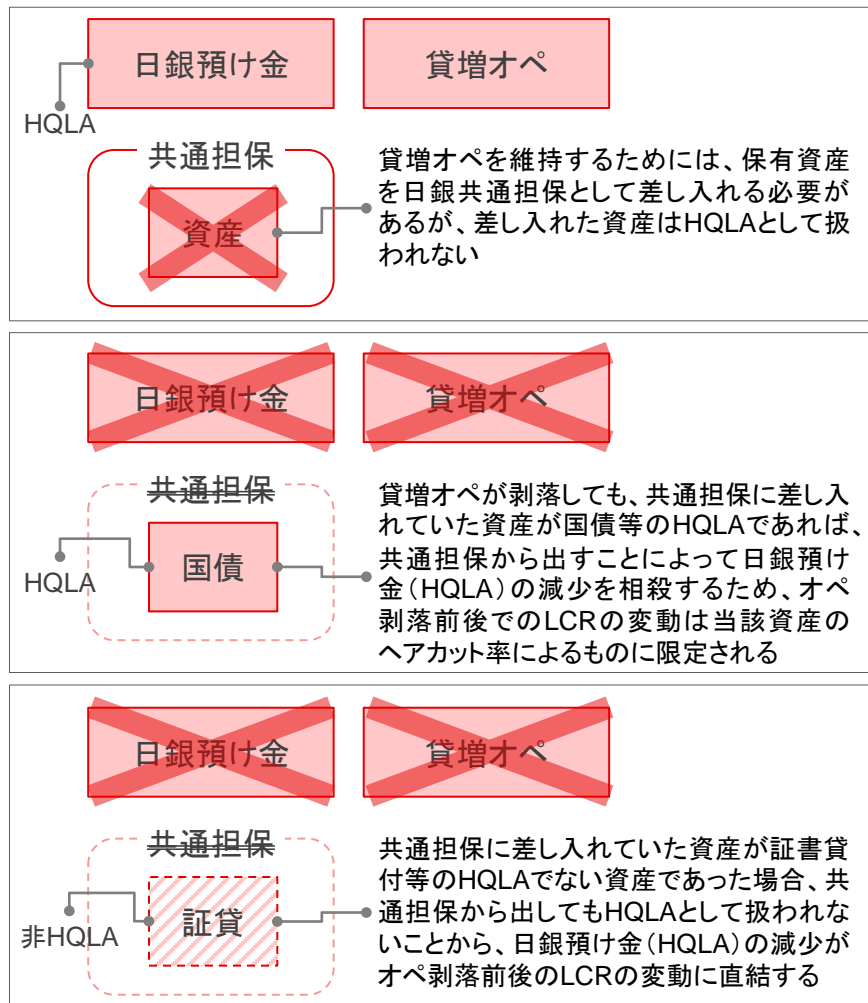
(参考)【図表30】2050年時点における地域ごとの人口変化予測



## 12. (参考)LCRと貸増オペ、銀行BSの関係

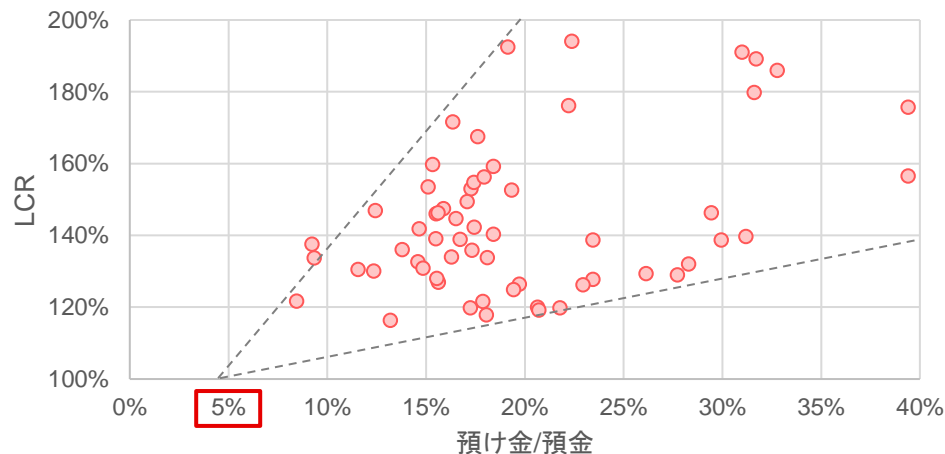
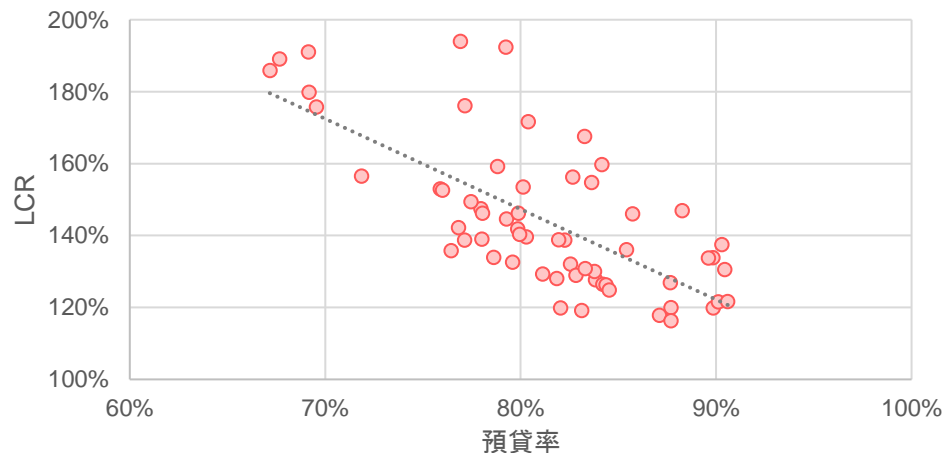
- LCRは、国際統一基準行については遵守義務を負っているほか、国内基準行についても金融庁への報告を要するものであり、遵守が求められる
- 貸増オペ剥落前後のLCRへの影響は、日銀共通担保に差し入れている資産がHQLAであるか否かによって変わる(図表31)
- LCRには多くのBS科目やオフバランス取引が影響するが、預貸率の影響は明確(図表32)
- 預金流出への備えに加え、LCR維持という意味においても、預金の5%程度はHQLAたる日銀預け金として保有するようなBS構造の維持が必要

【図表31】貸増オペ剥落とLCRの関係



【図表32】銀行BSとLCRの関係 (出所)各社公表資料

過去6四半期(24/3~25/6)における、国際統一基準行である地方銀行(グループ)の連結LCRについて、BS科目との関係性を分布図で示したものと

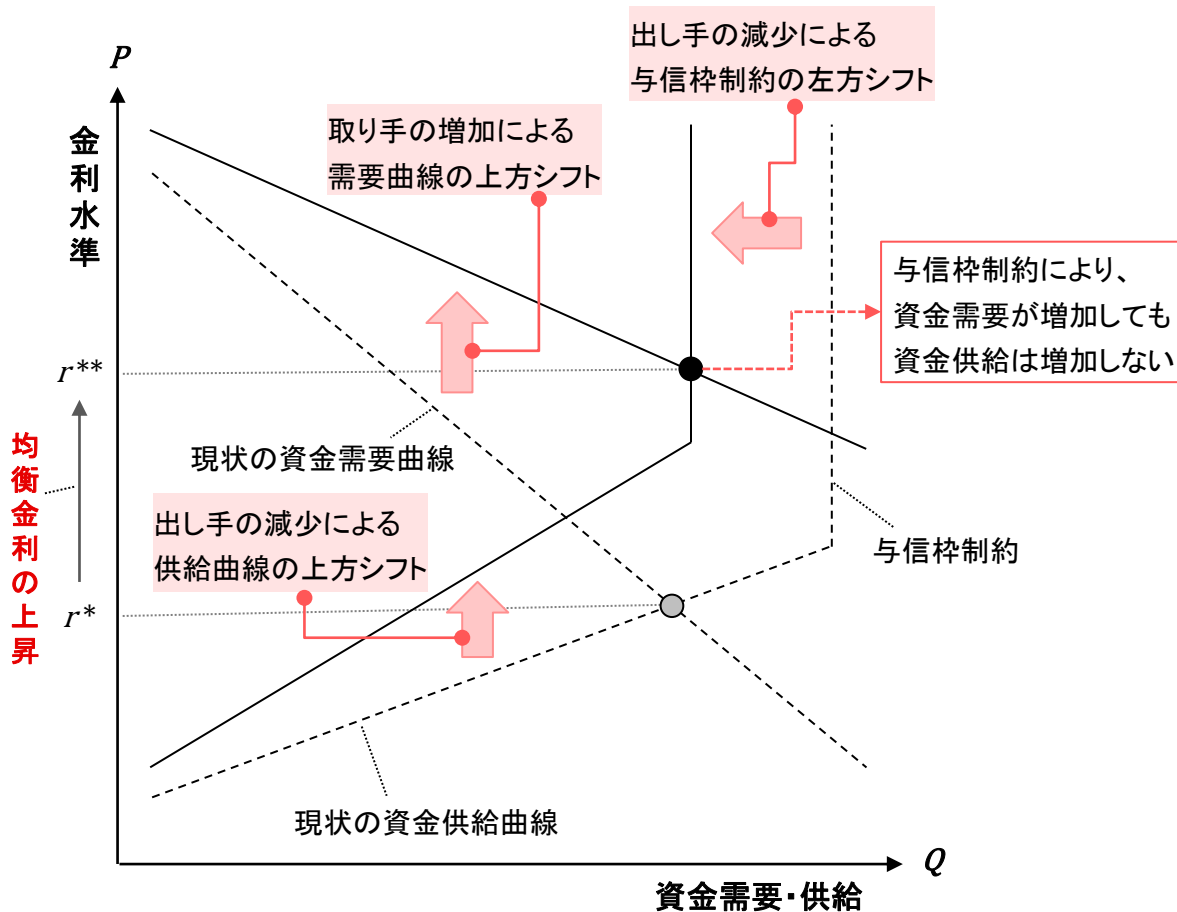


## IV. 市場の変化と対応

# 13. 資金需給の変化がもたらす短期金融市場への影響

- 金融正常化に伴い預金取扱機関の資金繰りに変化が生じることで、本邦短期金融市場における資金需給にも変化が生じ得る
- 資金の出し手の減少及び資金の取り手の増加はともに金利を押し上げる方向に働き、将来的に資金調達コストが上昇する可能性(図表33)
- 上記市場環境の変化は、市場参加者におけるそれぞれの業態において影響を及ぼす可能性有(図表34)
- 出し手の一部が、将来的に取り手に回る可能性。特に既存の取り手においては、十分な資金調達を行うことが困難になる虞あり

【図表33】資金需給変化の概念図(部分均衡分析)



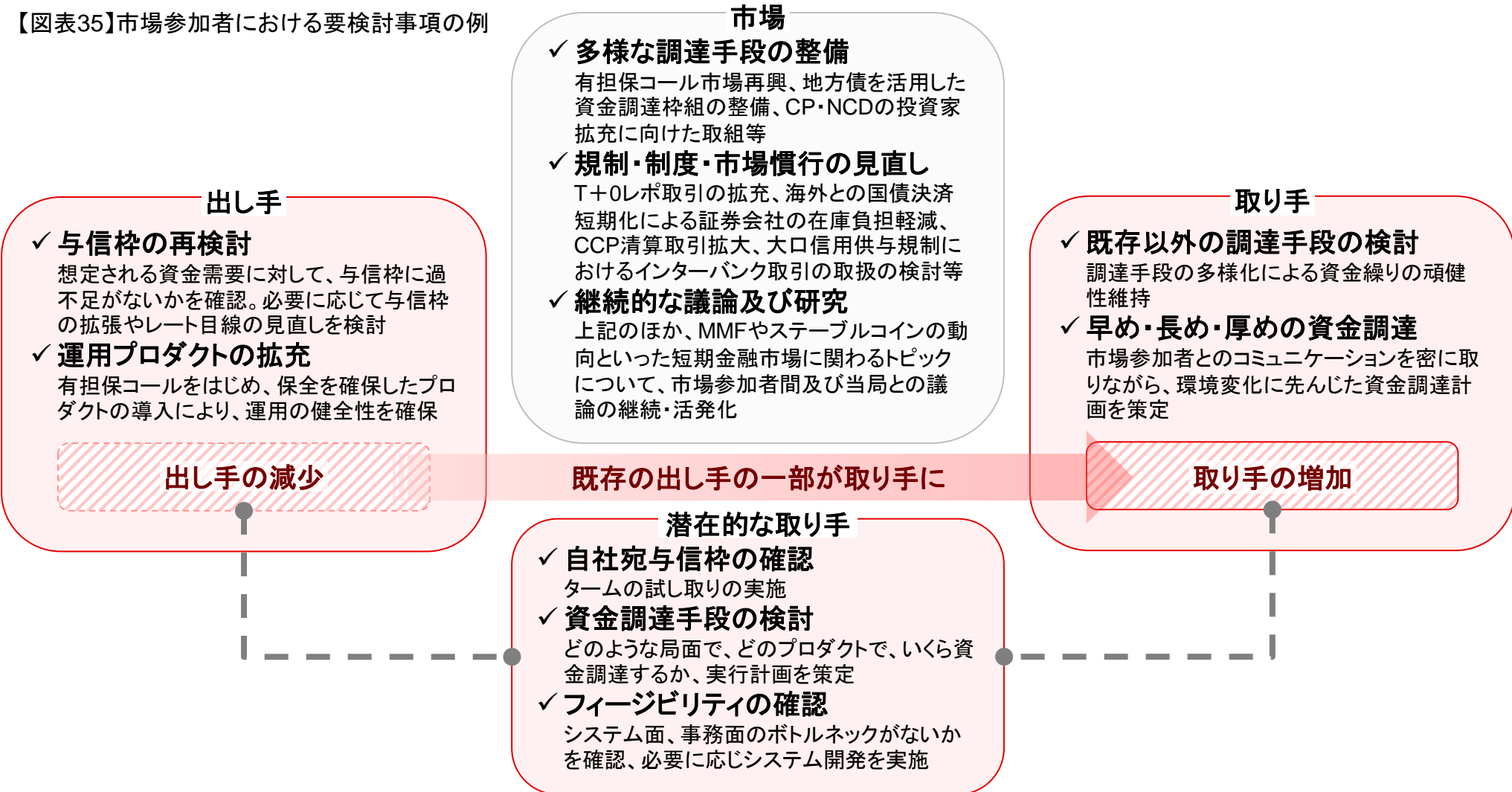
【図表34】ターム資金市場における業態ごとの影響

業態	主な取引	考え得る影響
証券	取り手	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 取り手の増加により、既存の取り手が調達できる資金量の減少や調達コスト増加の可能性有</li> <li>➢ 調達手段多様化や早めの調達計画を立てる必要</li> </ul>
銀行 信金	出し手 (裁定取引の場合 は取り手) 取り手 (可能性)	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 資金余力の低下に伴って出し手が減少し得るほか、一部銀行は反対に取り手に回る可能性有</li> <li>➢ 潜在的な取り手は、資金調達のフィージビリティの確認が不可欠</li> </ul>
生損保	出し手	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 出し手減少及び取り手増加により資金放出の条件が向上し得る</li> <li>➢ 与信枠の精査により、増加する資金需要に応える態勢を整えることが求められる</li> </ul>
投資信託	出し手	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 短期の運用が中心。資金繰り目的の短期の資金需要発生時には運用先増加の可能性有</li> <li>➢ 但しその際の信用リスクには留意が必要</li> </ul>
短資	仲介	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 実調達ニーズの増加により取引量増加の可能性有</li> <li>➢ 市場の健全性維持のため、新たな調達ニーズを満たす運用先を事前に探索しておく必要有</li> </ul>

# 14. 市場参加者における要検討事項

- 金融正常化の進展に伴い、タームの資金の出し手は減少、取り手は増加が見込まれる
- 出し手は、資金調達ニーズに応えるための与信枠の再検討を行いつつ、取り手に回った際の資金調達手段／フィージビリティも適宜検討が必要
- 取り手は、自社の資金調達余力の確認・強化を行うほか、環境変化に先んじた資金調達計画により、資金繰りに係る頑健性を高める必要有
- 市場全体としては、短取研の場などを活用しながら継続的な議論を行い、市場の整備や制度・慣行の見直し、提言を行う

【図表35】市場参加者における要検討事項の例



### 論点①: 短期金融市場の現状評価と先行きの見通し

- ✓ 足もとの短期金融市場における調達・運用環境の評価
- ✓ 金融正常化の進展に伴う先行きの環境変化や各プロダクトの特性を踏まえた、
  - A) 取り手と出し手のニーズの変化にかかる見通し
  - B) 調達・運用手段の変化にかかる見通し
- ✓ 各調達・運用手段の比較とそれぞれのプライオリティ

### 論点②: 市場全体における機能面の制約や課題

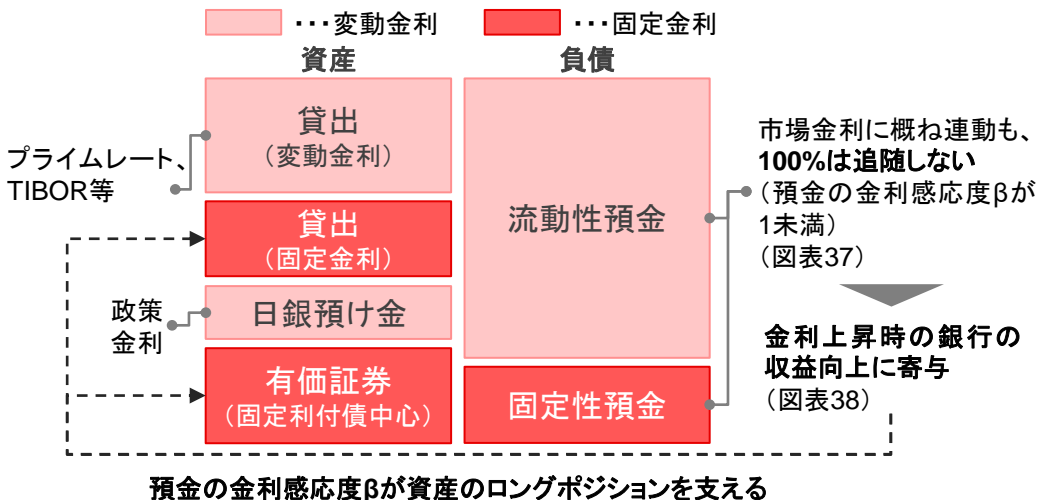
- ✓ 先行きの環境変化を踏まえた、多様な調達手段の整備や市場慣行の見直しの必要性
- ✓ 当研究会における継続的な議論・研究の論点

## V. Appendix

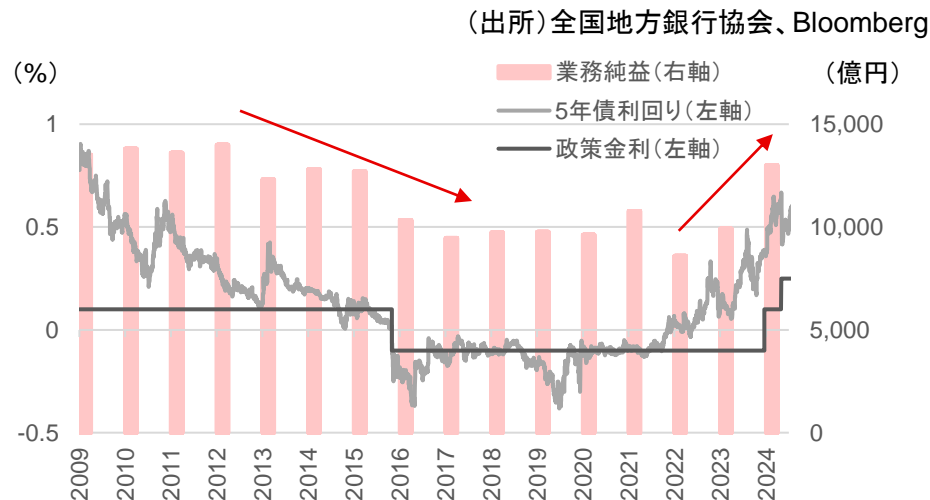
# 16. 預金獲得競争激化がもたらす銀行NIIへの影響

- 預金の金利感応度 $\beta$ が1未満等低位であり、運用の $\beta$ よりも低いことによって、一般的に利上げ局面において銀行の収益は向上(図表36-38)
- これによりALM観点での固定金利資産(金利低下時に銀行収益を下支え)積み上げニーズが生まれ、低金利局面では銀行の資金収益を押し上げ
- 然し乍ら、今後予見される預金獲得競争激化によってある時点で急速に $\beta$ が上昇すると、銀行の収益が非連続的に低下し得る(図表39)
- 銀行のNII低下は信用リスクにもつながり得るほか、 $\beta$ の上昇が固定金利貸出の供給余力低下、債券需要の減退をもたらす可能性有

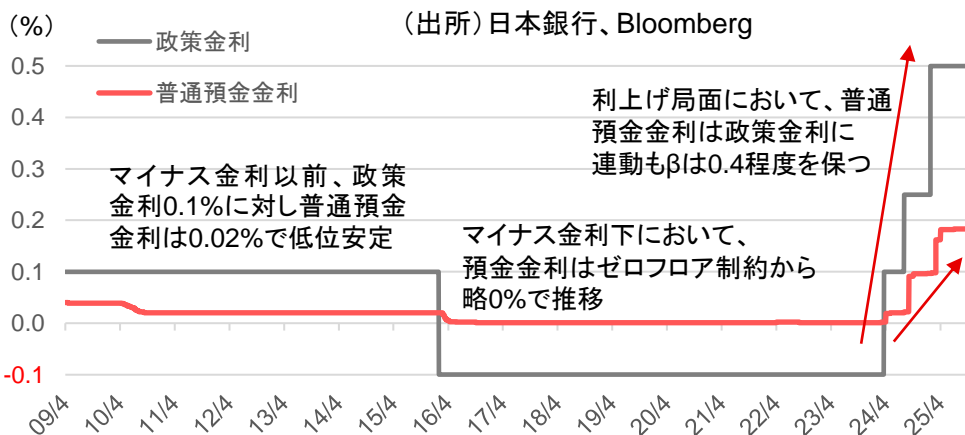
【図表36】銀行BS概観



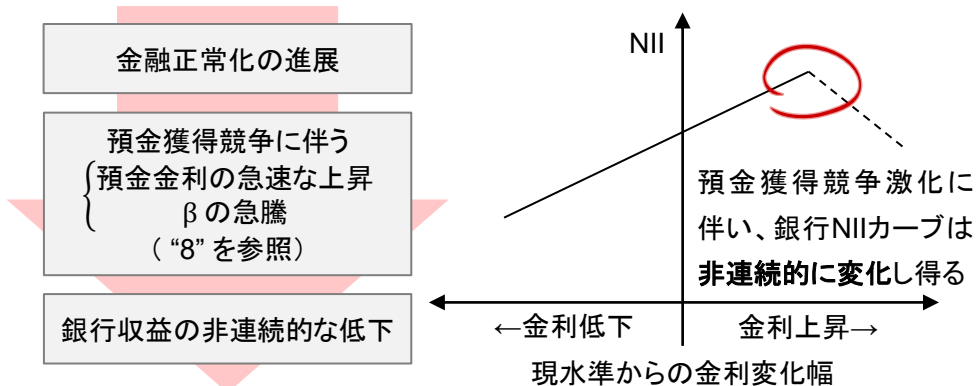
【図表38】金利と業務純益の関係(第一地銀)



【図表37】政策金利と普通預金店頭金利の平均年利率



【図表39】NIIカーブへの影響



\*NII: Net Interest Income。運用による収入から調達に係るコストを差し引いたもの

# 17. 資金繰り制約を勘案した預金獲得競争モデル

## 1. モデル概要

預金獲得競争におけるゲーム理論モデルにつき、簡単に説明する。

当該ゲームは完備情報静学ゲーム  $G \equiv G(N, S, u)$  として定義している。詳細は以下の通り。

<プレイヤー>

$$i, j \in N = \{1, 2\}$$

銀行1、銀行2の2プレイヤーによるゲームとしている。尚、 $i$  は銀行1または2の一方を、 $j$  はもう一方を示す。

<戦略>

$$s_i \in S_i = \mathbb{R}, \quad s = (s_i, s_j) \in S = S_i \times S_j$$

$s_i$  は  $i$  の設定する預金金利を示す。ゼロフロア制約を設ける場合は、 $s_i \in S_i = \mathbb{R}_+$  となる。

<利得>

$$u_i: S_i \times S_j \rightarrow \mathbb{R}$$

利得関数を、 $u_i(s) = (r_A - s_i)q_i(s)$  とする。

ここで、 $r_A$  は市場での運用金利、 $q_i(s)$  は戦略の組み合わせ  $s$  において  $i$  が獲得できる預金残高 ( $q_i: S_i \times S_j \rightarrow \mathbb{R}_+$ ) を示す。従って  $u_i(s)$  は、 $s$  において  $i$  が預金から得られる収益を表し、 $i$  はこれの最大化を目的とする。

尚、 $q_i(s)$  は以下の条件を満たすものとする。

$$\frac{\partial q_i}{\partial s_i} > 0 \quad (i \text{ の預金残高は } i \text{ の預金金利の増加関数})$$

$$\frac{\partial^2 q_i}{\partial s_i^2} \leq 0 \quad (i \text{ の預金金利上昇による } i \text{ の預金残高の限界的増加額は通減})$$

$$\frac{\partial q_i}{\partial s_j} < 0 \quad (i \text{ の預金残高は } j \text{ の預金金利の減少関数})$$

$$\frac{\partial^2 q_i}{\partial s_j^2} \geq 0 \quad (j \text{ の預金金利上昇による } i \text{ の預金残高の限界的減少額は通減})$$

## 2. ナッシュ均衡

$i$  の最適反応曲線は、一階条件より、

$$\frac{\partial u_i}{\partial s_i} = -q_i(s) + (r_A - s_i) \frac{\partial q_i}{\partial s_i} = 0$$

ここで、

$$\frac{\partial^2 u_i}{\partial s_i^2} = -2 \frac{\partial q_i}{\partial s_i} + (r_A - s_i) \frac{\partial^2 q_i}{\partial s_i^2}$$

先の条件及び  $r_A \geq s_i$  (運用金利を下回る水準での預金金利の提示) を仮定すると、

$$\frac{\partial^2 u_i}{\partial s_i^2} < 0$$

従って二階の条件を満たすことから、最適反応曲線の連立方程式の解が当該ゲームにおけるナッシュ均衡 (互いに最適戦略を取り合っている状態) となる。

## 3. 資金繰り制約

$i$  について資金繰り制約を加味する場合、 $i$  は以下の制約式を満たしたうえでの利得最大化を目的とする。

$$q_i(s) \geq k_i$$

$k_i \in \mathbb{R}_+$  は  $i$  が獲得する必要のある預金量である。当該制約を満たした均衡を、「資金繰り均衡」とする。

また、曲線  $q_i(s) = k_i$  を  $i$  の「資金繰り制約フロンティア」とする。

ここで、 $i$  の資金繰り制約フロンティア及び最適反応曲線それぞれについて、横軸に  $s_i$  を、縦軸に  $s_j$  を取った時の傾きを求める。

$i$  の資金繰り制約フロンティアを  $s_i$  で微分すると、

$$\frac{\partial q_i}{\partial s_i} + \frac{\partial q_i}{\partial s_j} \frac{ds_j}{ds_i} = 0$$

$$\frac{ds_j}{ds_i} = - \frac{\partial q_i / \partial s_i}{\partial q_i / \partial s_j} = \text{Slope}_{CF}$$

次に  $i$  の最適反応曲線を  $s_i$  で微分すると、

$$- \left( \frac{\partial q_i}{\partial s_i} + \frac{\partial q_i}{\partial s_j} \frac{ds_j}{ds_i} \right) - \frac{\partial q_i}{\partial s_i} + (r_A - s_i) \left( \frac{\partial^2 q_i}{\partial s_i^2} + \frac{\partial^2 q_i}{\partial s_j \partial s_i} \frac{ds_j}{ds_i} \right) = 0$$

$$\frac{ds_j}{ds_i} = - \frac{2 \frac{\partial q_i}{\partial s_i} - (r_A - s_i) \frac{\partial^2 q_i}{\partial s_i^2}}{\frac{\partial q_i}{\partial s_j} - (r_A - s_i) \frac{\partial^2 q_i}{\partial s_j \partial s_i}} = \text{Slope}_{BR}$$

$\text{Slope}_{CF}$  と  $\text{Slope}_{BR}$  の大小関係は  $q_i(s)$  の構造によっても変わるが、 $r_A - s_i$  が十分に0に近い場合は  $\text{Slope}_{CF} < \text{Slope}_{BR}$  となる、即ち図表21、22の通り資金繰り制約フロンティアの傾きが最適反応曲線の傾きよりも小さくなることで、相手の預金金利が上昇した時に自らの預金金利を上げなければならない度合いが、資金繰り制約が存在しない場合よりも大きくなる (= 預金獲得競争が激化する)。その結果、資金繰り均衡における預金金利水準は、2で示したナッシュ均衡における預金金利水準よりも高くなる。

尚、資金繰り均衡は常に存在するとは限らないが、その場合はマーケット全体の資金量が銀行の必要調達額を下回っていることとなり、現実的とは言えない。

秋元虹輝、富田絢子、服部孝洋、深見健太(2025)「本邦国債レポ市場における中央清算機関(CCP)の役割とヘアカット」金融庁金融研究センター ディスカッションペーパー DP2025-8(2025年10月)

長田健、鵜飼博史(2025)「量的引き締めに潜む流動性依存」金融構造研究、第47号

Acharya, V. V., Chauhan, R. S., Rajan, R., and Steffen, S. (2022), Liquidity dependence: Why shrinking central bank balance sheets is an uphill task. *Jackson Hole Economic Policy Symposium 2022 of the Federal Reserve Bank of Kansas City*

Acharya, V. V., Chauhan, R. S., Rajan, R., and Steffen, S. (2024). Liquidity dependence and the waxing and waning of central bank balance sheets. No. w31050, *National Bureau of Economic Research*.

Acharya V. V., and Rajan, R. (2024) Liquidity, liquidity everywhere, not a drop to use: Why flooding banks with central bank reserves may not expand liquidity. *Journal of Finance*.

Ugai, H. & Osada, T. (2024) The Reversal of BoJ's Balance Sheet Policy and Liquidity Dependence. *Discussion Paper series, SU-RCSDEA 2024-002 Strategic Research Area for Sustainable Development in East Asia, Saitama University, Japan*

## 市場運営に関する日本銀行への要望事項アンケート結果（確定版）

### 1. オペ・入札関連

	要望事項	具体的ニーズ等
(1)	国債補完供給オペ	国債補完供給について、日本銀行 HP の『落札結果』画面上で、当日に売却銘柄・金額を公表頂いているが、現状のテキスト形式であると集計等作業が煩雑であるため、別途『オペレーション』にて月次で公表頂いている形と同様に、エクセル形式で情報提供頂きたい。
(2)	米ドル供給オペ	日銀米ドル資金供給オペについて、リモートワーク対応の観点から、FAX での情報授受を Eメール等に代替してほしい。
(3)	その他オペ	近年実施されていないオペにかかる訓練の実施について 近年実施されていないオペ（手形売オペ等）について、事務フローの確認等を行うために定期的に訓練を行うようにご検討にいただきたい。
(4)	オペ全般	御行オペレーションに関する、基本要領・事務マニュアル・事務取扱細則等書類の参照先が、日本銀行 HP の金融政策部分、業務上の事務連絡（日銀ネット利用細則など）、金融市場オンライン等広範に亘っており、一式を正しく読み解くのに時間を要している状況です。オペ毎に要参照先を一覧リスト化する等ご検討頂ければ、市場参加者にとって非常に有益・オペ活用の一助になると考えます。

### 2. 金融市場オンライン

	要望事項	具体的ニーズ等
(1)	適格担保確認	適格等適格確認書について 主に証書貸付の適格確認を行う際に、発行体コードのある先とない先で提出する書式がワードとエクセルに分かれていることが処理の煩雑さを生じさせており、エクセルファイ

		ルへの統一を要望したい。具体的には、①ワードファイルをエクセルファイルとして頂くこと、②発行体コードの有無に関わらず1つのエクセルの書式として頂くことをご検討頂きたい。
--	--	--

### 3. 日銀ネット関連

	要望事項	具体的ニーズ等
(1)	担保残高出力	日銀ネットより出力する『544201_担保残高等』について、住宅ローン債権信託受益権は出力の際に『担保種類区分名』は『担保余裕額指定1』を選択するが、出力結果につき担保価額は表示されるが担保残高が表示されず、照合作業上不都合であるため、他の担保と同様に担保残高が表示される様仕様変更頂きたい。
(2)	適格担保確認	日銀ネット上で適格担保の確認を行う際、新発地方債の発行後、適格担保として日銀ネット上で表示されるまでに要する日数について具体的に把握したいと思っており、マニュアルにもう少し詳しくご記載頂けないか。
(3)	残高証明関連の提出	各種『残高証明関連』（業務上の事務連絡 - 日銀ネット関連 - 日本銀行（業務局、支店業務課）との諸取引にかかる提出書類）について、郵送だと日数を要する為、業務オンラインでの提出を認めて頂きたい。また証明を希望しない項目については斜線を引く旨の注記があるが、一部書式（例 書式 5）は斜線が引けない・挿入出来ない仕様となっており、紙出力後手書きで対応している為、ファイルの仕様変更を行って頂きたい。
(4)	担保に関する細則	『担保に関する細則』の書式（業務上の事務連絡 - 日銀ネット関連 諸規則・マニュアル類-担保に関する細則）について、以前御行より改行箇所が変わると受付不可との指摘を頂いた為（例：通番 11、75）、文字入力する際にテキストボックスで入力・位置調整を行っている。本件について、改行箇所の変更を認めて頂くか、又は行がズレない様 Excel 形式フォーマットを提供頂きたい。
(5)	取引の複数打鍵	日銀ネット端末の 741201（国債振替決済個人向け国債売渡申込（中途換金））、541103（共通担保一般債差入）、541153（共通担保一般債返戻）において、同じ取引を複数打鍵する際に連続登録を行っているが、件数が表示されないことで確認作業に時間がかかってしまうため、登録済の件数を表示してほしい。

#### 4. その他

	要望事項	具体的ニーズ等
(1)	コール市場残高統計	日銀 HP の O/N コール加重平均残高確報の Excel が、前営業日しか出力できない仕様となっているが、Excel ベースでのヒストリカルデータがほしい。また、月次で公表頂いているコール市場残高について、業態別の市場残高をよりタームごとに見られる仕様にしていただきたい。
(2)	預金種類別店頭表示金利	以前公表していた「預金種類別店頭表示金利の平均年利率等」について時系列データから確認できることは認識しているが、以前のように新着情報に公表のお知らせという形で公表の都度 PDF 形式での掲載をすることを検討いただきたい。
(3)	日銀時系列データ検索	日銀の時系列統計データ検索サイトにおいて、一括ダウンロードできる項目数は最大 250 までと制約が掛かっているが、選択するデータシート次第では項目が 250 個以上あるものもあり、そうしたデータシートは一括ダウンロードが出来ず、1つ1つ項目を取捨していく必要があり大変不便である。 一括ダウンロードできる最大項目数を増やし、利便性を高めてほしい。
(4)	BOJ-INFO	BOJ-INFO 検索性の向上のため、掲載情報のタイトル等を工夫いただきたい。また、ダウンロードした ZIP 内のファイル名称がわかりづらいため、オペ関連の事務細則や事務要領・オペ名称・日付などについて、Excel や Word のファイル名を付けてほしい。

以 上

## ご意見

### (1) 計数調査項目へのご意見

7月末残を回答しているが、月末は取引を控えていることも考えられるため未残だけでなく平残や月初・月中の残高にしてはどうか。

金利ある世界に移行し、ベースマネーが減少していく中、今後ターム物の資金調達手段拡充が重要となってくると思われる。無担保コール取引の他、金融機関のCP発行ニーズや取引ニーズも増していくと考えられるため、CP発行や運用に対する取り組み状況等のCP市場に関する計数項目の拡充を要望。

### (2) アンケート調査項目へのご意見

コール・レポ取引の事務コストに見合う裁定取引の利鞘目線

TONA金先の取引状況

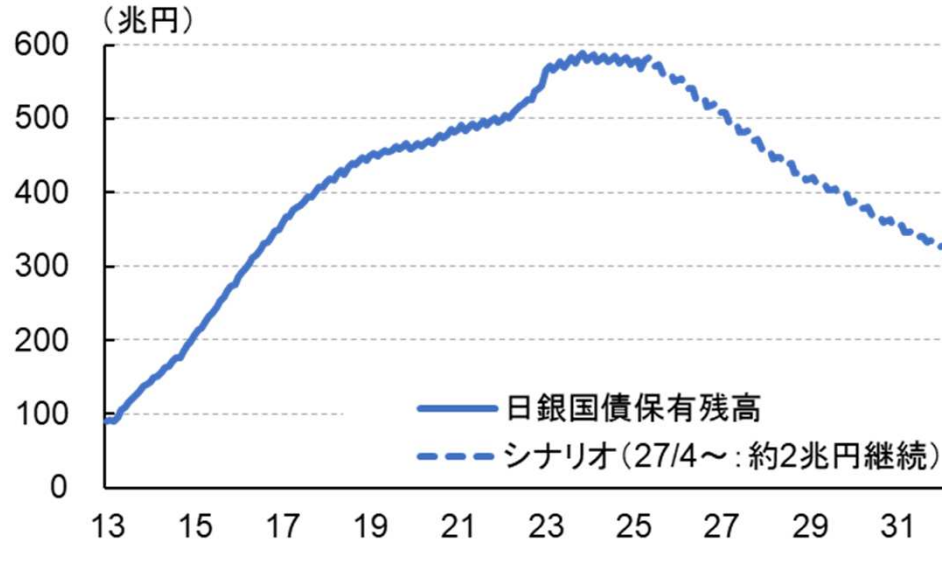
貸出増加支援オペ終了の影響について

2023年度のアンケート項目にあったTONA金先に関して、日銀政策変更に伴う整備状況や取引状況の変化を再調査してはどうか。

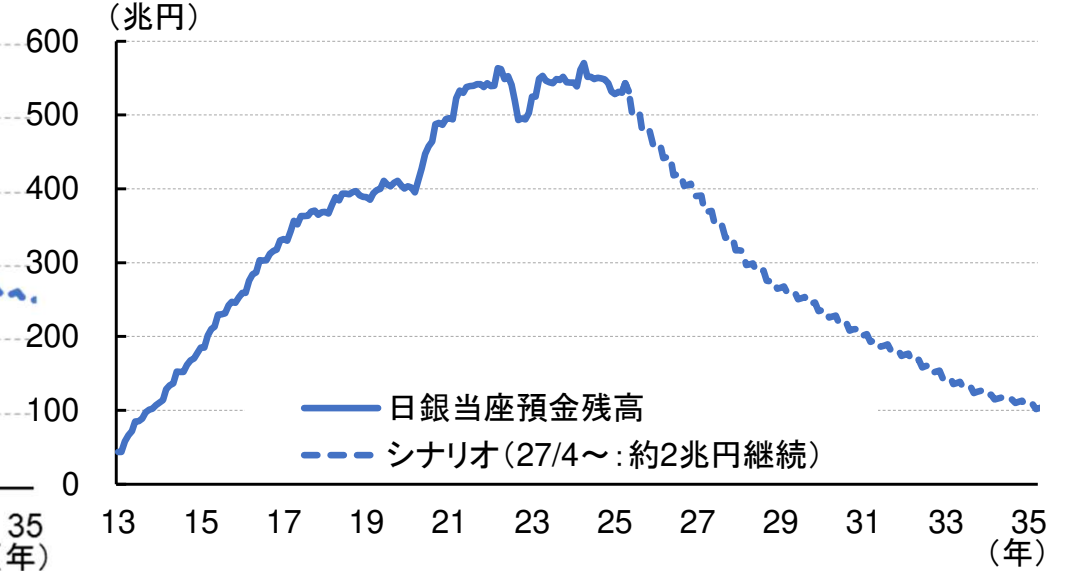
# (前提) 現行金融政策下の国債残高と日銀当座預金残高

- 日銀の資金供給オペの剥落および国債の買入れ減額により、日銀当座預金残高は貸出増加支援供給オペ最終期日足となる2028年には300兆円程度に減少する見込み。
- 預貸ギャップの縮小・国債等市場運用の増加によって潤沢な超過準備が大きく減少することによる資金需給の変化が起きる可能性あり
- マイナス金利環境下から本格適用された資金流動性関連のバーゼル規制(LCR/NSFR)も重たい足かせに

【図表1】現行買入れペースでの日銀保有国債残高の推移(試算)



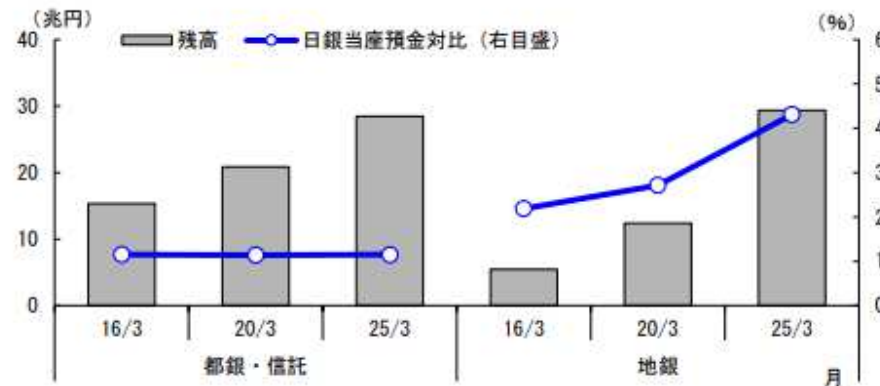
【図表2】日銀当預金の推移(試算)



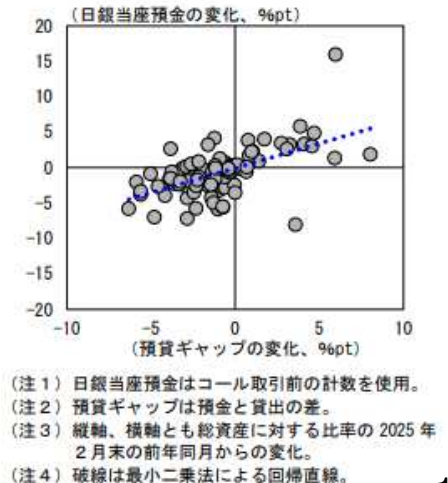
【図表3】日銀当座預金の増減要因



【図表3】貸出増加支援資金供給の利用残高と日銀当預残高に対する比率

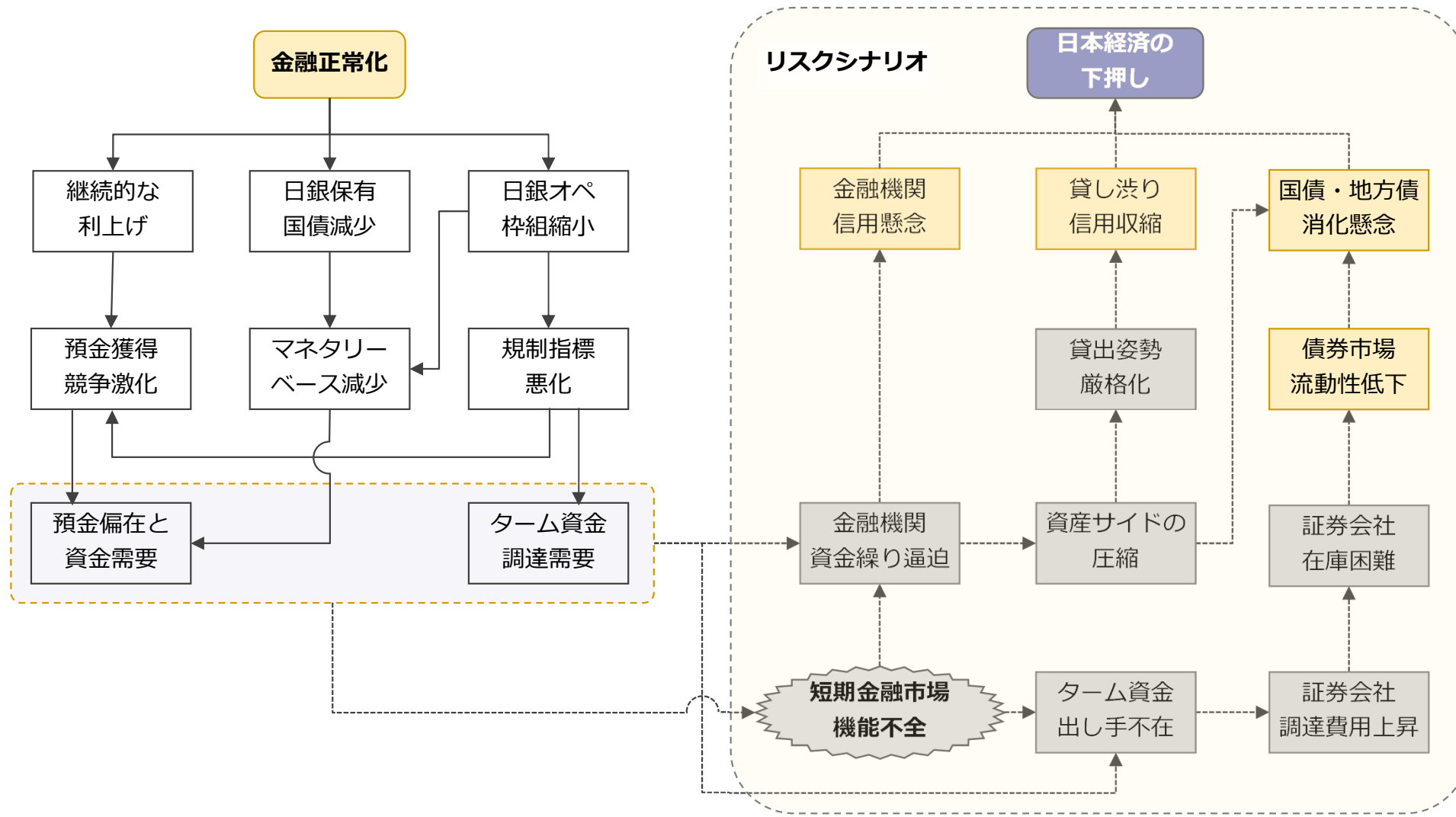


【図表5】日銀当預と預貸ギャップの関係



# 金融正常化がもたらす短期金融市場の影響とリスクシナリオ

## 金融正常化がもたらす本邦短期金融市場及び本邦経済への影響

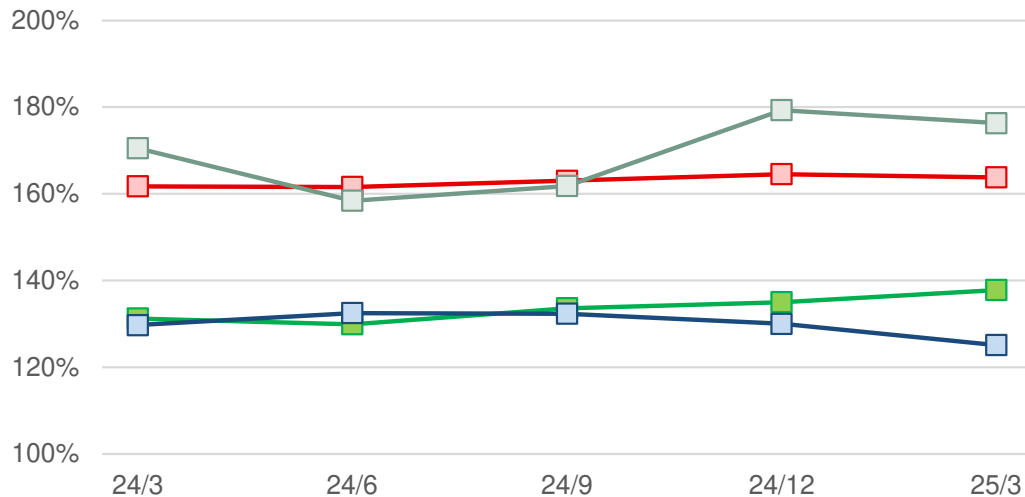


金融正常化のさらなる進展を見据え、短期金融市場機能度向上に向けた議論促進の必要性

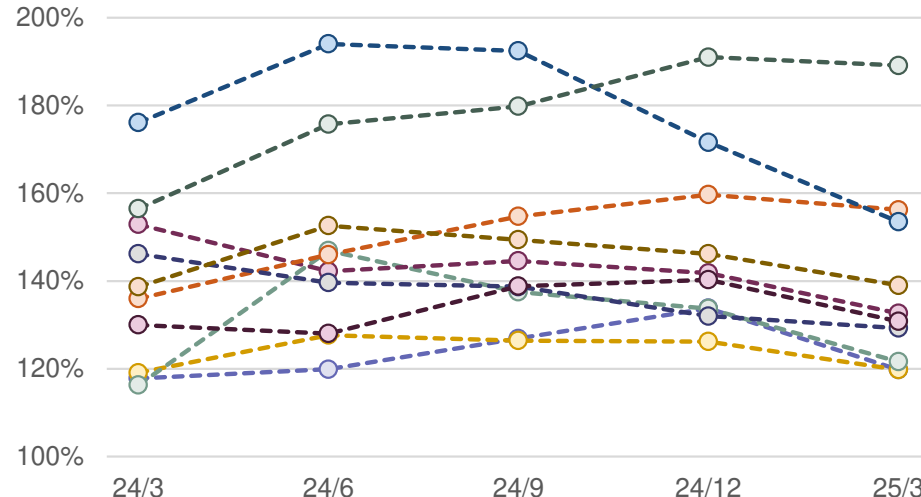
# 国際統一基準行におけるLCR, NSFRの推移

- 本邦国際統一基準行においては、LCR, NSFRともに足元一定程度余裕あり
- 但し、地銀においてLCRはやや低下傾向(図表2)。今後の市場環境のストレス増大に伴い、LCR遵守のためのBS運営が必要となる可能性有
- また、大手行のNSFRは四半期ごと5%前後変動しながら推移(図表3)。何らかのショック発生時は社債発行等NSFR遵守に向けた手当が必要
- 一部地銀のNSFRは110%近傍で推移(図表4)。貸増オペ剥落とともにさらなる低下圧力がかかる可能性大

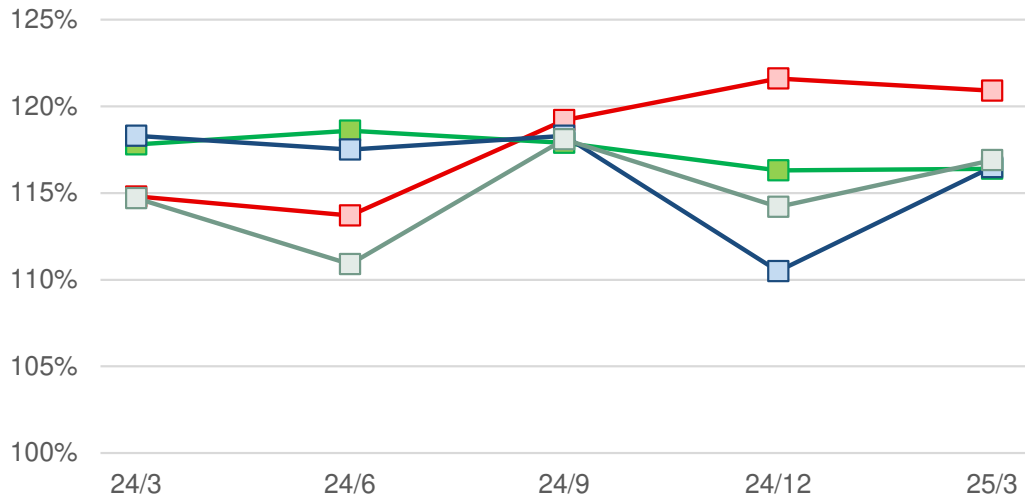
【図表1】大手行におけるLCRの推移



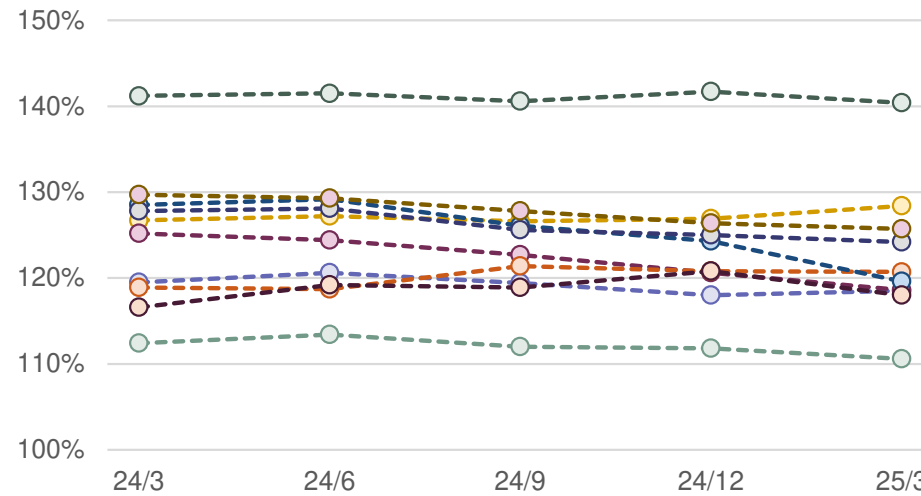
【図表2】地銀(国際統一基準行)におけるLCRの推移



【図表3】大手行におけるNSFRの推移



【図表4】地銀(国際統一基準行)におけるNSFRの推移



(資料)各行HPより作成

投信コール・新日銀ネット備考欄コード一覧

作成基準日:2026/2/27

備考コード	会社名	備考コード	会社名
6010	野村アセットマネジメント	6640	三井住友トラスト・アセットマネジメント
6020	アモーヴァ・アセットマネジメント	6650	ラッセル・インベストメント
6030	三菱UFJアセットマネジメント	6660	
6040	大和アセットマネジメント	6670	
6050		6680	朝日ライフアセットマネジメント
6060		6690	
6070		6700	
6080		6710	さわかみ投信
6090	SBI岡三アセットマネジメント		
6100	T&Dアセットマネジメント	6730	
6110		6740	
6120	明治安田アセットマネジメント	6750	
6130		6760	MFSインベストメント・マネジメント
6140		6770	
6150		6780	日立投資顧問
6160		6790	三井住友DSアセットマネジメント
6170	JPモルガン・アセット・マネジメント	6800	スパークス・アセット・マネジメント
6180	インベスコ・アセット・マネジメント	6810	
6190		6820	
6200	シュローダー・インベストメント・マネジメント	6830	イーストスプリング・インベストメンツ
6210	アバディーン・ジャパン	6840	ピムコジャパンリミテッド
6220		6850	BNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン
6230		6860	アクサ・インベストメント・マネージャーズ
6240		6870	
6250	農林中金全共連アセットマネジメント	6880	
6260		6890	SBIアセットマネジメント
6270		6900	ありがとう投信
6280		6910	TORANOTEC投信投資顧問
6290	ニッセイアセットマネジメント	6920	
6300		6930	キャピタル・インターナショナル
6310	モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント	6940	
6320	フィデリティ投信	6950	
6330	ベアリングス・ジャパン	6960	セゾン投信
6340	ドイチェ・アセット・マネジメント	6970	PayPayアセットマネジメント
6350	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント	69A0	キャピタル アセットマネジメント
6360		69B0	ソシエテ・ジェネラル・オスマン・マネジメント
6370		69C0	レオス・キャピタルワークス
6380		69D0	シンプレクス・アセット・マネジメント
6390	アライアンス・パーンスタイン	69E0	コムジェスト・アセットマネジメント
6400	パインブリッジ・インベストメンツ	69H0	パリティアセットマネジメント
6410		69I0	楽天投信投資顧問
6420	ピクテ・ジャパン	69J0	パークレイズ投信投資顧問
6430		69K0	マニユライフ・インベストメント・マネジメント
6440	BNPパリバ・アセットマネジメント	69L0	ユニオン投信
6450	SOMPOアセットマネジメント	69M0	ベイビュー・アセット・マネジメント
6460		69N0	コモンズ投信
6470	アセットマネジメントOne	69O0	ウェリントン・マネージメント・ジャパン・ピーティーイー・リミテッド
6480	ブラックロック・ジャパン	69Q0	鎌倉投信
6490	東京海上アセットマネジメント	69R0	
6500	UBSアセット・マネジメント	69T0	ノーザン・トラスト・グローバル・インベストメンツ
6510	HSBC アセットマネジメント	69V0	ウエスタン・アセット・マネジメント
6520		69W0	中銀アセットマネジメント
6530	フランクリン・テンプレートン・ジャパン	69Y0	カレラアセットマネジメント
6540	PGIMジャパン	6AA0	ポートフォリア
6550	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ	6AB0	ファイブスター投信投資顧問
6560		6AC0	GCIアセット・マネジメント
6570		6AD0	いちよしアセットマネジメント
6580	アムンディ・ジャパン	6AE0	あおぞら投信
6590	しんきんアセットマネジメント投信	6AF0	ニューバーガー・バーマン
6600		6AG0	ナティクシス・インベストメント・マネージャーズ
6610		6AH0	ちばぎんアセットマネジメント
6620		6AI0	スカイオーシャン・アセットマネジメント
6630		6AJ0	りそなアセットマネジメント

投信コール・新日銀ネット備考欄コード一覧

備考コード	会社名	備考コード	会社名
6AK0	JP投信	6B80	JPモルガン・マンサール投信
6AL0	マネックス・アセットマネジメント	6BB0	八十二アセットマネジメント
6AM0	オールニッポン・アセットマネジメント	6BC0	日本橋バリューパートナーズ
6AN0		6BD0	バーテックス・インベストメント・ソリューションズ
6AO0	ワイエムアセットマネジメント	6BE0	FFG投信
6AP0	アリストゴラ・アドバイザーズ	6BF0	GVCアセットマネジメント
6AQ0	アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ジャパン	6BG0	JAMPファンド・マネジメント
6AR0	お金のデザイン	6BH0	チャーチル・ファイナンス・ジャパン株式会社
6AS0		6BJ0	なかのアセットマネジメント株式会社
6AT0	プリンシパル・グローバル・インベスターズ	6BK0	fundnote株式会社
6AU0	ブルーベイ・アセット・マネジメント・インターナショナル・リミテッド	6BL0	セイリュウ・アセット・マネジメント
6AW0	ティー・ロウ・プライス・ジャパン	6BM0	カド・インベストメント
6AX0	HCアセットマネジメント	6BN0	ラザード・ジャパン・アセット・マネージメント
6AY0	auアセットマネジメント		
6AZ0			
6B10	東海東京アセットマネジメント		
6B40	農林中金バリューインベストメンツ		
6B50	Global X Japan		
6B60	sustenキャピタル・マネジメント		
6B70	UBPインベストメンツ		

- ・網掛け表示コードは、合併・清算等による退会に伴い、現在使用せず。
- ・コード構成は、「6+投資信託協会コード(2桁)+0(ゼロ)」であり、大文字半角英数字。

2025年12月

短資協会

## 2026年度の短資取引約定確認サービス利用料金の検討状況について

## 1. 約定確認サービス利用料金改定基準

約定確認サービスの利用料金については、短資取引約定確認サービス利用要領V. 2. において「約定確認サービスの年間の運営経費を年間の利用料収入で賄うことを基本として、年間の運営収支状況を勘案したうえで、必要に応じて改定する」と定めています。

## 2. 2026年度約定確認サービス利用料金の方向性

2025年中の運営収支については、前年を10百万円強上回り、14百万円の黒字になる見込みです。

2026年度の約定確認サービス利用料金については、2025年中の運営収支実績を踏まえて、来年2月に決定する予定ですが、今のところ、基本料金（現行月額単価：27,000円/利用拠点）、従量料金（同単価：200円/件）ともに現行通り据え置く方向で考えています。

## 【運営収支】

	利用拠点数		利用件数		課金件数		運営収支
	月平均		1営業日平均		課金倍率		
2019年	3,308	276	46,636	194	117,716	2.52	+ 4,875 千円
2020年	3,207	267	48,556	200	126,364	2.60	+ 10,572 千円
2021年	3,130	261	52,389	214	138,977	2.65	+ 13,521 千円
2022年	3,081	257	49,288	202	130,532	2.65	+ 13,836 千円
2023年	3,069	256	52,277	213	139,202	2.66	+ 13,696 千円
2024年	3,055	255	42,958	175	111,103	2.59	+ 1,317 千円
2025年見込み	3,028	252	39,724	163	102,601	2.58	+ 14,565 千円

（注）システムの開発費用（現行分は322百万円）は、短資業界が負担。

以 上

## 2025 年度短取研メンバー

(委員)

金融機関名	役職名	氏名
三菱東京 UFJ 銀行	資金証券部 上席調査役	山崎 幸子
みずほ銀行 (10月～)	総合資金部 ディレクター	田中 博也
三井住友銀行 (~9月)	市場資金部	伊藤 美樹子
常陽銀行 (~6月)	市場金融部 次長	篠崎 敏志
横浜銀行 (7月～)	市場営業部 グループ長	渡辺 佳晋
三菱UFJ信託銀行	市場企画部 リスク管理 G 課長	谷口 浩基
愛媛銀行 (~5月)	東京事務所 副所長	長岡 健志
北洋銀行 (~6月)	経営企画部 調査役	若本 哲平
ステート・ストリート銀行	日本における代表者 兼 東京支店長	若林 徳広
農林中央金庫	資金為替部 部長代理	佐藤 翔太
信金中央金庫	市場運用部 調査役	上澤 美成
アモーヴァ・アセットマネジメント	トレーディング部 資金債券グループ グループマネージャー	三石 健幸
野村證券	トレジャリー部 エグゼクティブ・ディレクター	山田 潤世
日本生命保険 (~6月)	資金証券部 担当課長	土石川 雅一
第一生命保険 (7月～)	債券部 ラインマネジャー	柴崎 大輔
東京海上ホールディングス (~6月)	投資運用部・グローバル債券投資グループ アシスタントマネージャー	三栖 雅大
三井住友海上火災保険 (7月～)	財務企画部・投資業務チーム 課長代理	荻原 希保
ゆうちょ銀行	資金管理部グループリーダー	小椋 健
セントラル短資	資金営業部 執行役員資金営業部部長	塚崎 裕

(オブザーバー)

金融機関名	役職名	氏名
日本マスタートラスト信託銀行	証券取引執行部 資金運用室 資金グループ 主任調査役	太田 佳成
東京金融取引所 (～12月)	金利市場営業部 マネージャー	大澤 紘彦
東京金融取引所 (1月～)	ホールセール事業部 主任	石原 恵美

(事務局)

金融機関名	役職名	氏名
全国銀行協会	業務部 次長	高橋 哲生